

大学院学生の手引

平成 28 (2016) 年度入学生用

本冊子に記載されたカリキュラムは
あなたが修了するまで適用されます



信州大学大学院総合理工学研究科

(伊那キャンパス)

目 次

1. 信州大学・総合理工学研究科の 理念と目標…………… 1	12. 学生関係事務要項…………… 28	
2. 信州大学大学院・総合理工学研究科 「学位授与の方針」 「教育課程編成・実施の方針」…………… 2	(1) 授業料	
3. 農学専攻・生命医工学専攻の理念と目標 「学位授与の方針」 「教育課程編成・実施の方針」…………… 3	(2) 学生向け情報の掲示及びメール	
4. 履修要項…………… 5	(3) 証明書・学生旅客運賃割引証	
(1) 修了要件	(4) 奨学金	
(2) 単位	(5) 保健・メンタルヘルス	
(3) 履修方法及び履修登録手続	(6) 休学・退学	
(4) 授業方法等	(7) 学籍情報入力	
(5) 成績評価	(8) 就 職	
(6) 修士論文等の提出時期等	(9) 課外活動	
(7) 修了生が取得可能な免許	(10) 海外渡航届	
5. 専攻別の修了要件及び授業科目一覧	(11) 学生証等の携帯, 再発行	
農学専攻…………… 7	(12) 住 居	
生命医工学専攻…………… 13	(13) アルバイト	
サスティナブルソサイエティ	13. 学生教育研究災害傷害保険及び グローバル人材養成プログラム について…………… 17	学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任 保険への加入手引…………… 33
6. 信州大学大学院総合理工学研究科 学位論文等審査 及び最終試験並びに修了判定実施要項… 19	14. 講義室・学生ラウンジ使用の手引…………… 35	
7. 修士論文関係様式…………… 20	15. 信州大学附属図書館 農学部図書館利用の手引…………… 36	
修士学位論文等審査申請書	16. 体育館使用の手引…………… 38	
修士学位論文等要旨	17. 福利厚生施設利用の手引…………… 39	
修士論文作成要領	18. 課外活動施設の使用心得…………… 39	
8. 信州大学大学院総合理工学研究科 修士論文評価基準…………… 22	19. 実習宿泊施設利用の手引…………… 40	
9. 信州大学大学院総合理工学研究科 長期履修学生制度取扱要項…………… 23	20. 野外調査の届け出について…………… 41	
10. 学生の表彰及び懲戒について…………… 24	21. 伊那キャンパス構内における 火気使用についての申し合わせ…………… 43	
11. 成績優秀学生の授業料免除について… 27	22. 緊急事態対応の手引…………… 44	
	23. 農学部配置図…………… 45	
	24. 位置図…………… 46	
	25. ACSUによる出席状況確認…………… 47	
	26. 信州大学大学院学則…………… 49	
	27. 信州大学学位規程…………… 63	
	28. 信州大学大学院総合理工学研究科規程… 66	
	29. 位置及び沿革…………… 81	
	30. 信州大学学生生活に関する通則…………… 82	
	31. ハラスメント（嫌がらせ）にあつたら 【ハラスメント相談員】に相談してください ～信州大学イコール・パートナーシップ委員会から 学生の皆さんへ～…………… 83	

1. 信州大学・総合理工学研究科の理念と目標



信州大学の理念

信州大学は、

信州の豊かな自然、その歴史と文化、人々の営みを大切にします。

信州大学は、

その知的資産と活動を通じて、自然環境の保全、人々の福祉向上、産業の育成と活性化に奉仕します。

信州大学は、

世界の多様な文化・思想の交わる場所であり、それらを理解し受け入れ共に生きる若者を育てます。

信州大学は、

自立した個性を大切にします。

信州大学で学び、研究する我々は、

その成果を人々の幸福に役立て、人々を傷つけるためには使いません。



信州大学の目標

信州大学は、

その存立の理念に基づき、教育・研究・地域貢献・国際交流において次の目標を掲げます。

(教育)

かけがえのない自然を愛し、人類文化・思想の多様性を受容し、豊かなコミュニケーション能力を持つ教養人であり、自ら具体的な課題を見出しその解決に果敢に挑戦する精神と高度の専門知識・能力を備えた個性を育てます。

(研究)

人類の知のフロンティアを切り拓き、自然との共存のもとに人類社会の持続的発展を目指した独創的研究を推進し、その成果を地域と世界に発信し、若い才能を引きつける研究環境を築きます。

(地域貢献)

信州の自然環境の保全、歴史と文化・伝統の継承・発展、人々の教育・福祉の向上と産業発展の具体的課題に貢献するため、大学を人々に開放し関連各界との緊密な連携・協力を進めます。

(国際交流)

諸外国から学生・研究者を積極的に受け入れ、世界に開かれた大学とし、信州の国際交流の大きい推進力となります。



総合理工学研究科の理念と目標

総合理工学研究科は、信州の豊かな自然環境のもと、地域に根ざし世界に開かれた大学院として、それぞれの専門分野において社会に資する有為な人材を育成するための教育・研究を推進します。幅広い学問分野を含む利点を生かして、学際領域を開拓する進取の気性に富んだ人材を育成し、広い視野と高い課題解決能力をもつ高度専門職業人を養成することを教育・研究の理念とします。

本研究科は、高度な専門知識・技術および周辺分野の課題にも対応した応用力・俯瞰力と批判的思考力をもつ高度専門職業人、創造性豊かな研究者、および環境調和社会を支える知的素養と倫理観を備えた人材を養成することを教育・研究目標とします。

2. 信州大学大学院・総合理工学研究科 「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」



学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

信州大学大学院

信州大学大学院では、俯瞰力と独創力を備え、持続可能な価値社会を創造する質の高い高度専門職業人や、先端的研究を推進する人材を養成するために、以下のように各課程の学位授与方針を定める。

1. 修士課程にあつては、広い視野に立って精深な学識を持ち、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を修得している。
2. 博士課程にあつては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を修得している。
3. 専門職学位課程にあつては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を修得している。

総合理工学研究科

総合理工学研究科では、以下の知識と能力等を十分培い、かつ、専攻ごとに定められた学位授与方針に適う知識と能力等を有する学生に「修士」の学位を授与します。

1. 人類、社会の平和的・持続的発展のために、研究者・技術者として科学・技術を発展させるための幅広い見識と健全な倫理観
2. 環境調和社会、知識基盤社会を多様に支える高度な専門知識と実践的技術力
3. さまざまな課題に対処できる高い情報収集・分析能力とグローバルな情報発信能力
4. 深い専門知識に基づいて自らの思考や妥当性を論理的に説明できる批判的思考力



教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

信州大学大学院

大学院課程における教育課程編成の方針

1. 信州大学大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成します。
2. 信州大学大学院は、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮します。

大学院課程における教育課程実施の方針

1. 信州大学大学院は、専門性の一層の向上を図り幅広い学識を涵養するため、コースワークを充実させ、コースワークから研究指導へ有機的につながる体系的な教育を行います。また、各研究科の「学位授与の方針」に定めた、修了時まで修得すべき知識・能力等がカリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、シラバスで「学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応を示し、それら諸能力等を修得するプロセスを履修プロセス概念図で示します。
2. 信州大学大学院は、学生個々人の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、授業時間外の多様な学修研究機会を通じ、諸課題に積極的に挑戦させます。
3. 信州大学大学院は、成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度をめやすとして採点します。
4. 信州大学大学院は、修士課程及び博士課程の学位論文審査体制を充実させ、厳格な審査を行います。

総合理工学研究科

総合理工学研究科は、高度専門職業人、研究者等に必要とされる高度な専門知識、手法、技能、実践力を身につけることを目標として、学位論文の作成を中心に、講義、演習、実験、実習等からなる専門性の高いカリキュラムを策定しています。カリキュラムの実施にあたってはコースワークから学位論文作成へ有機的につながる体系的な教育を行います。加えて、本研究科が幅広い学問分野により構成されているという利点を生かして、分野・専攻を超えた学際的な共通科目を設定することで、高い専門性と総合性のバランスを確保し、深い専門性と近傍分野における課題解決についての応用力や理工学系領域全体に対応する俯瞰力も養成します。

3. 農学専攻及び生命医工学専攻の理念と目標

「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」



農学専攻の教育・研究の理念と目標

本専攻は、環境と調和した持続的生産に基づき、より豊かな人間社会を築くため、生命、食料、環境を支える農学分野における幅広い体系的な基礎学力、実践的技術力と研究開発能力を備え、イノベーション創出に資する科学者・高度専門人材を養成することを教育・研究の理念とします。

本専攻は、自然環境と共生し得る農学の学際的先端領域を開拓し、実践的技術力及び創造性豊かな研究開発能力を備えた人材を養成することを教育・研究の目標とします。



農学専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

農学専攻では、研究科および農学専攻の目的に則り、以下の知識と能力等を充分培い、かつ、分野・ユニットごとに定められた学位授与方針に適う知識と能力等を有する学生に「修士」の学位を授与します。

1. より豊かな人間社会の構築に貢献できる知識と技術を修得している。
2. 環境と調和した国際性と地域性に根差した持続的生産に関わる知識と技術を修得している。
3. 生命科学、食品科学、食料生産および環境の保全と修復などの分野における幅広い体系的な基礎学力と実践的技術力とともに高い研究開発能力を修得している。
4. 農学分野で必要とされる情報収集・分析能力を有し、農学分野での研究成果を発信できるグローバルな情報発信能力を有する。



農学専攻の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

農学専攻は、専攻の理念・教育目標のもと、学際的な基礎知識を培う分野共通科目、専門知識を学修する特論・特別演習科目、実験技術を修得する特別実験実習等を履修し、農学の基盤となる知識・技術を学修します。この過程で課題解決力、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を涵養し、専門性を深化させます。さらに、指導教員による個別の指導の下に、特別研究によって、課題探究から研究計画の立案、実施、課題解決、考察、文献検索などを実践して専門性を高め、修士論文の作成、発表等を遂行することにより、農学にかかわる高度専門職業人としての総合力を確立するためのカリキュラムを配置します。



生命医工学専攻の教育・研究の理念と目標

本専攻は、医学・工学・繊維学・農学・理学連携により、学部の垣根を越えた実践型研究教育を実施し、異分野の研究者と大学院生が同じテーマで共に学ぶシステム（異分野融合教育・人と場所の流動型教育）を構築し、下記の社会に資する人材を育成します。

- ・ 稀有の実体験により、産学官連携研究を推進する特殊知識・技能をもつオンリーワン人材
- ・ 製品開発能力をもつ大学研究者・医学的知識をもつ企業研究者などの人材
- ・ 知的財産などを含めた産学官連携イノベーションマネジメントの専門人材
- ・ レギュラトリーサイエンスの専門人材
- ・ 国際舞台で活躍する研究者



生命医工学専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

生命医工学専攻では、研究科および繊維学専攻の目的に則り、以下の知識と能力等を充分培い、かつ、分野ごとに定められた学位授与方針に適う知識と能力等を有する学生に「修士」の学位を授与します。

1. 健康・福祉・医療・創薬分野の研究者・技術者として科学・技術を発展させるための幅広い見識と健全な倫理観
2. 環境調和社会，知識基盤社会を多様に支える健康・福祉・医療・創薬分野の高度な専門知識と実践的技術力
3. さまざまな課題に対処できる高い情報収集・分析能力とグローバルな情報発信能力
4. 専門知識に基づいて自らの思考や妥当性を論理的に説明できる批判的思考力



生命医工学専攻の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

生命医工学専攻は、医学・工学・繊維学・農学・理学の学士課程で身につけた基礎的な科学技術の素養に基づき、健康・医療・福祉領域で活躍する高度専門職業人，研究開発者等に必要とされる高度な知識や研究手法を身につけることを目標としています。これを達成するため、学士課程において理工学分野を学んだ学生には医学・生物学の基礎科目を，保健・生物・農学分野を学んだ学生については理工学系基礎科目を習得させるとともに，各専門分野の教育を行います。また，実践的教育を充実させるために，学内外の施設を利用した医療インターンシップを実施します。学位論文の作成を中心に，セミナー，講義，実験・実習・演習などからなるカリキュラムを策定しています。

4. 履 修 要 項

(1) 修了要件

- 1) 修業年限は2年（地域共生マネジメントプログラムの学生は1年）です。（ただし、研究科が優れた業績を上げたと認める者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。）また、在学期間は、修業年限の2倍を超えることはできません。
- 2) 修了のために必要な単位数は、次項の「5. 専攻別の修了要件及び授業科目一覧」に記載してある〔修了要件及び履修方法〕を参照してください。さらに、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することが必要です。

(2) 単位

- 1) 単位の算定は、次の基準により計算します。

講義・演習	15～30時間	1単位
実験・実習・実技	30～45時間	1単位
- 2) 1度履修して単位が認定された場合、同一科目を再び履修することはできません。従って、単位修得済みの科目を異なる年度・学期に再度履修登録することは認められません。
- 3) カリキュラムは、皆さんが卒業するまでに学修する内容であり、入学年度により異なります。先輩の必要単位数や履修内容とは異なる場合がありますので、先輩からの情報を鵜呑みにせず、単位の管理・履修計画は必ず自己責任で行ってください。

(3) 履修方法及び履修登録手続

- 1) 履修計画は、履修要件、授業内容及び授業時間割表などを参照しながら、指導教員とよく相談の上、各人が立ててください。
- 2) 授業により、履修年次が指定されている場合があります。必ず指定された年次で履修登録を行うように注意してください。
- 3) 履修登録手続は、パソコン等を利用して Web 上の「信州大学キャンパス情報システム」にアクセスして行います（方法は伊那キャンパス履修案内の冊子を参照）。履修登録手続期間は、前期・通年開講科目は4月上旬、後期開講科目は10月上旬を予定しています。詳しい手続期間は掲示等でお知らせします。また、履修登録後に確認期間が設けられているので必ず確認するようにしてください。所定の期間内に手続を済ませないと授業を受講できません。原則としてこれ以降の登録変更は認められませんので注意してください。
- 4) 学期の初めに決定していない集中講義・実習・実験についての具体的な日程等は、その都度、別に掲示等で周知されますので注意してください。

(4) 授業方法等

1) 授業形態

授業形態は、大別すると次の（ア）～（エ）となります。

- （ア）毎週1回ずつ、15週又は30週行うもの
- （イ）毎週1日ずつ、7～8週行うもの
- （ウ）毎週2～3回ずつ、5～8週行うもの
- （エ）ある時期に集中して行うもの

2) 授業時間

1 時限	9 時 0 0 分～1 0 時 3 0 分
2 時限	1 0 時 4 0 分～1 2 時 1 0 分
3 時限	1 3 時 0 0 分～1 4 時 3 0 分
4 時限	1 4 時 4 0 分～1 6 時 1 0 分
5 時限	1 6 時 2 0 分～1 7 時 5 0 分
6 時限	1 8 時 0 0 分～1 9 時 3 0 分
7 時限	1 9 時 4 0 分～2 1 時 1 0 分

3) 集中講義

集中講義は、原則として夏季休業中及び春季休業中に行います。この形式の授業の日程等の詳細は、学期の初めには決定していない場合もありますので、その場合は決定次第掲示により連絡します。集中講義の履修登録手続きも、通常の履修登録期間中に行ってください。

(5) 成績評価

授業はすべて出席するのが学生の義務です。従って、いかなる理由があっても、授業時間数の 2 / 3 以上の出席のない学生は、評価の対象となりません。

履修科目の成績判定は受講生が所定の受講を完了した時点で、その授業科目について十分な学力を得たかどうかを担当教員が評価して、秀 (90-100 点)・優 (80-89 点)・良 (70-79 点)・可 (60-69 点)・不可 (59 点以下) の評語をもって表し、可以上を合格とし、不可を不合格とします。合格の場合に所定の単位が与えられます。

なお、成績の発表 (通知) は、原則として前期分を 8 月下旬、後期・通年分を 2 月下旬に行います。発表期日については、その都度掲示します。

また、成績に疑義がある場合は、成績の発表日から 1 週間以内に学務グループに申し出てください。

(6) 修士論文等の提出時期等

「修士学位論文等審査申請書」、「修士論文」、「論文内容の要旨」は、指定された期日までに学務グループに提出してもらいます。早めに準備をして、指導教員に確認の上、指導教員を経由して提出してください。(「7. 修士論文関係様式」参照)

(7) 修了生が取得可能な免許

(ア) 中学校教諭専修免許状 (理科)

(イ) 高等学校教諭専修免許状 (理科・農業)

上記 (ア) (イ) の免許状はそれぞれ一種免許の取得者のみ取得可能です。取得するには、指定された授業科目の単位を修得しなければなりません。指定科目は、「5. 専攻別の修了要件及び授業科目一覧」の表中に示してあります。

5. 専攻別の修了要件及び授業科目一覧

平成 28 年度入学 農学専攻 修了要件 及び 履修方法

- ・修士課程に2年以上在学し、下記のとおり 30 単位以上を修得すること。(※地域共生マネジメントプログラムの修了要件は別に定める。)
- ・研究科共通科目「研究者倫理特別講義 (CITI-Japan&講義)」2 単位、専攻共通科目「食と緑の科学特論」2 単位、所属ユニットから 10 単位、所属分野の分野共通から「特別研究」、「特別演習」及び「Advanced Study 科目」の 14 単位、その他 2 単位以上、計 30 単位以上を修得する。
- ・必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。

※ただし、在学期間に関しては、研究科が優れた業績を上げたと認める者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

[地域共生マネジメントプログラムの修了要件]

- ・修士課程に原則1年以上在学し、環境共生学分野から「地域環境計画学特論」2 単位、生物資源科学分野から「生産環境システム学特論 I」2 単位及びプログラムの科目 26 単位、計 30 単位を修得する。
- ・必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。

[サステイナブルソサイエティグローバル人材養成プログラムの修了要件]

- ・上記の専攻の履修 (30 単位) に加え、各コース次のとおり 12 単位以上修得し、計 42 単位以上を修得する。(※農学専攻所属の履修生は計 44 単位以上修得すること。)
- ・講義は、必修科目として研究科共通科目の科学英語 2 単位と、各コースの科目 6 単位を含み、計 8 単位以上を修得する。
- ・必修科目として研究科共通科目の学外特別講義 (長期) 2 単位、学外特別実習 (長期) 2 単位を修得する。

平成 28 年度入学 農学専攻 教諭専修免許状 取得要件

[中学校教諭専修免許状 (理科) の取得要件]

- ・中学校教諭一種免許状 (理科) の取得者であること。
- ・中学 (理科) 科目欄に○印の付いている科目を、24 単位以上修得すること。

[高等学校教諭専修免許状 (理科) の取得要件]

- ・高等学校教諭一種免許状 (理科) の取得者であること。
- ・高校 (理科) 科目欄に○印の付いている科目を、24 単位以上修得すること。

[高等学校教諭専修免許状 (農業) の取得要件]

- ・高等学校教諭一種免許状 (農業) の取得者であること。
- ・高校 (農業) 科目欄に○印の付いている科目を、24 単位以上修得すること。

農学専攻の履修プロセス概念図

- ・より豊かな人間社会の構築に貢献できる知識と技術
- ・環境と調和した国際性と地域性に根差した持続的生産に関わる知識と技術
- ・幅広い体系的な基礎学力と実践的技術力とともに高い研究開発能力
- ・農学分野で必要とされる情報収集・分析能力
- ・農学分野での研究成果を発信できるグローバルな情報発信能力

を有する人材

修士(農学)

最終試験の合格

学会誌等への学術論文投稿
や学会発表等による質の担保

30単位以上を修得

論文審査(論文発表会)
透明な審査体制/公開による開催

審査委員の決定・複数審査員の
審査による質の担保

学位論文提出

学位論文題目提出

研究進捗状況に関する中間発表会

論文作成

調査・実験・データ収集

研究計画

特別研究
・研究手法の修得・論文執筆

分野共通科目

ユニット科目

特別演習Ⅱ

研究開発能力

情報収集・
分析能力

特別実験実習

実践的技術力

特別演習Ⅰ

特論

Advanced Study 科目
グローバルな
情報発信能力

特別演習

特論

持続的生産に関わる
知識と技術 幅広い基礎学力

専攻共通科目

食と緑の科学特論

研究課題の決定
早期からの計画的な研究指導による質の確保

研究科共通科目

研究者倫理特別講義
(CITI-Japan&講義)

指導教員の決定・
組織的な教育研究指導体制

授業科目・研究指導

学位論文作成・
論文審査

2年次

1年次

農学分野の幅広い基礎学力を有し、研究に高い意欲をもって取り組むことのできる、持続的発展可能な社会の創造に貢献できる高度専門職業人を志す入学者

地域共生マネジメントプログラムの履修プロセス概念図

- ・より豊かな人間社会の構築に貢献できる知識と技術
- ・環境と調和した国際性と地域性に根差した持続的生産に関わる知識と技術
- ・幅広い体系的な基礎学力と実践的技術力とともに高い研究開発能力
- ・農学分野で必要とされる情報収集・分析能力
- ・農学分野での研究成果を発信できるグローバルな情報発信能力

を有する
専門技術者

修士(農学)

最終試験の合格

学会誌等への学術論文投稿
や学会発表等による質の担保

【地域共生マネジメントプログラム】

修士課程に原則1年以上在学し、環境共生学分野から「地域環境計画学特論」2単位、生物資源科学分野から「生産環境システム学特論Ⅰ」2単位及びプログラムの科目26単位、計30単位を修得する。

地域共生マネジメントプログラム科目

研究開発能力

グローバルな
情報発信能力

実践的技術力

情報収集・
分析能力

地域課題探究演習Ⅰ・Ⅱ

地域連携・経営学特論Ⅰ・Ⅱ

中山間地域管理学

動植物環境共生学特論

食品バイオサイエンス特論

生命産業科学特論

生産環境システム学特論Ⅰ

地域環境計画学特論

特別研究
・研究手法の修得
・論文執筆

研究進捗状況に関する中間発表会

調査・実験・データ収集

論文作成

研究計画

豊かな人間社会の構築に
貢献できる知識と技術

持続的生産に関わる
知識と技術

幅広い基礎学力

研究課題の決定

早期からの計画的な研究指導による質の確保

指導教員の決定・
組織的な教育研究指導体制

授業科目・研究指導

学位論文作成・
論文審査

1年次

農学分野の幅広い基礎学力を有し、研究に高い意欲をもって取り組むことのできる、持続的発展可能な社会の創造に貢献できる高度専門職業人を志す社会人

平成28年度入学 農学専攻 授業科目一覧

科目区分	履修登録コード	授業科目の名称	単位数	教職科目			配当年次	備考	
				中学理科	高校理科	高校農業			
研究科共通科目	TS101500	Introduction to Modern Astrophysics	2				1・2		
	FS102500	MOT特論	2				1・2		
	FS103500	産学連携特別講義	2				1・2		
	FS104500	国際連携特別講義I	1				1・2		
	FS105500	国際連携特別講義II	1				1・2		
	SS106500	科学英語	2				1・2		
	SS107500	大学院と社会	2				1・2		
	BS108500	臨床医学概論	2				1・2		
	AS109500	研究者倫理特別講義 (CITI-Japan&講義)	2				1・2		
	SS110500	科学技術政策特論	2				1・2		
	AS111500	学外特別講義 (長期)	2				1・2		
AS112500	学外特別実習 (長期)	2				1・2			
専攻共通科目	AS200500	食と緑の科学特論	2	○	○		1		
	AS201500	国際農学特論I	2				1・2		
	AS202500	国際農学特論II	2				1・2		
	AS203500	国際農学特論III	2				1・2		
	AS204500	国際農学特論IV	2				1・2		
	AS205500	国際農学特別演習 I	2				1・2		
	AS206500	国際農学特別演習 II	2				1・2		
	AS207500	国際農学特別実習 I	2				1・2		
AS208500	国際農学特別実習 II	2				1・2			
先端生命科学分野	生命機能工学ユニット	ASB00500	基礎生命機能科学特論	2	○	○		1	
		ASB01500	生命機能科学特論	2	○	○		1	
		ASB02500	生命機能工学特別演習 I	2	○	○		1	
		ASB03600	生命機能工学特別演習 II	2	○	○		2	
		ASB04500	生命機能工学特別実験実習	2	○	○		1	
	細胞システム科学ユニット	ASC00500	細胞システム科学特論	2	○	○		1	
		ASC01500	動物細胞工学特論	2			○	1	
		ASC02500	細胞システム科学特別演習 I	2	○	○		1	
		ASC03600	細胞システム科学特別演習 II	2	○	○		2	
	ASC04500	細胞システム科学特別実験実習	2	○	○		1		
	生物共生科学ユニット	ASD00500	菌類共生科学特論	2	○	○		1	
		ASD01500	農環境特論	2			○	1	
		ASD02500	生物共生科学特別演習 I	2	○	○		1	
		ASD03600	生物共生科学特別演習 II	2	○	○		2	
		ASD04500	生物共生科学特別実験実習	2	○	○		1	
	分野共通	ASA00500	先端生命科学特論	2	○	○		1	
ASA01500		先端生命科学特別演習	2				1		
ASA02500		特別インターンシップ (短期)	2				1・2		
ASA036**		特別研究	10				2		
ASA04500	Advanced Study for Life Science	2				1・2			
食品生命科学分野	食品生物機能科学ユニット	ASF00500	応用微生物学特論	2	○	○		1	
		ASF01500	分子生物・遺伝子工学特論	2	○	○		1	
		ASF02500	食品生物機能科学特別演習 I	2	○	○		1	
		ASF03600	食品生物機能科学特別演習 II	2	○	○		2	
		ASF04500	食品生物機能科学特別実験実習	2	○	○		1	
	食料機能解析学ユニット	ASG00500	食料分析化学特論	2	○	○		1	
		ASG01500	食料機能解析学特論	2	○	○		1	
		ASG02500	食料機能解析学特別演習 I	2	○	○		1	
		ASG03600	食料機能解析学特別演習 II	2	○	○		2	
		ASG04500	食料機能解析学特別実験実習	2	○	○		1	
	食品分子機能学ユニット	ASH00500	食品分子機能学特論	2	○	○		1	
		ASH01500	食品機能開発学特論	2	○	○		1	
		ASH02500	食品分子機能学特別演習 I	2	○	○		1	
		ASH03600	食品分子機能学特別演習 II	2	○	○		2	
		ASH04500	食品分子機能学特別実験実習	2	○	○		1	
	機能性食品創製学ユニット	ASI00500	機能性食品創製学特論 I	2				1・2	
		ASI01500	機能性食品創製学特論 II	2				1・2	
	分野共通	ASE00500	食料資源利用学特論	2			○	1	
		ASE01500	食品生命科学特別演習	2				1	
		ASE02500	特別インターンシップ (短期)	2				1・2	
ASE036**		特別研究	10				2		
ASE04500		Advanced Study for Food Science	2				1・2		

科目区分	履修登録コード	授業科目の名称	単位数	教職科目			配当年次	備考
				中学理科	高校理科	高校農業		
生物資源科学分野	動物資源生産学ユニット	ASK00500	動物資源生産学特論Ⅰ	2	○	○		1
		ASK01500	動物資源生産学特論Ⅱ	2			○	1
		ASK02500	動物資源生産学特別演習Ⅰ	2	○	○		1
		ASK03600	動物資源生産学特別演習Ⅱ	2			○	2
		ASK04500	動物資源生産学特別実験実習	2	○	○		1
	植物資源生産学ユニット	ASL00500	植物資源生産学特論Ⅰ	2	○	○		1
		ASL01500	植物資源生産学特論Ⅱ	2			○	1
		ASL02500	植物資源生産学特別演習Ⅰ	2	○	○		1
		ASL03600	植物資源生産学特別演習Ⅱ	2			○	2
		ASL04500	植物資源生産学特別実験実習	2	○	○		1
	生産環境システム学ユニット	ASM00500	生産環境システム学特論Ⅰ	2			○	1
		ASM01500	生産環境システム学特論Ⅱ	2			○	1
		ASM02500	生産環境システム学特別演習Ⅰ	2	○	○		1
		ASM03600	生産環境システム学特別演習Ⅱ	2			○	2
		ASM04500	生産環境システム学特別実験実習	2	○	○		1
	分野共通	ASJ00500	生物・食資源生産学特論	2	○	○		1
		ASJ01500	生物資源科学特別演習	2			○	1
		ASJ02500	特別インターンシップ（短期）	2				1・2
		ASJ036**	特別研究	10				2
		ASJ04500	Advanced Study for Biological Resources	2				1・2
環境共生学分野	森林資源利用学ユニット	ASO00500	森林資源利用学特論	2	○	○		1
		ASO01500	木材理学特論	2	○	○		1
		ASO02500	森林資源利用学特別演習Ⅰ	2	○	○		1
		ASO03600	森林資源利用学特別演習Ⅱ	2	○	○		2
		ASO04500	森林資源利用学特別実験実習	2	○	○		1
	地域環境共生学ユニット	ASP00500	地域環境計画学特論	2			○	1
		ASP01500	緑地環境評価学特論	2	○	○		1
		ASP02500	地域環境共生学特別演習Ⅰ	2			○	1
		ASP03600	地域環境共生学特別演習Ⅱ	2	○	○		2
		ASP04500	地域環境共生学特別実験実習	2	○	○		1
	山岳環境保全学ユニット	ASQ00500	山地保全学特論	2			○	1
		ASQ01500	森林生態学特論	2	○	○		1
		ASQ02500	山岳環境保全学特別演習Ⅰ	2	○	○		1
		ASQ03600	山岳環境保全学特別演習Ⅱ	2	○	○		2
		ASQ04500	山岳環境保全学特別実験実習	2	○	○		1
	分野共通	ASN00500	環境共生学特論	2			○	1
		ASN01500	環境共生学特別演習	2				1
		ASN02500	特別インターンシップ（短期）	2				1・2
		ASN036**	特別研究	10				2
		ASN04500	Advanced Study for Environmental Science	2				1・2
地域共生マナー・プログラム	AS400500	地域連携・経営学特論Ⅰ	2				1	
	AS401500	地域連携・経営学特論Ⅱ	2				1	
	AS402500	動植物環境共生学特論	2				1	
	AS403500	食品バイオサイエンス特論	2				1	
	AS404500	中山間地域管理学	2				1	
	AS405500	生命産業科学特論	2				1	
	AS406500	地域課題探究演習Ⅰ	2				1	
	AS407500	地域課題探究演習Ⅱ	2				1	
	AS408500	特別研究	10				1	

サステナブルサイエティグローバル人材養成プログラム コース共通科目

サステナブルエネルギーコース	TS301500	エネルギー材料科学特論Ⅰ	2				1・2
	TS302500	エネルギー材料科学特論Ⅱ	2				1・2
	TS303500	エネルギーデバイス総論	2				1・2
	TS304500	エネルギーシステム特論Ⅰ	2				1・2
	TS305500	エネルギーシステム特論Ⅱ	2				1・2
サステナブルウォーターコース	SS331500	水環境科学特論	2				1・2
	TS332500	水創成特論	2				1・2
	TS333500	水利用システム特論	2				1・2
サステナブルフードコース	AS361500	食料機能学総論	2				1・2
	AS362500	食資源利用学総論	2				1・2
	AS363500	フードビジネス総論	2				1・2
	AS364500	食料生命科学総論	2				1・2
	TS365500	食農生産システム工学特論	2				1・2

平成 28 年度入学 生命医工学専攻 修了要件 および 履修方法

1. 修了要件

修士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することです。

ただし、在学期間に関しては、研究科が優れた業績を上げたと認めた場合には、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとなっています。

2. 履修方法

生命医工学専攻では、以下のとおりです。履修計画は指導教員の先生と良く相談したうえで、立てるようにしてください。

【生命工学分野】

講義 18 単位以上（研究科共通科目及び専攻共通科目の必修科目 4 単位，生命工学分野専門科目の必修科目 2 単位を含む），演習 4 単位（生命工学分野専門科目の必修科目），特別実験 8 単位（生命工学分野専門科目の必修科目），計 30 単位以上を修得する。

【生体医工学分野】

講義 18 単位以上（研究科共通科目及び専攻共通科目の必修科目 4 単位，生体医工学分野専門科目の必修科目 2 単位と選択科目 2 単位以上を含む），演習 4 単位（生体医工学分野専門科目の必修科目），特別実験 8 単位（生体医工学分野専門科目の必修科目），計 30 単位以上を修得する。

<修了に必要な単位>

分野	講義	演習	特別実験	合計
生命工学分野	18 以上	4	8	30 以上
生体医工学分野	18 以上	4	8	30 以上

- 履修に当たって、自分の所属分野の選択科目から8単位以上、修得することが望ましい。
- 「力学基礎Ⅰ」、「力学基礎Ⅱ」、「生物学基礎Ⅰ」、「生物学基礎Ⅱ」について
「力学基礎Ⅰ・Ⅱ」は、保健・生物・農学分野を学んできた学生に理工学系の基礎を身に付けてもらうため、「生物学基礎Ⅰ・Ⅱ」は、理学・工学分野を学んできた学生に医学・生物学の基礎を身に付けてもらうため、全員が1年次の時に履修することが望ましい科目です。

平成 28 年度入学 生命医工学専攻 教諭専修免許状 取得要件

[中学校教諭専修免許状（理科）の取得要件]

- ・中学校教諭一種免許状（理科）の取得者であること。
- ・中学(理科)科目欄に○印の付いている科目を、24 単位以上修得すること。

[高等学校教諭専修免許状（理科）の取得要件]

- ・高等学校教諭一種免許状（理科）の取得者であること。
- ・高校(理科)科目欄に○印の付いている科目を、24 単位以上修得すること。

生命医工学専攻(生命工学分野)の履修プロセス概念図

・健康・福祉・医療・創薬分野の研究者・技術者として科学・技術を発展させるための幅広い見識と健全な倫理観
 ・環境調和社会, 知識基盤社会を多様に支える健康・福祉・医療・創薬分野の高度な専門知識と実践的技術力
 ・さまざまな課題に対処できる高い情報収集・分析能力とグローバルな情報発信能力
 ・専門知識に基づいて自らの思考や妥当性を論理的に説明できる批判的思考力
 以上の能力を有する人材

『修士(医工学)』学位授与

最終試験の合格

修士論文の保管
 附属図書館
 ・質の保証

30単位以上を修得

講義科目 18単位以上
 (研究科共通科目及び専攻共通
 科目(必修)各2単位)
 (分野専門科目(必修)2単位)

専門科目

生命工学特論(必修), 先進応用生
 命科学特論, 生命情報科学特論, 先
 進生命化学特論, 分子生物科学特
 論 10単位
 専門的知識・能力

基礎科目

病院インターンシップ研修 1単位
 行政・企業インターンシップ研修
 4~6単位
 実践教育による専門的知識

力学基礎 I + 力学基礎 II 4単位
 異分野領域の基礎的知識

専攻共通科目

医療倫理学・社会医工学 2単位(必修)
 専門分野の
 基本的知識

研究科共通科目

研究者倫理特別講義(CITI-Japan&
 講義)
 研究者としての
 倫理観の醸成 2単位(必修)

授業科目・研究指導

演習4単位(必修)
 特別実験8単位(必修)

研究手法の修得・論文執筆
 複数教員による指導

研究分野
 の専門的
 知識 科学・技術
 発展の見
 解・倫理観

思考や妥
 当性の説
 明・批判的
 思考力 研究・開発
 能力

情報収集・
 分析能力 情報発信
 能力

研究課題の決定

・質の担保
 早期から計画的な研究指導

指導教員の決定

・組織的な教育研究体制
 ・質の担保
 複数研究分野教員に
 よる補助指導

論文審査

論文発表会

・透明な審査体制
 公開による開催

学位論文提出

審査委員の決定

・透明な審査体制
 主査1名、副査2名以上

論文題目決定

学位論文作成・
 論文審査

2年次

1年次

- 1.大学等において能動的に学び, 一般教養及び専門分野の基礎学力を身に付けている人
- 2.健康・医療・福祉分野の基礎的あるいは応用的研究に高い意欲をもって取り組む人
- 3.科学技術を担う研究者あるいは高度専門職業人として社会をリードするとともに, その技術と知識を持って国際社会に貢献する意欲を持つ人
- 4.科学技術の発展が社会にもたらす影響について十分に考え, 社会及び自然環境に配慮したものづくりを目指す人

平成28年度入学 生命医工学専攻 授業科目一覧

科目区分	履修登録コード	授業科目の名称	単位数		教職科目		配当年次	備考		
			必修	選択	中学理科	高校理科				
専攻目共通	基礎科目	BS201500	医療倫理学・社会医工学		2			1・2		
	応用科目	BS271500	病院インターンシップ研修			1		1・2		
		BS272500	行政・企業インターンシップ研修			4 ～6		1・2		
生命工学分野	基礎科目	BSA01500	力学基礎Ⅰ			2	○	○	1	共同
		BSA02500	力学基礎Ⅱ			2	○	○	1	共同
	専門科目	BSB01500	生命工学特論		2		○	○	1	オムニバス
		BSB02500	先進応用生命科学特論			2	○	○	1・2	オムニバス
		BSB03500	生命情報科学特論			2	○	○	1・2	オムニバス
		BSB04500	先進生命化学特論			2	○	○	1・2	共同
		BSB05500	分子生物科学特論			2	○	○	1・2	
		BSB81501 ～BSB81510	生命工学演習Ⅰ		1				1	
		BSB82501 ～BSB82510	生命工学演習Ⅱ		1				1	
		BSB83601 ～BSB83610	生命工学演習Ⅲ		1				2	
		BSB84601 ～BSB84610	生命工学演習Ⅳ		1				2	
		BSB91501 ～BSB91510	生命工学特別実験Ⅰ		2				1	
		BSB92501 ～BSB92510	生命工学特別実験Ⅱ		2				1	
		BSB93601 ～BSB93610	生命工学特別実験Ⅲ		2				2	
		BSB94601 ～BSB94610	生命工学特別実験Ⅳ		2				2	
生体医工学分野	基礎科目	BSC01500	生物学基礎Ⅰ			2	○	○	1	
		BSC02500	生物学基礎Ⅱ			2	○	○	1	
	専門科目	BSD01500	生体医工学特論		2		○	○	1	オムニバス
		BSD02500	生体ロボット学特論			2			1・2	
		BSD03500	医療ロボット学特論			2			1・2	
		BSD04500	生体流体力学特論			2	○	○	1・2	
		BSD05500	生体マイクロデバイス特論			2	○	○	1・2	
		BSD06500	生体情報システム学特論			2	○	○	1・2	
		BSD07500	基礎連続体統計学特論			2			1・2	
		BSD08500	動物行動学特論			2	○	○	1・2	
		BSD09500	生体材料学特論			2	○	○	1・2	
		BSD10500	バイオメカニクス特論			2	○	○	1・2	
		BSD11500	生体応答学特論			2	○	○	1・2	オムニバス
		BSD12500	生体計測学特論			2	○	○	1・2	
		BSD81501 ～BSD81513	生体医工学演習Ⅰ		1				1	
		BSD82501 ～BSD82513	生体医工学演習Ⅱ		1				1	
		BSD83601 ～BSD83613	生体医工学演習Ⅲ		1				2	
		BSD84601 ～BSD84613	生体医工学演習Ⅳ		1				2	
		BSD91501 ～BSD91513	生体医工学特別実験Ⅰ		2				1	
		BSD92501 ～BSD92513	生体医工学特別実験Ⅱ		2				1	
		BSD93601 ～BSD93613	生体医工学特別実験Ⅲ		2				2	
		BSD94601 ～BSD94613	生体医工学特別実験Ⅳ		2				2	

総合理工学研究科（修士課程）、総合工学系研究科（博士課程）を横断する5年一貫プログラムです。修士・博士課程の、各専攻に所属し、所属専攻の専門科目について学びながら以下のプログラム独自のカリキュラムについても学びます。プログラムのカリキュラムを履修することにより、社会で役に立つ幅広い知識、他分野への展開力、環境経営能力、国際性などを身につけることができます。

1. 先端技術・研究開発の基礎知識の習得

エネルギー、フード、ウォーターに関する最先端の研究を各キャンパスに所属する教員から学び、先端技術の研究開発に必要な基礎・専門知識を身につけます。

- エネルギー材料科学、エネルギーデバイス、エネルギーシステム
- 水環境科学、水創成、水利用システム
- 食料機能学、食資源利用学、フードビジネス、食料生命科学、食農生産システム工学

2. 他分野への展開力養成（研究室ローテーション）

所属研究室以外に2つの研究室へそれぞれ2ヶ月間赴き、研究手法・実験方法を体験し、様々な角度から研究にアプローチする方法を身につけます。また、他分野科目も履修することにより専門分野の枠を超えた幅広い知識を身につけ、主専門研究分野へ応用する力を養います。

3. 環境技術経営能力の養成（MOT科目の履修）

信州大学経営大学院の授業科目を履修し、社会人学生と共に経営に必要な能力、社会問題を解決するための方法を身につけます。

- 経営大学院イノベーションマネジメント専攻
 - ・3科目から2科目選択必修：マーケティング論、サステイナビリティ概論、マネジメント入門
 - ・選択2科目：経営大学院の開講科目から選択
- 総合工学系研究科
 - ・「科学技術政策特論」

4. 実践力の養成（高度人材育成インターンシップ）

研究開発の手法や社会人としての教養などの事前指導の後、インターンシップ実習、事後教育を実施し、企業で役立つ実践力を身につけます。

5. グローバルに活躍できる人材の養成

（海外留学）

博士課程では3ヶ月以上の長期海外留学を実施し、国際的な研究・開発能力やコミュニケーション能力を養います。

6. プロジェクト展開力の養成（プロジェクト研究）

産学官共同研究、国際プロジェクト研究などをベースにした博士研究を通じて、専門知識はもちろんプロジェクト遂行に必要な能力、論理的思考能力を身につけます。

サステイナブルソサイエティグローバル人材養成プログラム学生への支援

経済的支援

- 授業料免除 ※プログラム生対象の特例による免除は平成31年度まで。標準修業年限を越えた分の授業料について免除は受けられません。
- ティーチングアシスタント（TA）・リサーチアシスタント（RA）への任用
- インターンシップ・海外留学の経費支援
- その他（TOEIC受験料補助など）

キャリアパス支援

産学間人材マッチングフォーラムによる産業界との出会いの確保

教員サポート

所属専攻の指導教員のほか、プログラムの主専門科目担当教員と副専門科目担当教員による指導

その他

e-Learningによる英語自習

サステナブルソサイエティグローバル人材養成プログラム修士課程の修了要件

- ① 2年以上在学し、専攻の履修(30単位)に加え、各コースの定める12単位以上修得し、計42単位以上を修得する。
(※農学専攻履修生は、計44単位以上を修得する。)
- ② 研究室ローテーション、インターンシップ、合同ゼミナールに参加する。
- ③ 「特定の課題についての研究」に対する指導を受け、在学中に成果報告書を提出し、審査に合格する。

サステナブルソサイエティグローバル人材養成プログラムの履修モデル

授業科目は平成26年度現在のもので、変更になる場合があります。

総合工学系研究科博士課程 (18単位以上)

博士学位論文

授業科目

所属講座科目 (主専門分野)
4単位以上

他講座・他専攻科目

科学技術政策特論 (必修)
2単位

4単位以上

10単位以上

総合工学系研究科
(10単位以上)

授業科目
学外研修
(選択)
3科目6単位

特別演習
(必修)
2科目4単位

特別演習
(各2単位)

特別演習 I
(プログラム合同ゼミナール)

特別演習 II
(研究発表会)

4単位

学外研修

海外留学
(3カ月以上)

4単位

MOT関連科目(8単位)

- ・ 選択必修科目
3科目から2科目選択4単位
マーケティング論
マネジメント入門
サステナビリティ概論
- ・ 選択科目
2科目4単位
経営大学院の開講科目の
中から選択のこと

総合理工学研究科修士課程 (42単位以上 ※農学専攻履修生は44単位以上)

特定課題研究

学外
特別実習
(各2単位)

学外特別講義 (長期)

学外特別実習 (長期)
(インターンシップ)

4単位

経営
大学
院

コース
科目
(各コース
6単位以上)
(各2単位)

エネルギー

エネルギーデバイス総論 (必修)

エネルギーシステム特論I

エネルギーシステム特論II

エネルギー材料科学特論I

エネルギー材料科学特論II

フード

食料機能学総論

フードビジネス総論

食資源利用学総論

食料生命科学総論

食農生産システム工学特論

ウォーター

水環境科学特論

水利用システム特論

水創成特論

共通科目
(2単位)

科学英語 (必修)

所属専攻の履修 (30単位) : 各専攻・分野の授業科目一覧参照

講義科目の他分野科目履修

所属コース(エネルギー/フード/ウォーター)に関連する他分野科目の選択が望ましい。

研究室ローテーション

各専攻の以下の科目の一部として実施
理学専攻の「演習」「特別研究」、工学専攻の「演習」「特別実験」、繊維学専攻の「演習」「特別実験」、
農学専攻の「演習」「特別研究」、生命医工学専攻の「演習」「特別実験」

合同ゼミナール

各専攻の以下の科目の一部として実施
理学専攻・工学専攻・繊維学専攻・農学専攻・生命医工学専攻の「演習」

6. 信州大学大学院総合理工学研究科学位論文等審査 及び最終試験並びに修了判定実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、信州大学大学院学則（平成16年4月7日信州大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第43条の規定に基づき、信州大学大学院総合理工学研究科（以下「研究科」という。）の学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）の審査及び最終試験並びに修了判定の実施に関し必要な事項を定める。

(学位論文等の提出)

第2条 学位論文等の提出は、次の各号のとおり行う。

- 一 申請者は「修士学位論文等審査申請書」（様式1）に学位論文等、「修士学位論文等要旨」（様式2）を添えて指導教員を経て研究科長に提出する。
- 二 提出期限は、3月又は9月修了に応じて各専攻の定める日とする。

(審査委員会)

第3条 学長からの付託を受けて、研究科委員会は申請者1名について3名以上の研究科の研究指導教員（主査1名、副査2名以上）をもって組織する審査委員会を設け、学位論文等の審査及び最終試験を行う。ただし、審査委員会の設置は各専攻に委託する。

- 2 前項の学位論文の審査に当たっては、研究科委員会が必要と認めた場合、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を副査として加えることができる。
- 3 審査委員会は、学位論文等の審査結果並びに最終試験結果を「修士学位論文等審査及び最終試験結果報告書」（様式3）により、研究科長に報告する。

(学位論文等の審査)

第4条 学位論文等審査は、3月又は9月修了に応じて各専攻の定める期間に行うと共に、発表会を開く。

(最終試験)

第5条 最終試験は学位論文等に関係ある科目について口頭又は筆答により行う。

- 2 最終試験は、3月又は9月修了に応じて各専攻の定める期日までに行う。

(博士課程学位プログラム)

第6条 第2条～第5条の規定に係わらず、大学院学則第27条の3第1項第1号に定めるファイナルネットワークを先導するグローバルリーダーの養成プログラムの履修生については別に定める。

(修了判定)

第6条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき、課程修了の可否について議決する。

(学位論文等の保管)

第8条 学位論文等は、審査終了後、学部の図書館及び指導教員がそれぞれ保管する。この場合、指導教員が学位論文を保管する期間は、当該指導教員が信州大学に在職する期間とする。なお、学位論文は、印刷物又は電子媒体で保管する。

(雑則)

第9条 この要項により難い事案が発生した場合は、研究科委員会において審議の上、決定する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

7. 修士論文関係様式

様式1

平成 年 月 日
Request made on (YYYY/MM/DD)

信州大学長殿
To: The President, Shinshu University

平成 年度入学
Year of Admission

信州大学院総合理工学研究科
Graduate School of Science and Technology, Shinshu University

専攻 分野
Department Division

学籍番号
Student ID

申請者(自国語) 印
Student Name Seal

英文氏名
Student Name

生年月日 昭和・平成・西暦 年 月 日生
Date of Birth (YYYYMMDD) 外国語の方のみ西暦で記入してください

修士論文等審査申請書 Request for Master's Dissertation or Selected Topical Research Evaluation

このたび、信州大学学位規程第4条の規定により、修士()の学位を受けたいので、下記の学位論文等を提出いたしますから御審査くださるよう申請いたします。

In compliance with the rules and regulations of Shinshu University, Article 4, I hereby request a Master's Dissertation or Selected Topical Research Evaluation to receive a Master's Degree in _____. The dissertation title is stated below.

記

学位論文等題名
Title

*申請者名・英文氏名は学位記に記載される漢字・綴りを記入してください。(※英文氏名 Shinshu Taroh)
*学位論文等題名が外国語の場合は、その知取を () 書きで併記すること。

様式2

修士論文等要旨 Abstract of Master's Dissertation or Selected Topical Research

論文提出者 / The person who submits a thesis 専攻名 / Department 分野名 / Division 学籍番号 / Student ID 氏名 / Name	専攻 分野
論文等題目 / Title	
論文等要旨 (1,000字以内) / Abstract (Within 1,000 characters in Japanese or 300 words in English)	

信州大学院総合理工学研究科

修士論文作成要領

1 規格 A4判 (自著3通とする。)

2 装丁等

- ① 市販のファイル (淡青色) を使用し、左とじとする。
表紙及び背表紙には、右図の事項を記載する。
- ② 表紙の次の頁に表紙と同様な事項を記載したものを綴じ込む。
- ③ 次に目次を綴じ込む。
- ④ 次に本文を綴じ込む。(頁を記入)
- ⑤ 論文内容の要旨は、別に添付する。

3 本文の作成方法

ア 和文の場合

- ① 手書きの場合は、指定の原稿用紙を使用し横書きとする。
- ② パソコン等による場合は、1頁当たり900字(30字×30行)を目安とし、横書きとする。用紙は厚手のA4判用紙とする。

イ 外国語の場合

- ① パソコン等を使用し、用紙は厚手のA4判用紙とする。
- ② 行数は、1頁当たり約30行とする。
- ③ 「論文内容の要旨」は、日本語で作成する。

ウ その他

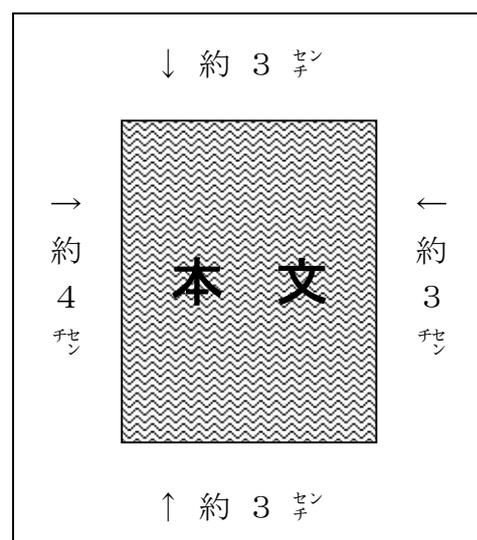
右図のように余白を取る。(特に図、表の場合
紙面いっぱいにならないように注意する。)

4 その他

- ア 提出する論文のうち、副本(2部)はコピーでよいが、
カラー写真及び着色した図は、正本と同じものを使用する。
- イ 両面刷りも可とする。

(表紙)

論文 題 名	学 位 論 文 (論文題名) 平成〇〇年度
	信州大学大学院 総合理工学研究科 〇〇〇〇専攻 氏名 〇〇〇〇
氏 名	



8. 信州大学大学院総合理工学研究科修士論文評価基準

信州大学大学院総合理工学研究科は、以下の基準に拠り、論文審査および口頭試問等を経て、審査委員会が最終的な評価を決定する。

1. [独創性・意義]

研究目的、研究手法あるいは研究成果は、十分な独創性または意義を有するか。また、学術研究が従うべき規範を守り、研究者としての研究倫理を身に付けているか。

2. [実験・調査]

研究を遂行するために実施した実験・調査は、適切な方法に基づいて行なわれているか。また、その分析は正確で、結果や解釈が妥当であるか。

3. [関連資料・参考文献]

研究を遂行するために利用した関連資料・参考文献について、正確な読解、的確な把握、また妥当な解釈がなされているか。あるいは客観的に正当な批判や批評が提示されているか。

4. [論証方法・論旨とデータ（資料）の提示方法]

問題提起から結論にいたる論証方法と論旨は、明解かつ妥当であるか。また実験データ・調査資料の提示と展開の方法は適切であるか。

5. [表現の的確性]

日本語もしくは使用外国語について、語句や学術用語の使用は的確で、文章表現は論理的であるか。

6. [論文の体裁]

本文、章立て、注記、関連資料・参考文献からの引用、図表等は、論文構成において、体裁が整っているか。

7. [総合的評価]

当該分野の研究において、総合的に評価して修士論文に値するか。

(ただし書き)

- 1) 項目2と3の評価基準は、いずれか一方、もしくは両方を採択しうることを示す。
- 2) 参考図書・論文・史料・統計資料・辞書・地図・インターネット資料その他、参照する全ての資料・図版等については、「関連資料・参考文献」と表記した。
- 3) 実験、実地調査、聞き込み調査、情報・資料提供者（インフォーマント）との面談等、実施する全ての研究作業については、「実験・調査」と表記した。
- 4) 前項の「実験・調査」によって収集され、分析の対象となるもの全てについては、「実験データ・調査資料」と表記した。

附 則

この基準は平成28年4月1日より施行する。

9. 信州大学大学院総合理工学研究科における 長期履修学生制度の取扱要項

この取扱要項は、信州大学大学院総合理工学研究科規程（平成 28 年信州大学規程第〇〇号）第 16 条に定める長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修学生制度」という。）について、社会人学生等を対象に計画的な長期在学・履修により修学の便宜と授業料の軽減を図ることを目的として、本研究科における取扱いを、次のとおり定める。

1. 申請資格

原則として職業を有している社会人とする。

2. 長期履修の開始日

原則として年次の始めとする。

3. 長期履修の在学年限

4 年間を超えることはできない。

4. 申請手続き

長期履修を希望する学生は、入学手続期間内に「長期履修希望調書」（別紙様式 1）を、入学後に「長期にわたる教育課程の履修申請書」（別紙様式 2）を研究科長に提出する。

在学生にあつては 1 年次の後学期が終了する 2 か月前までに「長期にわたる教育課程の履修申請書」（別紙様式 2）を研究科長に提出する。

休学に伴う変更については、「休学に伴う長期にわたる教育課程の履修計画変更申請書」（別紙様式 3-1）を研究科長に提出する。

また、相当の理由により長期履修期間を延長する場合は、「長期にわたる教育課程の履修期間変更申請書」（別紙様式 3-2）を研究科長に提出する。

5. 履修期間の短縮申請手続き

申請が認められた学生が在学期間を短縮する場合は、各学期が終了する 2 か月前までに「長期にわたる教育課程の履修期間の短縮申請書」（別紙様式 4）を研究科長に提出する。

6. 審査及び報告

研究科長は、提出された申請書の審査を専攻会議に付託する。

なお、審査結果は、当該学生あてに許可書（別紙様式 5, 6-1, 6-2, 7）を通知するとともに、学長に報告（別紙様式 8, 9-1, 9-2, 10）する。

7. 授業料の納入

申請を許可された学生は、「信州大学授業料等に関する規程（平成 16 年信州大学規程第 85 号）」が定める長期履修学生の所定の授業料を各学期の納期限までに納入する。そのほか、短縮を許可された場合及び学年途中で修了する場合も同規程による。

附 則

この取扱いは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

10. 学生の表彰及び懲戒について

表 彰

大学生活の中で正課・課外活動において表彰に値する行為があったときは、これをたたえ功績に応じ「学長賞」・「功労賞」・「農学部長賞」「同窓会長賞」「後援会長賞」の表彰をします。

学長賞

- 一 信州大学（以下「本学」という。）における課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、本学の課外活動の振興に功績があったと認められるもの

※該当するもの

スポーツ活動で、オリンピック、世界選手権、日本選手権等の権威ある大会に出場し、優れた成績を収めたもの
文学、絵画、彫刻、音楽、演劇等の芸術・文化活動で、作品、公演等が国際レベル又は国内最高レベルの審査等で高い評価を得たもの

- 二 社会活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められるもの

※該当するもの

ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、火災防止等の社会活動で、社会的に優れた評価を受け、その活動が国内外の公的機関において表彰されたもの

- 三 その他前2号と同等又はそれ以上の表彰に値する行為等があったと認められるもの

功労賞

- 一 本学における課外活動の成果が顕著であり、かつ、本学の課外活動の振興に功績があったと認められるもの

※該当するもの

スポーツ活動で、オリンピック、世界選手権、日本選手権等に準ずる大会に出場し、優れた成績を収めたもの
文学、絵画、彫刻、音楽、演劇等の芸術・文化活動で、作品、公演等が国内レベルの審査等で高い評価を得たもの

- 二 社会活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を高めたと認められるもの

※該当するもの

ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、火災防止等の社会活動で、社会的に優れた評価を受けたもの

- 三 その他前2号と同等又はそれ以上の表彰に値する行為等があったと認められるもの

農学部長賞（伊那キャンパス）

- 一 農学部における学業成績が特に優秀又は学術研究の成果が特に顕著であると認められるもの
二 スポーツ活動で優れた成績を収めたもの
三 芸術・文化活動で高い評価を受けたもの
四 社会活動で高い評価を受けたもの
五 その他前四号と同時又はそれ以上の表彰に値する行為等があったと認められるもの

同窓会長賞

信州大学農学部における学業成績が優秀であると認められるもの

- 一 「ゆりのき賞」は学生生活をも考慮して、表彰に値すると認められる学部卒業予定者のうち各学科1名を原則とする
二 「からまつ賞」は3年生までの学業成績が優秀でありかつ学生生活をも考慮して、表彰に値すると認められる在学生のうち各学科1名を原則とする

後援会長賞

農学部等の学科、コース、専攻、分野ごとに卒業論文又は修士論文が高い評価を得たと認められるもの

懲 戒

本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する表1のような行為は、懲戒（退学・停学・訓告）の対象となります。

対象となる行為には、アルコール飲料に関すること、自動車運転に関すること、コンピューターやネットワークに関することなど、身近な行為が原因となることもあります。

また、試験でのカンニング、レポート等でのコピー&ペースト、授業出席の代返等を行うと最低でも3ヶ月以上の無期停学（特に悪質な場合は退学）となり、修業年限内に卒業できなくなります。（主な事例は、表2参照）

【表1】

懲戒対象行為		該当する懲戒の種類
区分	事項	
A 学内秩序を乱す行為	① 「国立大学法人信州大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成16年国立大学法人信州大学規程第27号）」に抵触する行為	退学，停学（無期又は有期）又は訓告
	② 本学が実施する試験等における不正行為（詳細は，別表に掲げる事例とする。）	退学，停学（無期又は有期）又は訓告
	③ 飲酒を強要し，アルコール飲料の一気に飲み等が原因となり死に至らしめた行為	退学又は停学（無期）
	④ 飲酒を強要し，アルコール飲料の一気に飲み等が原因となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為	退学，停学（無期又は有期）又は訓告
	⑤ 未成年者と知りながら飲酒を強要した行為	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑥ 本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げた行為	退学，停学（無期又は有期）又は訓告
	⑦ 本学構成員に対する暴力行為，威嚇行為，拘禁行為，拘束行為等	退学，停学（無期又は有期）又は訓告
	⑧ 本学が管理する建造物への不法侵入又は不正使用，若しくは占拠した行為	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑨ 本学が管理する建造物又は器物等の損壊行為，汚損行為，不法改築行為等	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑩ 「信州大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（平成19年信州大学規程第154号）」に抵触する行為（データ捏造・改ざんに関わる行為，論文盗用，著作権の侵害等）	退学，停学（無期又は有期）又は訓告
	⑪ 反社会的団体の活動を行っており，その活動が他の学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為	退学，停学（無期又は有期）又は訓告
	⑫ 違法薬物（麻薬，大麻等）と類似の効果を持つ薬物を，正当な理由（治療目的等）なく，使用，所持，譲渡，仲介若しくは入手しようとする行為	退学，停学（無期又は有期）又は訓告
B 犯罪行為	① 殺人，強盗，強姦，放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	② 薬物犯罪行為（麻薬・大麻等の薬物使用・不法所持・売買・仲介等）	退学又は停学（無期又は有期）
	③ 傷害，窃盗，詐欺，恐喝，賭博，住居侵入，他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
	④ 痴漢行為（覗き見，わいせつ，盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	退学又は停学（無期又は有期）
	⑤ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」に定める犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
	⑥ 「児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）」に定める犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
	⑦ コンピューター又はネットワークを用いた犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
C 交通事故・違反	① 死亡又は高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が無免許運転，飲酒運転，暴走運転等の悪質な場合	退学
	② 人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が無免許運転，飲酒運転，暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学（無期又は有期）
	③ 無免許運転，飲酒運転，暴走運転等の悪質な交通法規違反行為	停学（無期又は有期）
	④ 死亡又は高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で，その原因行為が過失の場合	退学又は停学（無期又は有期）
	⑤ 後遺症等を伴う人身事故を起こした場合で，その原因行為が過失の場合	停学（無期又は有期）又は訓告

本学が実施する試験等における不正行為（カンニング，コピー&ペーストなど）を行った場合は，懲戒となり，さらに表2のとおり修得した単位の認定が取り消されます。

【表2】

本学が実施する試験等における不正行為の事例		単位認定の可否	
		当該科目	不正行為を行った学期の科目
単位認定に係る試験時の行為	替え玉受験をすること及び替え玉受験を依頼すること。	認定しない	認定しない
	許可されていないノート又は参考書等を使用すること。		
	答案を交換すること。		
	他の受験者の答案を見ること又は他の受験者に答案を見せること。		
	試験監督者の注意又は指示に従わない場合で特に悪質と認められるもの。		
	その他不正な行為と認められること。		
単位認定に係るレポート（卒業論文等含む）の行為	他人の著作物を盗用すること。	認定しない	認定しないことができる
	実験や調査結果のデータを捏造又は偽造すること。		
	他人が書いたレポート並びに著作物を自分のものとして提出すること。		
他の学生に成り代わり授業に出席又は代返等の行為を行った者並びに同行為を依頼した者。	認定しないことができる	特に悪質な場合認定しないことができる	
授業の実施に係るその他不正な行為と認められること。			

11. 成績優秀学生の授業料免除について

学業成績が特に優れかつ人物優秀であると認められる学生を選考し、特別な待遇を図ることにより、本学学生に対しより一層勉学を奨励することを目的として、成績優秀者に対する後期分の授業料免除が行われます。

対象となる学生は農学部及び総合理工学研究科（伊那キャンパス）の学生（研究生，聴講生等を除く。）であって，信州大学学則（平成 16 年信州大学学則第 1 号）第 65 条及び信州大学大学院学則（平成 16 年信州大学学則第 2 号）第 56 条の規定に基づく懲戒処分を受けていない人です。

成績優秀学生の選考は，当該年度の前期までの成績・成果を集計し，学部と研究科において，それぞれへの配点数の範囲内で独自の判定基準および選考方法で行われます。その選考結果に基づき，9 月末に学部長・研究科長は学長へ推薦を行い，後期分の授業料が全額または半額免除されます。免除対象者が通常の授業料免除の申請を行っていた場合でも，成績優秀者の授業料免除認定が優先されますので問題ありません。

この選考は通常の授業料免除とは違い，対象となっている学生に対して自動的に行われるため，学生の皆さんは免除申請を行う必要はありません。

成績・単位の習得状況・人物面を考慮して推薦を行いますので，普段から意識して授業に臨んで下さい。

12. 学生関係事務要項

農学部の事務組織及び学生に関わる業務内容の概略は以下のとおりです。

窓口時間（図書担当を除く） 8：30～17：15

事務組織

学務グループ (管理棟 1階)	教務担当	(1)教育課程に関する事、(2)授業の履修手続き、(3)学生の身分(入学、休学、復学、退学、卒業及び修了)の手続き、(4)学籍簿及び学業成績の管理、(5)学生の教員免許状の取得の手続き、(6)修士論文の手続き (7) 大学院総合工学系研究科に関する事。
	学生支援担当	(1)学生の諸証明に関する事、(2)学生旅客運賃割引証(学割証)の発行、(3)授業料等の免除・徴収猶予、奨学金の手続き、(4)学生の健康管理、(5)課外活動、(6)就職、進学情報の提供、(7)学生寄宿舎等、(8)留学生に関する事、(9)海外留学、(10)学生教育研究災害傷害保険及び学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険。
	入試担当	学生の募集及び入学試験。
総務グループ (管理棟 1階)	庶務担当	(1)諸行事、(2)入学式・卒業式、(3)アルバイト・TAに関する事。
	会計担当	(1)授業料・入学料・入学検定料・寄宿料の納付、 (2)物品の購入。
	管理担当	施設の保守・管理。
	附属施設担当	(1)学生の実習に関する事、(2)アルプス圏フィールド科学教育研究センター(AFC)の運営。
図書担当(図書館)		図書館に関する事。
教育研究支援室(B棟 1階)		各分野の教育研究支援。

(1) 授業料

平成28年度の授業料は年額535,800円です。前期267,900円、後期267,900円を期限までに納付しなければなりません。

授業料の納付方法は、入学時に届け出られた普通預金口座から、前・後期分それぞれの指定日に自動的に引き落とされる預金口座自動振替制度を採用していますので、指定日前銀行営業日の15時までに預金口座へ授業料の入金を忘れぬよう行ってください。

授業料を期日までに納付しないと、一定の督促手続きを経て除籍処分になることがありますので注意してください。

なお、在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

また、①経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、②授業料の納期前6ヶ月以内(新入学者は入学前1年以内)において、学資負担者が死亡し、又は学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対し、本人の申請に基づき、選考の上、その期に納付すべき授業料が免除(全額又は半額)される制度、徴収が猶予される制度、月割分納できる制度があります。

上記制度の出願時期等については、掲示にて周知するので十分注意してください。なお、授業料の免除、徴収猶予、及び月割分納についての詳細は学務グループへ問い合わせてください。

なお、上記の他に学部生および大学院生で学業・人物共に優秀な学生に対して後期分の授業料が免除される「11.成績優秀者に対する授業料免除」の制度があります。これは、普段の成績に基づき学部・研究科より推薦された上で授業料免除となる制度ですので、弛まず勉学に励むよう期待します。

(2) 学生向け情報の掲示及びメール

1) 学生向け情報伝達は、掲示及びキャンパス情報システムで行います。掲示については、毎日登下校時に掲示板を見るようにしてください。農学部ホームページ「在学生の方へ」も定期的にチェックしてください。

学生呼び出しは、電子掲示板やメールにて行います。登録するメールアドレスについては、よく使うアドレスを登録するとともに、必ず毎日チェックするようにしてください。また、特に緊急性の高いものなどは電話にて連絡することもあります。

連絡先を変更した場合は、情報が届かないことがないように必ずキャンパス情報システムで登録変更を行ってください。

2) 外国人留学生については、留学生専用掲示板も見るようにしてください。

3) 学生掲示物については、定められた掲示板を使用してください。

(3) 証明書・学生旅客運賃割引証

「在学証明書」、「成績証明書」、「修了見込証明書(修士2年生)」は学務グループにある証明書発行機により交付されます。学生証を持参して画面の案内に従って手続きをすればすぐに発行されます。

また、「学生旅客運賃割引証(学割証)」も同様に証明書発行機で発行することができます。学割証は下記の目的でJRを片道100kmを超えて利用する場合に使用できます。

《学割証は一部の私鉄やフェリーの2等にも使うことができます。》

- | | |
|----------------------------------|-------------------------|
| ①帰省 | ④就職又は進学のための受験等 |
| ②実験・実習等の正課の教育活動 | ⑤大学が修学上適当と認めた見学又は行事への参加 |
| ③大学が認めた特別教育活動又は文化・体育に関する正課外の教育活動 | ⑥傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理 |
| | ⑦保護者の旅行への随行 |

なお、学割証の発行枚数は1日2枚、有効期間は発行の日から3ヶ月間です。年間1人当たり15枚まで機械で発行できますが、やむを得ない事情の場合は、学務グループ窓口にご相談ください。

証明書発行機の稼働日・時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15（土日祝日は利用できません）

その他の証明書は学務グループカウンターに備え付けの「証明書交付願」により申し込んでください。交付までには約2週間かかる場合もありますので余裕を持って申し込んでください。申込みの際は学生証等本人確認のできるものをお持ちください。

なお、就職活動用の推薦書が必要な場合は指導教員と相談してください。

(4) 奨学金

奨学金については、日本学生支援機構及びその他の団体（地方自治体・各種団体・企業等）から貸与または給付されます。その選考に当たっては、学業成績が優秀であり、経済的理由により就学困難な者が対象となります。なお、学資負担者の死亡・災害等については、特別な扱いとなりますので学務グループへご相談ください。申請時期・申請方法等は募集の都度掲示します。

(5) 保健・メンタルヘルス

保健師・カウンセラーが常勤する保健室・カウンセリング室が設置され、心身の保健・衛生に対応していますので遠慮なく利用してください。

1) 保健室

① 定期健康診断（毎年4月実施）

② 健康相談・精神保健相談（医師の診察は要予約）

内科：総合健康安全センター医師毎月1回，学校医毎月2回

精神科：総合健康安全センター医師毎月1回，学校医毎月1回

その他：随時保健師により実施

③ 救急業務

応急処置及び必要により専門医への紹介，移送

④ その他

就職活動などに必要な健康診断書の発行（定期健康診断受診者に限る）

※原則，証明書発行機から発行されますが，発行されない場合は保健室にお問い合わせください。

2) カウンセリング室

大学生活を送るなかで，様々な問題や悩みに直面することもあります。カウンセリング室はそうした場合にみなさんと共に考え，話し合いながら問題を整理したり，自分の思いや気持ちに気付くお手伝いをする場所です。自分のことや，家族や友人・異性のこと，学習のこと，将来のこと，身体のことなど，気軽にご相談ください。なお，相談に関する個人の秘密は厳守されます。

<相談申込方法>

原則として予約制です。予約は保健室か学務グループにお問合せください。

しかし，急を要する場合にはこの限りではありません。

<相談日>

水曜日～金曜日 9：00～17：00

<場所>

B棟1階 教育研究支援室前 カウンセリング室

(6) 休学・退学

休学を希望する場合は，休学願を休学開始日の2ヶ月前までに学務グループへ提出し学長の許可を得る必要があります。

総合理工学研究科（伊那キャンパス）で休学が認められる理由は，以下の場合です。

1) 病気のため・・・願と医師の診断書を提出

2) 経済的理由のため・・・願の申し立て欄に詳細な事由を記載

3) 農学に関する留学のため（大学との交流協定によるもの・語学留学は除く）

・・・願と留学先の入学許可書等を提出

4) 公共的な事業に参加するため（国又は地方公共団体等の求めによる場合）

・・・願の申し立て欄に詳細な事由を記載

退学を希望する場合は、退学願を退学日の2ヶ月前までに学務グループへ提出し学長の許可を得る必要があります。

各願の提出には、保証人および指導教員の署名・押印が必要です。休・退学を検討する場合には、早めに保証人および指導教員に相談してください。

各願の用紙は、学務グループにあります。

(7) 学籍情報入力

進級学生・大学院学生はキャンパス情報システムの「Web 登録情報の確認修正」機能を利用して学籍情報を入力してください。なお、届け出た現住所・電話番号・メールアドレス・保証人住所・緊急連絡先・帰省先等を変更した場合は、すぐにキャンパス情報システムから変更を登録してください。大学からの急な連絡を電話・メール等により行う場合があります。また、伊那キャンパスに所有自動車で通学する場合は学務グループに自動車登録票を提出し、車を変更した場合は必ず申し出てください。

(8) 就職

就職活動の支援は学務グループで行っています。求人情報・各種パンフレットは、講義棟1階「就職資料室」にあります。また、信州大学ホームページの学生生活・就職⇒キャリアサポートセンターに各種情報が掲載されていますので活用してください。

就職活動のタイミングにあわせて随時ガイダンスを開催します。就職に係る手続き、詳細については開催されるガイダンスごとの配布資料を参照してください。信州大学農学部ホームページのキャンパスライフ⇒就職活動支援にガイダンス情報が随時掲載されますので利用してください。

(9) 課外活動

校内には、体育館、弓道場及び運動場があり、体育系・文化系サークルが、それぞれ活発な活動を行っています。また、登山・スキー等も地の利を得て、活動は活発です。なお登山については、単独登山は絶対に避け、事前に登山届を学務グループへ必ず提出してください。

火気は、「バーベキューに限り」「決められた場所で」「教員の監督の下」「平日の常識の範囲内の時間」「学生委員長の許可を得て」使用することができますので、1週間前までに提出してください。＜21. 農学部構内における火気使用についての申し合わせ参照＞

これらの各種届は学務グループにあります。

(10) 海外渡航届

海外へ渡航する場合は、学務グループへ海外渡航届を提出してください。緊急時の連絡に必要となります。配布は学務グループで行っておりますが、指導教員の押印が必要となりますので余裕を持って受け取りに来てください。

(11) 学生証等の携帯, 再発行

学生証・Safety Support Card・エコキャンパスカードは常に携帯してください。証明書自動発行機を利用する際、図書館の入退館の際には学生証を使用します。また、緊急の際は、本冊子「22. 緊急事態対応の手引」または、Safety Support Cardを見て、連絡してください。

再発行を希望する場合、学生証（自費）・Safety Support Cardは学務グループへ、エコキャンパスカードはISO事務局（総務グループ庶務担当）へ申し出てください。

(12) 住居

1) 学生寄宿舍について

伊那キャンパスには、鉄筋コンクリート3階建、収容人員96名(男子)・20名(女子)の中原寮があります。所定の手続きにより入寮を願い出た者について選考のうえ、入寮が許可されます。

2) 下宿について

信州大学生生活協同組合（生協）に相談してください。

(13) アルバイト

アルバイトをする場合には、学業との両立、健康状況等を考えて慎重に検討してください。アルバイトの紹介は信州大学キャンパス情報システム内で行っています。就労中の事故には十分に注意のうえ、求人者の指示等を理解し、責任を持って誠実に行うよう努めてください。なお、アルバイト先でのトラブル（待遇、セクハラ等）、危険であると判断される作業、事故などがあつた場合には、直ちに学務グループへ申し出てください。

13. 「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険」への加入手引

この保険は、信州大学が窓口となっている学生保険です。

総合理工学研究科（伊那キャンパス）に在籍する学生全員が加入を原則としていますが、生協の保険やその他同等の保険に加入している場合は、必ずしも加入しなくとも問題ありません。（いずれかの保険への加入が確認されない場合は実験・実習の受講が認められません。）

学生教育研究災害傷害保険に加入する場合、〈通学中等障害危険担保特約〉と〈学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険〉へ同時に加入となります。

●学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）について

本学指定コースは、通学中等障害危険担保特約付き（Aタイプ2,000万円コース）です。教育研究活動中（正課・学校行事・クラブ活動）や通学中等における不慮の災害事故を補償する保険です。

※感染予防保険金支払特約は付帯しません。この特約は、病院または診療所等において臨床実習のある学部が対象となるため、本学部では対象外となります。

●学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険について

本学指定コースは、Aコース学生教育研究賠償責任保険（略称：学研賠）です。

国内外における正課、学校行事とその往復中で他人へのケガ及び他人の財物を破損したことにより被る法律上の損害賠償に備える保険です。

【加入手続】

随時受付けておりますが、年度途中に加入する場合でも保険料は1年間単位となります。

【保険期間】

4月1日（又は申込みを行った日の翌日）の午前0時から所定の卒業年次の3月31日午後12時まで（原則として卒業までの期間を一括して申し込むものとします）

休学期間中は保険適用外となり、休学期間中の保険料は手続きにより返金される可能性もありますので、休学開始日より1ヶ月前までには学務グループ学生支援担当へ確認してください。

※休学により就学期間が延長されますので、その期間分の保険に再度加入をしてください。

【事故の通知及び保険金の請求について】

事故に遭われた場合は、速やかに学務グループへ連絡してください。

一定期間を過ぎると保険金を受け取れない場合があります。

【保険料（学研賠及び通学特約を含む）】

この保険は、日常生活における範囲においては、補償の対象外となるため、保険料も他の保険より割安となっています。検討の際はご注意ください。

保険期間	学研災+通学特約付 2,000万円コース	学研賠 Aコース	加入報告 手数料	合計金額
1年間	1,000円	340円	10円	1,350円
2年間	1,750円	680円	10円	2,440円
3年間	2,600円	1,020円	10円	3,630円
4年間	3,300円	1,360円	10円	4,670円

※ 加入する場合は、払込取扱票（学務グループにあります）へ必要事項を記入の上、最寄りの郵便

局窓口で加入期間の合計金額をお支払いください。枠内に必ず**学籍番号・学生氏名**を記入してください。

【支払保険金の種類と金額】

1. 学生教育研究災害傷害保険

担保範囲	死亡保険金	後遺障害 保険金	医療保険金	入院加算金 (180日限度)
正課中, 学校行事中	2,000万円	120万円～ 3,000万円	治療日数 1 日以上が対象 3 千円～30 万円	1 日につき 4,000 円
上記以外で学校施設内にいる間	1,000万円	60万円～ 1,500万円	治療日数 14 日以上が対象 3 万円～30 万円	1 日につき 4,000 円
学校施設外で大学に届出た課外活動中	1,000万円	60万円～ 1,500万円	治療日数 14 日以上が対象 3 万円～30 万円	1 日につき 4,000 円
通 学 中	1,000万円	60万円～ 1,500万円	治療日数 4 日以上が対象 6 千円～30 万円	1 日につき 4,000 円
学校施設等相互間の移動中	1,000万円	60万円～ 1,500万円	治療日数 4 日以上が対象 6 千円～30 万円	1 日につき 4,000 円

※ 「治療日数」とは傷害を被り治療を開始した日から、平常の生活に従事することができる程度に治った日までの間の実治療日数（**実際に入院または通院した日数**）をいいます。

2. 学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険

対人賠償	} 1 事故 1 億円限度（対人・対物賠償合わせて） （* 免責金額 0 円）
対物賠償	

14. 講義室・学生ラウンジ使用の手引

伊那キャンパスに在籍する学生が授業やゼミ以外で講義室を使用したい時は、授業に支障のない限り使用する事ができますが、この場合使用責任者は、次の事項を守り事前に許可を受けてください。

(1) 講義室使用にあたっての注意事項

- ・使用責任者は、講義室使用許可願を使用予定の2日前までに学務グループに提出し許可を受けてください。
- ・個人学習的な利用は、運用コスト及び警備上の問題からお断りします。
(図書館をご利用ください。)
- ・備え付けの備品・器具等を汚損しないように留意してください。
- ・飲食は厳禁とします。
- ・使用後は、原状復帰し、授業に支障のないように整理してください。防犯上、窓は施錠し、ブラインドは開けたままとします。照明は消し、廊下の扉は閉めてください。
- ・使用は、長期休業中を除く平日のみの18時までとし、例外は個別に判断します。
- ・講義室備え付けのエアコンの使用は、講義室使用許可願に基づき使用できます。
- ・不要の電気使用(携帯電話の充電等)は慎んでください。

(2) PC室(福利厚生施設2階)利用にあたっての注意事項

- ・教室は授業での利用を優先します。使用予定は講義室入口の掲示で確認してください。
- ・室内は、土足厳禁です。靴は、廊下のロッカーに入れてください。100円を投入し、使用後は返却されます。
- ・PCやプリンターなどの備品は大切に扱ってください。降雨による機器の故障防止のため、窓を開放しないでください。
- ・防犯上、窓は施錠し、ブラインドは開けたままで使用してください。
- ・飲食は厳禁です。また、講義室内をきれいに保ってください。
- ・使用後は、原状復帰し、授業に支障のないように整理してください。また、消灯し、廊下の扉は確実に閉めてください。
- ・パスワードは厳重に管理し、コンピュータウイルスの感染に注意するなど、セキュリティーに留意してください。また、ネットワーク上の情報の利用にあたっては著作権侵害に注意してください。
- ・使用は、年末年始および一斉夏期休暇中を除く福利厚生施設開館時間内を原則とします。

(3) ラウンジの利用について

授業の空き時間を利用した自主学習等の用途で学生ラウンジを使用することができます。

利用時間は平日のみの17時までとします。

○1階 講義棟入口

窓側のカウンターには、スタンドチェアが設置されています。

実習時、バスの待合いにもご利用ください。

○2階 非常勤講師室横

学習用テーブル、展示スペースがあります。

他分野の学生との交流もできるコミュニケーションスペースとして、また、授業の空き時間を利用した自主学習等にもご利用ください。

15. 信州大学附属図書館農学部図書館利用の手引

農学部図書館ホームページ

<http://www.shinshu-u.ac.jp/institution/library/agriculture/>

最新のお知らせ，開館カレンダー，利用案内の詳細等が確認できます。

開館時間

平日： 8：45～21：00（長期休業中は17：00まで）

土曜日： 11：00～18：00（長期休業中は休館。試験期間は19：00まで開館）

日曜日・祝日： 休館（ただし，試験期は11：00～19：00開館）

休館日

日曜日・祝日， 夏季一斉休業， 年末・年始（12月28日～1月4日），
館長が必要と認めた日（事前にお知らせします）

入館にあたって

- 入館・退館には学生証が必要です。必ず学生証を持参してください。
- 閲覧室は静かに学習する場所です。密閉可能な容器の飲料が持ち込みできます。
- ホールではグループ学習や軽度の飲食ができます。マナーを守ってご利用ください。
- 資料を破損・汚損したり，無断で持ち出さないようにしてください。
- ごみはお持ち帰りください。館内にごみ箱はありません。

図書館施設

- (1) ホール： ホールには次のコーナーがあります。
 - 1) 新聞閲覧コーナー： 当日の新聞が閲覧できます。
 - 2) 広報誌，ニュース類コーナー： 大学，県，法人等の広報誌，ニュース類があります。
 - 3) 視聴覚コーナー： 視聴覚資料の視聴ができます。
 - 4) 情報検索コーナー： パソコン3台
- (2) 閲覧室： 閲覧室には次の資料・設備があります。
 - 1) 図書： 専門図書，一般教養図書
 - 2) 雑誌： 購入雑誌，寄贈雑誌
 - 3) 視聴覚資料
 - 4) 情報検索コーナー： パソコン2台，OPAC専用端末1台
 - 5) コピー機： コイン式コピー機1台
- (3) 2階書庫： 2階書庫には次の資料があります。出入の際は職員の許可を得てください。
 - 1) 各種統計資料，年鑑，年報
 - 2) 大学等（国公立大，短大，高専等）発行の資料
 - 3) 都道府県等の地方自治体発行の資料
 - 4) 農林水産省等の国の機関発行の資料

図書館資料の利用

(1) 閲覧

資料は自由に閲覧できます。利用した資料は必ず元の位置に戻してください。

(2) 貸出

図書の貸出冊数・期間は、次のとおりです。

区 分	通 常		長期休業中	
院生	10冊	30日	10冊	休業中
学部生（4年）	10冊	30日	10冊	休業中
学部生（2年～3年）	10冊	14日	10冊	休業中
研究生・聴講生など	5冊	14日	5冊	休業中

参考図書（辞書・事典など）、雑誌、2階書庫の資料は当日のみの貸出となります。

雑誌の最新号は貸出できません。

(3) 返却

返却期限までに必ず返却してください。更新は、予約が入っていなければ1回まで可能です。

返却期限を守らない場合は、貸出停止などの罰則があります。

資料を紛失した場合は原則として現物で弁償していただきます。

図書館が閉まっているときは、入口の図書返却箱（ブックポスト）を利用してください。

図書・雑誌の検索（^{オーバック}OPAC）

<http://www-lib.shinshu-u.ac.jp/opc/>

信州大学附属図書館で所蔵する図書や雑誌は、オンライン目録OPACで調べることができます。

予約・取寄

借りたい図書が貸出中の場合、または他学部図書館が所蔵している場合、OPAC画面から図書の予約・取寄ができます。（要ACSU-IDとパスワード）

無線LANの利用

自分のPCを無線LANに接続して利用できます。館内のアクセスポイントに接続するためのパスワードはカウンターにお尋ねください。（要ACSU-IDとパスワード）

他学部図書館の利用

学生証を持参してください。図書の貸出等ができます。貸出条件は各館により異なります。HP等で事前に開館時間等を確認してお出かけください。貸出資料は農学部図書館で返却できます。

図書館間相互利用（農学部図書館に所蔵がない場合）

他学部、他大学等から図書を借用すること（現物貸借）や文献のコピーを取り寄せること（文献複写）ができます。申込用紙あるいはWeb（要申請）にてお申し込みください。複写料金、送料がかかります。（他学部図書館所蔵図書の借用については、「予約・取寄」の項を参照してください。）

伊那市立図書館所蔵資料の貸出・返却

伊那市立図書館の資料を、農学部図書館カウンターで貸出・返却できます。

16. 体育館使用の手引

(1) 使用条件

- 1) 農学部が主催する行事等
- 2) 大学又は他部局が主催する行事等
- 3) 伊那キャンパスに在籍する学生の課外体育活動
- 4) 教職員の体育活動
- 5) その他の行事等で農学部長が認めるもの

(2) 使用計画

- 1) 体育館を大学又は他部局が主催する行事等で使用する場合は、農学部が主催する行事等に支障をきたさない範囲において許可します。
- 2) 体育館を伊那キャンパスに在籍する学生の課外体育活動で使用する場合は、農学部、大学又は他部局が主催する行事等に支障をきたさない範囲において許可します。
- 3) 教職員が使用する場合は、伊那キャンパスに在籍する学生の課外体育活動ならびに1)、2)の行事等に支障をきたさない範囲において許可します。
- 4) 学外者の使用は、学内の使用計画等に支障のない場合に限り許可することができます。

(3) 使用手続き

- 1) 時間内(8:30~17:00)の使用については、学務グループに、平日8:30~17:00の間に申し出て、体育館使用簿に必要事項を記入し、許可を受けて使用してください。
- 2) 時間外(17:00~21:00)の使用については、原則として農学部公認サークルのみが使用できます。スケジュールは定期的開催される代表者会議において調整をするものとし、使用時には体育館使用簿に必要事項を記入し使用してください。
- 3) 休日(土曜、日曜、祝祭日を含む)に課外体育活動等で使用する場合は、使用日の3日前(休日を除く)までに体育館使用許可願を学務グループへ提出し、使用許可を受け、体育館使用簿に必要事項を記入して使用してください。但し、一斉夏期休暇、年末年始休暇の間は使用はできません。

(4) 使用にあたっての注意事項

- 1) 許可された者以外は使用しないでください。
- 2) 許可された目的及び時間以外に使用しないでください。
- 3) 床を傷つけ、又汚損する恐れのないよう体育館専用の運動靴を用意し用いてください。
- 4) 館内に無断で張り紙、掲示等しないでください。
- 5) 館内には危険物等の持ち込みはしないでください。
- 6) 館内の更衣室及びロッカーを長時間に渡り占有しないでください。
- 7) 夜間の使用では節電に留意してください。
- 8) 施設器具を滅失、破損又は汚損したときは速やかに学務グループに申し出て指示を受けてください。
- 9) 使用にあたっては、学務グループから鍵を受け取ってください。
- 10) 使用後、使用者は必ず整理・整頓及び清掃を行い、ゴミは持ち帰ってください。また、施錠を確認後、鍵を借りた使用者が必ず学務グループに返却してください。

17. 福利厚生施設利用の手引

伊那キャンパスには学生生活をより楽しくより豊かにし、食生活の便宜を図るための施設として、福利厚生施設があります。

名 称 信州大学農学部福利厚生施設（愛称 いもんた ぷらざ）

【1 階】 売店，食堂 【2 階】 PC室，環境 ISO 学生委員会室，和室

（1）施設の開館期間，開館時間及び休館日

1) 開館期間及び開館時間

- ①前期（4月1日から9月30日まで） 9時から20時まで
- ②後期（10月1日から翌年3月31日まで） 9時から19時まで
- ③金曜日及び休日の前日は9時から17時まで

2) 休館日

土曜日，日曜日，国民の祝日，休日（一斉夏期休暇及び年末年始休暇を含む）

（2）施設利用について

施設を利用する場合の責任者は、事前に生協で予約をしてから学務グループで予約貸出簿に記入をし、貸出当日に学務グループにて鍵を借りてください。原則として、同一団体が2日以上引き続き利用することはできません。

利用に際しては、次のことを心がけてください。

- 1) 常に火気については十分注意し、清潔，整頓，美化を心掛けてください。
- 2) 使用時間を守り，他人の迷惑になる行為をしないでください。
- 3) 使用した設備，備品は直ちに清掃し，使用前の状態にしておいてください。管理運営責任者の許可なく，施設内の設備，備品を移動し，又は持ち出さないでください。
- 4) 施設内での掲示は定められた場所以外にはしないでください。
- 5) 施設内での飲酒は定められた場所以外ではしないでください。
- 6) 利用後は施錠確認し，借りた利用者が鍵を必ず学務グループに返却してください。

18. 課外活動施設の使用心得

- 1. 課外活動施設（以下「施設」という。）は団体設立届あるいは継続・変更届を提出した農学部学生（総合理工学研究科伊那キャンパス所属学生含む）の課外活動団体が使用できるものとします。
- 2. 使用時間は、9時から21時までを原則とします。ただし、12月28日～1月4日は使用しないものとします。
- 3. 施設の使用にあたっては、次のことを遵守しなければなりません。
 - 1) 暖房器具は石油ファンヒーターとする。
 - 2) 火気の取扱に注意すること。
 - 3) 備品等は無断で移動したり，室外へ持ち出さないでください。
 - 4) 使用目的・使用時間以外に使用しないでください。
 - 5) 掲示物等は所定の場所以外に掲示しないでください。
 - 6) 使用後は清掃を行い，使用前の状態に復すると共に消灯・火の元・施錠を必ず確認してください。
 - 7) 使用時間を守り，騒音防止に努め，他人の迷惑になる行為はしないでください。
 - 8) その他職員の指示に従ってください。

19. 実習宿泊施設利用の手引

農学部には、次の宿泊施設があります。

- 1) 野辺山ステーション宿泊施設(農学部から車で100分)
- 2) 西駒ステーション宿泊施設(農学部から車で25分)
- 3) 手良沢山ステーション宿泊施設(農学部から車で30分)

上記宿泊施設の利用を希望する者は、総務グループ附属施設担当に申し込み手続きをします。

いずれの宿泊施設も、教育研究及び学生の実験実習を行うことを目的としていますので、施設を使用する者は、実験・実習及びこれに基づく業務等に支障をきたさないよう次の事項に従ってください。

(1) 使用手続

ア. 施設使用の許可を受けようとする者は事前に総務グループ附属施設担当で宿泊が可能かどうか確認をし、使用予定日7日前までに「宿泊施設使用申請書」を総務グループ附属施設担当に提出してください。

イ. 使用許可を受けた者は、直ちに使用料を総務グループ附属施設担当に納入してください。

(2) 宿泊使用期間・定員

宿泊施設名	使用期間	宿泊定員
野辺山ステーション宿泊施設	5月1日～10月31日	50名
西駒ステーション宿泊施設	4月1日～10月31日	30名
手良沢山ステーション宿泊施設	4月1日～10月31日	45名

(3) 使用料

- ・本学のカリキュラムに基づく実験、実習及び演習のための宿泊 1泊300円～400円
- ・教育研究活動のための宿泊 1泊700円～900円
- ・その他の宿泊 1泊900円～1,000円

詳細は総務グループ附属施設担当にお問い合わせください。

(4) その他

いずれの施設も、自炊です。また、石鹸・タオル・洗面用具・寝巻は、各自持参してください。その他の注意は、申し込み時に宿泊施設使用者心得を差し上げますから、確認してください。

20. 野外調査の届け出について

野外調査を実施する場合は、教員の引率の有無に関わらず必ず「調査計画書」を指導教員に提出し許可を得ると同時に、調査計画書を研究室の掲示板に掲示するようにしてください。

(1) 野外調査実施時における届出の様式及び方法

教員が引率する場合、引率しない場合共に、以下の様式の調査計画書を提出する。

①調査計画書の記載事項：

「調査内容」「調査場所」「調査者」「調査日・宿泊場所」「調査行程(帰学予定時刻)」「交通手段」「連絡対応者」「その他」。なお、調査計画書の様式は別紙見本を参照すること。

②届出及び掲示の方法：

学生の場合は、調査計画書を指導教員に提出し許可を得ると同時に、調査計画書を研究室の掲示板に掲示する。教員引率の場合にも、同様に、調査計画書を研究室の掲示板に掲示する。

(2) 調査時等の連絡の厳守

①調査中、指導教員及び学生間での連絡を密にすること。

②日帰りの場合、指導教員(または留守番学生等)は「出発時」「調査開始時」「調査終了時」「帰学時」に連絡を受けることとする。宿泊を伴う場合も同様に、途中での連絡を得て、調査行動を確認する。

届出の例

調査計画書

記入者： 信大太郎

項目	事項	チェック欄
調査内容	旧山古志村池谷、大久保地区の営農再開に伴う土地利用調査及び地区区長等への聴き取り	
調査場所	長岡市山古志池谷及び大久保地区	
調査者	信大太郎, 信大次郎, 信大三郎, 信大花子	
調査日	2008年9月20日～23日	
宿泊場所	山田旅館(025-xxx-4444)	
調査行程 (帰学予定時刻)	20日5:00出発、9:00山古志到着、9:30調査開始、18:00調査終了、19:00宿舎(山田旅館) 21、22、23日も同様、帰学予定時刻23日19:30	
交通手段	レンタカー	
連絡対応者	信大四郎(指導教員) 090(7777)xxxx	
その他		

※なお、フィールド作業については「安全の手引」を参照してください。

届出の様式

調査計画書

記入者：

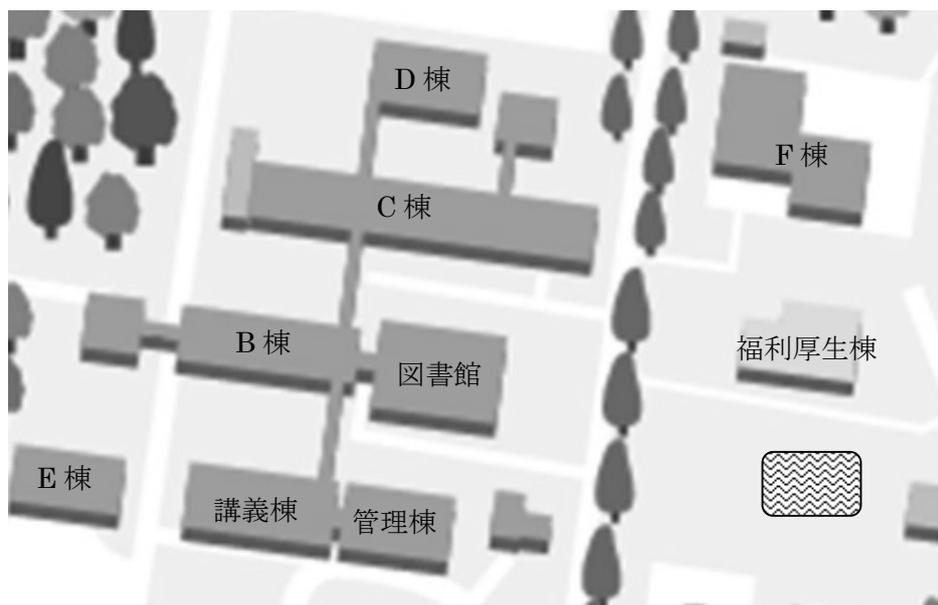
項目	事項	チェック欄
調査内容		
調査場所		
調査者		
調査日 宿泊場所		
調査行程(帰 学予定時刻)		
交通手段		
連絡対応者		
その他		

21. 伊那キャンパス構内における 火気使用についての申し合わせ

伊那キャンパス構内の屋外（宿舎区域は除く）における火気の使用（たき火、キャンプファイヤー、花火など）は厳禁とするが、次の事項が厳守される場合、バーベキューに限り食材の加熱加工に必要となる最小限の火気の使用を認めるものとする。

1. 伊那キャンパスに所属する学生教職員であること。
2. 定められた場所（1箇所のみ）での実施を厳守すること（下図参照）。
3. 実施代表者は教職員とし、教職員の責任のもとに行うこと。
4. バーベキューの実施は許可制とし、その都度所定の申請書により実施日の1週間前までに申請し、事前に学生委員会の許可を得ること（申請書の提出先は学務グループ）。
なお土日祝祭日、休日の使用は認めない。
5. 実施する時間は代表者の判断で決定するものとするが、常識の範囲内であること。
6. 実施時には許可書を携行し、大学管理者の求めに応じ提示できるようにすること。
7. 実施場所の状況等によっては許可しない場合があるので、申請時に確認すること。
8. 代表者は、当日の天候（特に風・湿度）を勘案のうえ失火等の危険性を判断し、場合によっては中止する等必要な対応を取ること。
9. 実施にあたっては他者を不快にさせるような騒音を出さないなど、周辺への配慮を怠らないこと。
10. 万が一に備え直ちに消火できるように予め計画し、失火を招かないための準備をすること（バケツに水を汲んでおく、消火器を準備しておくなど）。
11. 上述のような準備をしたにもかかわらず誤って失火に至った場合は、代表者は参加者の身の安全を第一に考えるとともに、全員で協力し消火に努めること。ただし、手におえない状況であれば消防署への通報をためらわずに行うとともに、関係者（許可書に記載）へ連絡を取り、速やかに状況を報告すること。
12. 安全と環境に配慮し、後片付けはきっちり行うこと。
13. 代表者は、終了後必ず消火を確認すること。
14. 大学の行事に関するものについては、この申し合わせの限りではない。

※ バーベキュー指定場所は下図の  の部分とする



この申し合わせは、平成18年6月20日から施行する。

22. 緊急事態対応の手引

災害発生時の連絡先

避難場所は体育館です

【発生時の連絡】

火災等発見者は、直ちに消防署（119番）へ連絡するとともに、下記へ連絡すること。

職員勤務時間内<8:30-17:15>

外線 0265-77-1303

内線 2203

職員勤務時間外

信大災害・緊急ダイヤル 0263-37-3333

日本連合警備(株)伊那営業所 0265-78-6161

連絡の際は、

信州大学農学部ですが、〇〇で火災が発生し負傷者がでました。
消防車・救急車の出動をお願いします。
私は□□コース△△です。

公共機関等の連絡先

(1) 医療機関

伊那中央総合病院 (Tel 0265-72-3121)

昭和伊南総合病院 (Tel 0265-82-2121)

(2) 公共機関

伊那警察署 (Tel 0265-72-0110)

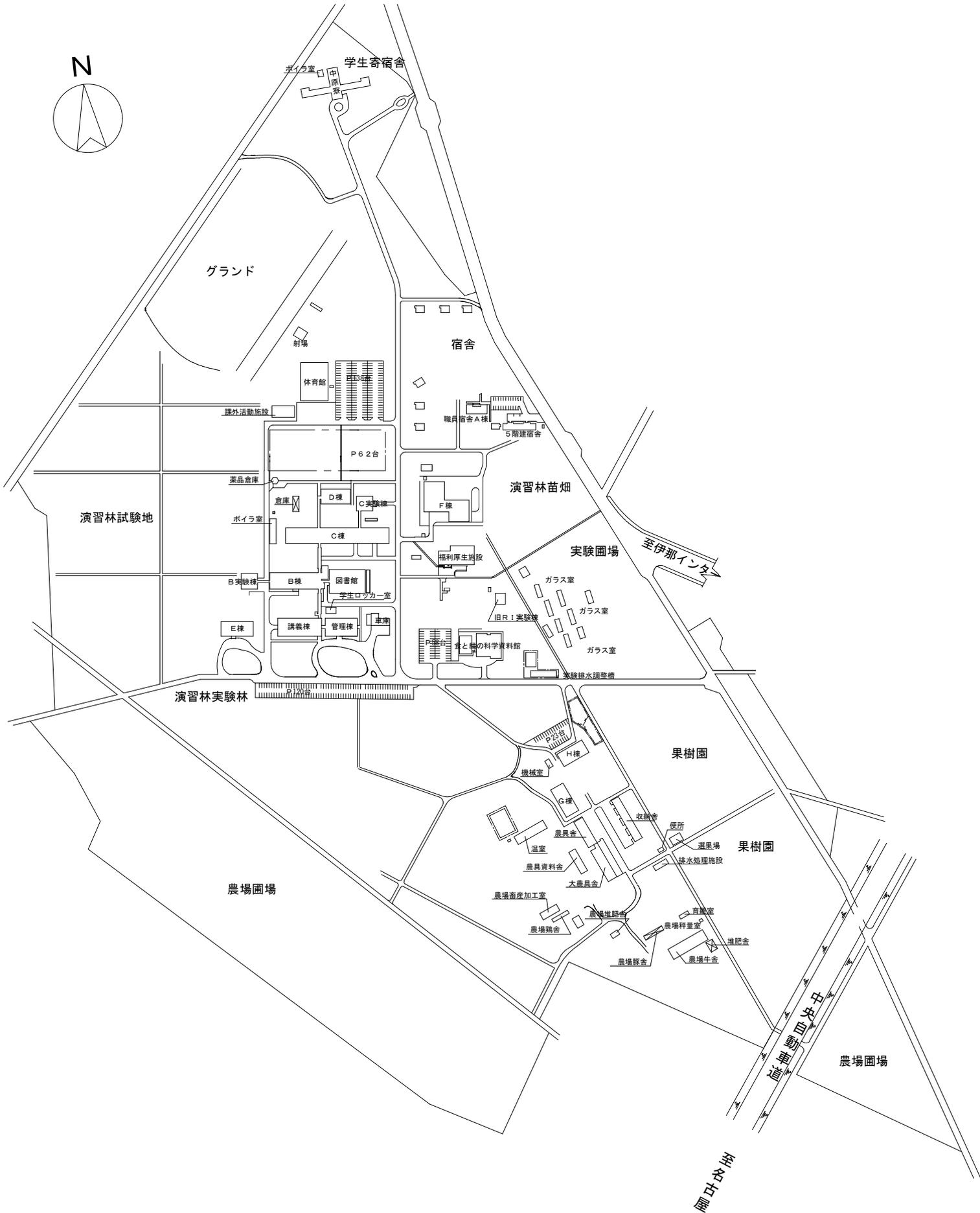
伊那消防署 (Tel 0265-72-0119)

備考1. 火災その他の場合における避難には、エレベーターを使用しないこと。

備考2. 防火シャッターは、内部に人のいない事を確認の上閉じること。

万が一、交通事故を起こした場合には、学務Gに申し出てください。
Tel 0265-77-1311

23. 農学部配置図 (構内全面禁煙)



25. ACSU による出席状況確認

○ログイン

- ACSU (<https://acsu.shinshu-u.ac.jp/ActiveCampus/index.html>) にログインします。
- 出席確認システムのメニュー一覧から出席情報照会 (学生) をクリックすることで、自身の出席情報を参照することが出来ます。
- 出席情報照会 (学生)
 - 学生用の出席情報照会には2種類あります。
 - [出席状況 (月別)]は、指定した年月の1か月分の出席状況を表示します。
 - [出席状況 (授業別)]は指定した授業の出席状況を表示します。
 - それぞれの名称タブをクリックすることで、表示形式を指定することが出来ます。

出席情報照会 (学生)

出席状況(月別)

信州太郎さんの出席状況

月別にあなたの出席状況が確認できます。

検索月		2014		年 1		月		検索		前月		翌月																							
授業名	科目	学期	出席回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
電気数学演習Ⅱ	月2	前期	3/16																																
微分積分学Ⅱ	火3	後期	3/16																																
映像・人文学	水5	前期	3/16																																
電気物理	金3	前期	2/16																																

○—出席、×—欠席、/—休講

一出席情報照会 (月別)

- [出席状況 (月別)]のタブをクリックすると、以下の画面が表示されます。
- 出席情報照会 (月別) では、自分が履修している授業、あるいは過去に履修していた授業の出席状況を検索した年月ごとの一覧で確認することが出来ます。

出席情報照会 (学生)

出席状況(月別)

信州太郎さんの出席状況

月別にあなたの出席状況が確認できます。

検索月		2014		年 1		月		検索		前月		翌月																							
授業名	科目	学期	出席回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
電気数学演習Ⅱ	月2	前期	3/16																																
微分積分学Ⅱ	火3	後期	3/16																																
映像・人文学	水5	前期	3/16																																
電気物理	金3	前期	2/16																																

○—出席、×—欠席、/—休講

項目

項目	説明
検索月	<ul style="list-style-type: none"> • 検索したい年月を指定して、[検索]ボタンをクリックすると、指定した年月の出席状況が表示されます。 • 検索対象年度は、当該年度と当該年度から過去3年の計4年分を表示します。 <p>※ただし、本システム導入前の出席情報は参照することが出来ません。過去の出席情報が参照できるようになるのは、2014年度以降になります。</p> <p>[前月]をクリックすると、検索月に表示されている月の前月に移動します。 [翌月]をクリックすると、検索月に表示されている月の翌月に移動します。</p>
前月・翌月	履修している授業名が表示されます。
授業名	履修している授業の曜日・時限が表示されます。
曜日・時限	<ul style="list-style-type: none"> • 出席回数が表示されます。 • 実施した授業の実施回数が分母で、そのうち出席した回数が分子に表示されます。
出席回数	<ul style="list-style-type: none"> • 土曜日は青色、日曜日は赤色で表示します。 • 出席状況が以下の記号で表示されます。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 出席 : ○ ■ 欠席 : × ■ 休講 : / (スラッシュ) ■ データなし : — (ハイフン)
カレンダー	

一出席情報照会（授業別）

- ・[出席状況（授業別）]のタブをクリックすると、以下の画面が表示されます。
- ・出席情報照会（授業別）では、年度を確定後、自分が履修している授業、あるいは過去に履修していた授業をセレクトボックスから選択します。
- ・「出席回数」、「出席率」、「欠席回数」といったより詳細な出席情報を確認することが出来ます。

出席情報照会（学生）

出席状況(月別) **出席状況(授業別)**

授業別にあなたの出席状況が確認できます。

年度	2013	▼	年度確定	
授業	映像・人文学【前期】(A・S)		▼	授業確定
<small> 部分積分学Ⅰ【後期】(A・S) 部分積分学Ⅱ【前期】(A・S) 電気物理【前期】(F・2) 電気物理【前期】(F・3) </small>				

[授業確定]ボタンをクリックすると、以下の画面が表示されます。

出席情報照会（学生）

出席状況(月別) **出席状況(授業別)**

授業別にあなたの出席状況が確認できます。

年度	2013	▼	年度確定	
授業	部分積分学Ⅱ【後期】(A・S)		▼	授業確定
<small>部分積分学Ⅰ【後期】(A・S)</small>				

出席回数	10/01	10/08	10/22	10/29	11/05	11/12	11/19	11/26	12/03	12/10	12/17	12/24	01/07	01/14	01/21	01/28
出席率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
欠席回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
欠席率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
出席回数	12/16	75%	4													

○→出席、×→欠席、/→休講

項目	説明
年度	<ul style="list-style-type: none"> ・検索したい年度を選択して、[年度確定]ボタンをクリックすると、指定した年度に履修している授業が表示されます。 ・検索対象年度は、当該年度と当該年度から過去3年の計4年分を表示します。 ※ただし、本システム導入前の出席情報は参照することが出来ません。過去の出席情報が参照できるようになるのは、2014年度以降になります。 ・指定した年度に履修している授業がセレクトボックスに表示されます。 ・授業を一つ選択して[授業確定]をクリックすると、選択した授業の出席状況が表示されます。 ・実施した授業の回数の合計が分母で、そのうち出席した回数が分子に表示されます。
出席率	・該当授業の実施回数に対しての出席率が表示されます。
欠席回数	・該当授業の欠席回数が表示されます。
出席状況リスト	<ul style="list-style-type: none"> ・一番上段に授業回数、中段に授業の実施日、下段に出席状況が表示されます。 ・出席状況が以下の記号で表示されます。 ■ 出席 : ○ ■ 欠席 : × ■ 休講 : / (スラッシュ) ■ データなし : — (ハイフン)

26. 信州大学大学院学則

目次

- 第1章 総則(第1条～第6条)
- 第2章 収容定員(第7条)
- 第3章 大学院の授業及び大学院における研究指導(第8条)
- 第4章 研究科長及び運営組織(第9条～第11条)
- 第5章 学年、学期及び休業日(第12条～第14条)
- 第6章 標準修業年限及び在学期間(第15条・第16条)
- 第7章 入学(第17条～第27条)
- 第8章 教育課程(第27条の2～第39条)
- 第9章 修了要件、学位授与等(第40条～第47条)
- 第10章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍(第48条～第54条)
- 第11章 賞罰(第55条・第56条)
- 第12章 科目等履修生(第57条～第63条)
- 第13章 研究生(第64条～第68条)
- 第14章 聴講生(第69条～第74条)
- 第15章 特別聴講生及び特別研究生(第75条～第83条)
- 第16章 外国人留学生(第84条～第87条)
- 第17章 授業料、入学料、検定料及び寄宿料(第88条～第92条)
- 第18章 特別の課程(第92条の2・第93条)
- 第19章 補則(第94条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 信州大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

(自己点検及び自己評価)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上に資するため、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、前項の点検及び評価の結果について、信州大学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関する事項は、別に定める。

(研究科)

第3条 本大学院に、次の研究科を置く。

人文科学研究科
教育学研究科
経済・社会政策科学研究科
総合理工学研究科
医学系研究科
総合工学系研究科

法曹法務研究科

2 第5条の教育学研究科高度教職実践専攻及び法曹法務研究科は、専門職大学院とする。
(課程)

第4条 人文科学研究科、教育学研究科、経済・社会政策科学研究科及び総合理工学研究科に修士課程を置き、医学系研究科に修士課程及び博士課程を置き、総合工学系研究科に後期3年の課程のみの博士課程を置く。

2 医学系研究科の博士課程は、第5条に規定する医学系専攻及び疫学予防医科学系専攻の4年の博士課程並びに同条に規定する保健学専攻の前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する博士課程とし、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものとする

4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

第4条の2 教育学研究科及び法曹法務研究科に、専門職学位課程を置く。

2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

3 教育学研究科に置く専門職学位課程は、専ら教員養成のための教育を行うことを目的とする教職大学院の課程とする。

4 法曹法務研究科に置く専門職学位課程は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする法科大学院の課程とする。

(専攻)

第5条 本大学院の研究科に、次の専攻を置く。

人文科学研究科

地域文化専攻

言語文化専攻

教育学研究科

(修士課程)

学校教育専攻

(専門職学位課程)

高度教職実践専攻

経済・社会政策科学研究科

経済・社会政策科学専攻

イノベーション・マネジメント専攻

総合理工学研究科

理学専攻

工学専攻

繊維学専攻

農学専攻

生命医学専攻

医学系研究科

(修士課程)

医学専攻

(博士課程)

医学系専攻

(博士課程)

医学系専攻

疾患予防医科学専攻
保健学専攻
総合工学系研究科
生命機能・フアイバー工学専攻
システム開発工学専攻
物質創成科学専攻
山岳地域環境科学専攻
生物・食料科学専攻
法曹法務研究科
法曹法務専攻
(組織の編制)

第6条 第3条の研究科における教育研究に携わる組織は、教育研究に係る責任の所在が明確になるように、編制するものとする。

2 前項の編制その他必要な事項は、別に定める。

第2章 収容定員

(収容定員)

第7条 収容定員は、別表第1のとおりとする。

第3章 大学院の授業及び大学院における研究指導

(大学院の授業及び大学院における研究指導)

第8条 本大学院の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。

2 本大学院における学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)は、教授が担当するものとし、研究科において必要と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、准教授が担当し、又は講師若しくは助教が担当させ、若しくは分担させることができる。

第4章 研究科長及び運営組織

(研究科長)

第9条 本大学院の各研究科(法曹法務研究科を除く。)に研究科長を置き、次のとおり、信州大学学術研究院の学系長をもって充てる。

人文科学研究科長	人文科学系長
教育学研究科長	教育学系長
経済・社会政策科学研究科長	社会科学系長
総合理工学研究科長	理学系長、工学系長、農学系長及び繊維学系長の輪番
医学系研究科長	医学系長
総合工学系研究科長	理学系長、工学系長、農学系長及び繊維学系長の輪番
総合法務研究科に研究科長を置き、当該研究科の教授をもって充てる。	

2 総合法務研究科に研究科長を置き、当該研究科の教授をもって充てる。

3 前項の研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

4 研究科長は、当該研究科に関する事項を管理する。

(教育研究評議会)

第10条 本大学院の管理、運営その他本大学院における重要事項の審議は、国立大学法人信州大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)において行う。

(大学院研究科委員会)

第11条 各研究科に、大学院研究科委員会(法曹法務研究科にあっては、研究科教授会。以下「研究科委員会」という。)を置く。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の研究科委員会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)が掌る教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 研究科委員会に關し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する前学期の終期及び後学期の始期は、各研究科の事情により、学長が変更することができる。

(学期の分割)

第13条の2 前条に規定する前学期及び後学期の期間は、各研究科の事情により、当該各期間を前半期と後半期に分けることができる。

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までの期間は、学長が別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第15条 修士課程、博士前期課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程及び博士前期課程において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 医学系研究科博士課程(博士前期課程及び博士後期課程を除く。以下同じ。)の標準修業年限は、4年とする。

4 博士後期課程及び総合工学系研究科博士課程の標準修業年限は、3年とする。

5 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学期間)

第16条 修士課程、博士前期課程及び教職大学院の課程の学生は4年、医学系研究科博士課程の学生は8年、博士後期課程、総合工学系研究科博士課程及び法科大学院の課程の学生は6年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の学生は標準修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、第24条又は第25条の規定により入学した学生は、第27条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学時期)

第17条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第18条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日に後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- (10) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者

(11) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者

(12) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者

(13) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者

第19条 医学系研究科博士課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学における医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者

(5) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)

(6) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

(7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学における医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学の課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

(8) 大学における医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学の課程に4年以上在学した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者

(9) 外国において学校教育における16年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者で、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者

(10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者

(11) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者

第19条の2 医学系研究科博士後期課程の入学資格者は、看護師、助産師、保健師、臨床検査技師、理学療法士又は作業療法士等の免許を有し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号。以下同じ。)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

第20条 総合工学系研究科博士課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものである

(入学の出願)

第21条 本大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に所定の検定料及び別川に定める書類を添えて願い出なければならぬ。

(入学者の決定)

第22条 前条の入学者志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。)に入学を許可する。

第23条の2 本大学院の修士課程、博士前期課程又は教職大学院の課程を修了し、引き続き博士課程(博士前期課程を除く。)に進学を志願する者については、選考の上、進学を許可する。

(編入及び再入学)

第24条 大学院を修了した者又は退学した者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第25条 他の大学院に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者及び国際連合大学の課程に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(研究科間の転科等)

第26条 修士課程、博士前期課程又は教職大学院の課程の学生で、他の研究科の修士課程、博士前期課程又は教職大学院の課程に転科を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に転科を許可することができる。

2 転専攻を志願する者がある場合は、選考の上、これを許可することができる。

(編入学、再入学、転入学等の場合の取扱い)

第27条 前3条の規定により、入学又は転科等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

第8章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第27条の2 本大学院は、本大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要は授業科目を自ら開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(博士課程学位プログラム)

第27条の3 本大学院は、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、修士課程と博士課程を一貫して教育するプログラム(以下「博士課程学位プログラム」という。)として、次の各号に掲げるプログラムを編成する。

- (1) ファイバーネットワークを先導するグローバルリーダーの養成プログラム
- (2) サステイナブルなサイエティエシブルな人材養成プログラム

2 博士課程学位プログラムに關し必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第28条 本大学院の各研究科(教育学研究科高度教職実践専攻及び法曹法務研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 教育学研究科高度教職実践専攻及び法曹法務研究科の教育は、授業科目の授業によって行う。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第29条 授業科目、その単位数及び履修方法については、各研究科において定める。

(授業の方法)

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室等以外の場所でも履修させることができる。

3 研究科は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所でも履修させる場合についても、同様とする。

4 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第31条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位のとする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位のとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、各研究科において単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第32条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。ただし、前条第3項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第32条の2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容及び1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(成績の評価)

- 第 33 条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の 5 種の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、必要と認められる場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。
- (他の研究科の授業科目の履修等)
- 第 34 条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科の授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受けることを認めることができる。
- 2 前項に定める他の研究科における授業科目の履修等に関し必要な事項は、各研究科において定める。
- (他の大学院等における授業科目の履修)
- 第 35 条 研究科(教育学研究科高度教職実践専攻及び法曹法務研究科を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。
- 2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目については、10 単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、第 48 条第 1 項に規定する休学により学生が外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。))において履修した授業科目について修得した単位について準用する。
- 4 第 2 項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、学生が外国の大学院等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合の授業科目について修得した単位について準用する。
- 5 前 3 項及び第 52 条第 2 項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数は、合わせて 10 単位を超えないものとする。
- 6 第 1 項の規定により他の大学院において授業科目を履修した期間は、本大学院の在学期間に算入する。
- 7 他の大学院及び外国の大学院等における授業科目の履修に関し必要な事項は、各研究科において定める。
- 第 35 条の 2 教育学研究科高度教職実践専攻において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。
- 2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、第 42 条の 2 第 1 項において修了の要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。
- 4 他の大学院及び外国の大学院等における授業科目の履修に関し必要な事項は、教育学研究科において定める。
- 第 35 条の 3 法曹法務研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。
- 2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、32 単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

- 4 他の大学院及び外国の大学院等における授業科目の履修に関し必要な事項は、法曹法務研究科において定める。

(他大学院等における研究指導)

- 第 36 条 研究科(教育学研究科高度教職実践専攻及び法曹法務研究科を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。))との協議に基づき、学生が他大学院等において必要な研究指導を受けることができる。この場合において、国立及び公立以外の研究所等において必要な研究指導を受けるときは、教育研究評議会の議を経るものとする。
- 2 前項の規定により他大学院等における研究指導を修士課程又は博士前期課程の学生について認めるときには、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。
- 3 第 1 項の規定により他大学院等において必要な研究指導を受けた期間は、本大学院の在学期間に算入する。
- 4 他大学院等における研究指導に関し必要な事項は、各研究科において定める。
- (入学前の既修得単位の取扱い)
- 第 37 条 研究科(教育学研究科高度教職実践専攻及び法曹法務研究科を除く。))において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。))において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位(科目等履修生として修得した単位)とみなすことができる。))を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10 単位を超えないものとする。
- 3 入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、各研究科において定める。
- 第 37 条の 2 教育学研究科高度教職実践専攻において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。))において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。))を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、第 35 条の 2 の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数及び第 42 条の 2 第 2 項の規定により免除する単位数と合わせて第 42 条の 2 第 1 項において修了の要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。
- 3 入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、教育学研究科において定める。
- 第 37 条の 3 法曹法務研究科において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。))において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。))を、本大学院において修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、第 35 条の 3 の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位(同条第 2 項の規定により 30 単位を超えてみならず単位を除く。))を超えないものとする。
- 3 入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、法曹法務研究科において定める。
- (教育学研究科高度教職実践専攻における在学期間の短縮)
- 第 37 条の 4 教育学研究科高度教職実践専攻において第 37 条の 2 の規定により入学前に修得した単位(学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。))を本大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1 年を超えない範囲で本大学院が定める期間を学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。
- 2 在学期間の短縮の取扱いに関し必要な事項は、教育学研究科において定める。
- (法曹法務研究科における在学期間の短縮)

第37条の5 法曹法務研究科において第37条の3の規定により入学前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間に在学したものとみなすことができる。

2 在学期間の短縮の取扱いに関し必要な事項は、法曹法務研究科において定める。

(法学既修者)

第37条の6 法曹法務研究科において必要とされたる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第42条の3に規定する在学期間については1年を超えない範囲で在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、第37条の5の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数(第1項の規定により30単位を超えない単位数を除く。)は、第35条の3及び第37条の3の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第35条の3第2項の規定により30単位を超えない単位数を除く。)を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第38条 本大学院は、各研究科の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第15条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第16条に定める在学期間を超えることはできない。

(教育課程の計画的な履修)

第38条の2 各研究科(修士前期課程又は博士前期課程を置く研究科に限る。)は、本大学院と外国の大学院等との間において締結した交流協定(研究科間交流協定及びこれに準ずるものを含む。以下「交流協定」という。)に基づき留学により、第15条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを修士課程又は博士前期課程の学生(標準修業年限の最終年次の学生及び前条による長期にわたる教育課程の履修を認められている学生を除く。)が希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、3年を超えない。

(教育方法の特例)

第39条 教育上特別の必要があると認められる場合には、当該研究科において定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第9章 修了要件、学位授与等

(修士課程又は博士前期課程の修了要件)

第40条 修士課程又は博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上(第15条第2項にあっては1年以上)在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程(博士前期課程を除く。))の修了要件)

第41条 医学系研究科博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認めるときは、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

第42条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 総合工学系研究科博士課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び第40条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者(大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。)で、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者の在学期間に関しては、当該課程に修士課程又は博士前期課程における在学期間(2年を限度とする。)を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第20条第2号から第6号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があるものと認められた者で、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者の在学期間に関しては、当該課程に1年(標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者)にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、第40条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者(大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。)にあっては、3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。)を減じた期間とする。)以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件等)

第42条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。

2 教育学研究科高度教職実践専攻において教育上有益と認めるときは、本専攻に入学者前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

第42条の3 法科大学院の課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、96単位以上を修得することとする。

(学位論文の提出及び審査並びに最終試験)

第43条 各研究科(教育学研究科高度教職実践専攻及び法曹法務研究科を除く。以下この条において同じ。)の研究科委員会は、学位論文の審査、最終試験等を行うため、当該研究科委員会で選出する2人以上の教授(当該研究科委員会において必要と認めるときは、准教授をもって代えることができる。)及び研究指導を担当した教授、准教授、講師又は助教をもって組織する審査委員会を設ける。

2 研究科において必要と認めるときは、前項に定める審査委員会に研究指導を分担した講師又は助教を加えることができる。

3 最終試験は、研究科所定の単位数を修得した者で、学位論文の審査を結了した者について、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。

4 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会において審査し、決定する。

(課程修了の認定)

第44条 前条の審査を経て、学長が課程修了の認定を行う。

第44条の2 教育学研究科高度教職実践専攻にあっては、第42条の2の要件を満たした者について、学長が課程修了の認定を行う。

第44条の3 法曹法務研究科にあつては、第42条の3の要件を満たした者について、学長が課程修了の認定を行う。

(学位の授与)

第45条 本大学院の課程を修了した者に対し、その研究科の課程に並び修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院に博士論文の審査を申請し、その審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程(博士前期課程を除く。)を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与することがある。

(学位規程)

第46条 学位に関し必要な事項は、信州大学学位規程(平成16年信州大学規程第19号)の定めるところによる。

(教育職員免許状授与の所要資格)

第47条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において、教育職員免許法に規定する所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第2に掲げるとおりとする。

第10章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第48条 疾病その他の理由により引き続き3月以上休学することができない者は、医師の診断書又は理由書を添えて学長に願ひ出て、その許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、引き続き1年を超えない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することができる。

3 休学期間は通算して、修上課程、博士前期課程及び教職大学院の課程にあっては2年、医学系研究科博士課程にあっては4年、博士後期課程及び総合工学系研究科博士課程にあっては3年、法科大学院の課程にあっては3年を超えることはできない。

(休学期間の取扱い)

第49条 前条に定める休学期間は、第16条の在学期間に算入しない。

(復学)

第50条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

2 休学期間にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

3 疾病により休学した者が復学を願ひ出るときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第51条 他大学院へ転学しようとするときは、所定の手続により願ひ出て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第52条 研究科において教育上有益と認めるときは、外国の大学院等との協議に基づき、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることができる。

2 第35条第2項及び第5項並びに第36条の規定は、前項の規定により外国の大学院等へ留学する場合に準用する。

3 留学に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(退学)

第53条 退学しようとする者は、理由を付して所定の手続により願ひ出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第54条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付期限を超過し、督促してもなお納付しない者

(2) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

(3) 第16条に定める在学期間を超えて、なお所定の課程を修了できない者

(4) 第48条第3項に定める休学期間を超えて、なお就学できない者

(5) 入学科の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が許可されなかった者又はその一部の免除を許可された者で、その納付すべき入学科を所定の期日までに納付しないもの

(6) 入学科の徴収猶予を許可された者で、その納付すべき入学科を所定の期日までに納付しないもの

第11章 賞罰

(表彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科長の推薦により、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第56条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科長の申請により教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒を行う。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 学生の懲戒に係る手続き等に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 科目等履修生

(科目等履修生)

第57条 本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者がある場合は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

第58条 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて検定料を納付しなければならない。

第59条 科目等履修生として選考に合格し、入学科を納めた者に対し、入学を許可する。

第60条 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

第61条 科目等履修生が履修した授業科目については、試験の上、単位を与える。

第62条 科目等履修生には、その履修した授業科目について、別に定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

第63条 本章に定めるもののほか、科目等履修生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

第13章 研究生

(研究生)

第64条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 在学期間は、2年以内とし、さらに研究を続けようとする場合には、延期を願ひ出て許可を受けなければならない。

第65条 研究生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

第66条 研究生として選考に合格し、入学科を納めた者に対し、入学を許可する。

第67条 研究生は、所定の授業料を別に定めるところにより納めなければならない。

第68条 本章に定めるもののほか、研究生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

第14章 聴講生

(聴講生)

第69条 本大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

第70条 聴講生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならぬ。

第71条 聴講生として選考に合格し、入学科を納めた者に対し、入学を許可する。

第72条 聴講生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

第73条 聴講生が聴講した授業科目については、別に定めるところにより、聴講証明書を交付することがある。

第74条 本章に定めるもののほか、聴講生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

第15章 特別聴講学生及び特別研究生

(特別聴講学生)

第75条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

(特別研究生)

第76条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別研究生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生及び特別研究生の入学の時期)

第77条 特別聴講学生及び特別研究生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学生が外国の大学院及び国際連合大学に在学中の学生で、特別の事情がある場合の受入れ時期は、各研究科においてその都度定めることができる。

(特別聴講学生及び特別研究生の検定料及び入学科)

第78条 特別聴講学生及び特別研究生の検定料及び入学科は、徴収しない。

(特別聴講学生及び特別研究生の授業料)

第79条 特別聴講学生の授業料の額は、聴講生の額と同額とし、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額を入学と同時に納めなければならない。

2 特別研究生の授業料の額は、研究生の額と同額とし、別に定めるところにより納めなければならない。

第80条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者を特別聴講生として受入れる場合の授業料は、徴収しない。

- (1) 国立大学(国立大学(国立法学(平成15年法律第112号)に基づき設置される大学をいう。以下同じ。))の大学院の学生
 - (2) 大学間相互単位互換協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。))に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生
 - (3) 研究科間相互単位互換協定(授業料の相互不徴収について、あらかじめ教育研究評議会の議を経て学長が認めたものに限る。))に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生
- 第81条 第79条第2項の規定にかかわらず、次の一に該当する者を特別研究生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。
- (1) 国立大学の大学院の学生
 - (2) 大学間特別研究生交流協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。))に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生
 - (3) 研究科間特別研究生交流協定(授業料の相互不徴収について、あらかじめ教育研究評議会の議を経て学長が認めたものに限る。))に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生

(特別聴講学生及び特別研究生への規定の準用)

第82条 本章に定めるもののほか、特別聴講学生及び特別研究生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

(特別聴講学生及び特別研究生に関する細目)

第83条 特別聴講学生及び特別研究生に関し必要な事項は、各研究科において定める。

第16章 外国人留学生

(外国人留学生)

第84条 外国人で、我が国において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

第85条 削除

(協定留学生の授業料等の不徴収)

第86条 交流協定(授業料等の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づく外国人留学生に係る授業料、入学科及び検定料は、徴収しない。

(外国人留学生への規定の適用)

第87条 本章に定めるもののほか、外国人留学生については、本大学院の学生の規定を適用する。

第17章 授業料、入学科、検定料及び寄宿料

(授業料等)

第88条 授業料、入学科、検定料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、別に定める。

(退学等の場合の授業料)

第89条 退学若しくは転学する者又は退学を命ぜられた者は、その期の授業料を納付しなければならぬ。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

3 授業料、入学科、検定料及び寄宿料の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

(入学科、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予)

第90条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、入学科、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に定めるもののほか、学業及び人物共に特に優秀と認められる場合は、授業料の全部若しくは一部を免除することができる。

3 入学科、授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(既納の授業料等)

第91条 納付した授業料、入学科、検定料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返還する。

- (1) 入学を許可されたとき納付した授業料であって、3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額
 - (2) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額
 - (3) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前条第2項の規定に基づき後期分授業料の全部を免除された場合における当該免除された後期分授業料相当額
- (科目等履修生、研究生等の授業料等)

第92条 科目等履修生、研究生及び聴講生の検定料、入学科及び授業料の額は、別に定める額とする。

第18章 特別の課程

(特別の課程)

第92条の2 本大学院は、本大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程(以下「特別の課程」という。)を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

第93条 削除

**第19章 補則
(規程等への委任)**

第94条 この学則に定めるもののほか、本大学院の組織、管理及び運営の細目その他本大学院に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この学則は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 医学研究科医学系専攻及び加齢適応医学系専攻の平成16年度及び平成17年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 工学系研究科博士後期課程生物機能工学専攻の平成16年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。
- 廃止前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)に基づき設置された信州大学(以下「旧大学」という。)の信州大学学則等を廃止する規程(平成16年信州大学規程第437号)に基づき廃止する信州大学大学院学則(平成16年信州大学規程第260号。以下「旧大学院学則」という。)の規定により、旧大学の大学院(以下「旧大学院」という。)に入学した学生が在学しなくなる日までの間、存続するとされた旧大学院の専攻に関する旧大学院学則の規定は、当該学生が国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき国立大学法人(信州大学)が設置する信州大学の大学院(以下「新大学院」という。)に在学しなくなる日までの間、平成16年4月1日以後も、なおその効力を有する。
- 旧大学院学則の規定により、旧大学院に入学した学生が取得できる教育職員の免許状の種類に関する旧大学院学則の規定は、別表第2教育職員免許状の種類の規定にかかわらず、当該学生が新大学院に在学しなくなる日までの間、平成16年4月1日以後も、当該学生に対して、なおその効力を有する。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容 定員	
		平成16年度	平成17年度
医学研究科	医学系専攻	96	144
	加齢適応医学系専攻	28	42

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成16年度	平成17年度
工学系研究科	生物機能工学専攻	38	

附 則(平成16年4月22日平成16年度学則第2号)

この学則は、平成16年4月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成16年9月16日平成16年度学則第3号)

この学則は、平成16年9月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年3月17日平成16年度学則第5号)

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 平成17年3月31日に工学系研究科博士前期課程に在学する者については、この学則による改正後の第23条の2を、同条中「修士課程」を「修士課程(博士前期課程を含む。)」と読み替えて適用するものとする。
- 平成17年3月31日に置かれている工学系研究科地球環境システム工学専攻、生物機能工学専攻、材料工学専攻及びシステム開発工学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、附則別表第1のとおりとする。

附則別表第1 (附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容 定員	
		平成17年度	平成18年度
工学系研究科	地球環境システム工学専攻	12	6
	生物機能工学専攻	26	13
	材料工学専攻	18	9
	システム開発工学専攻	20	10

- 総合工学系研究科生命機能・フアイバー工学専攻、システム開発工学専攻、物質創成科学専攻、山岳地球環境科学専攻及び生物・食料科学専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2 (附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容 定員	
		平成17年度	平成18年度
総合工学系研究科	生命機能・フアイバー工学専攻	15	30
	システム開発工学専攻	12	24
	物質創成科学専攻	7	14
	山岳地球環境科学専攻	8	16
	生物・食料科学専攻	7	14

- 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成17年度及び平成18年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3 (附則第5項関係)

研究科名	専攻名	収容 定員	
		平成17年度	平成18年度
法曹法務研究科	法曹法務専攻	40	80

附 則(平成17年6月16日平成17年度学則第1号)

この学則は、平成17年6月16日から施行する。

附 則(平成18年2月16日平成17年度学則第3号)

この学則は、平成18年2月16日から施行する。

附 則(平成18年3月16日平成17年度学則第5号)

この学則は、平成18年3月16日から施行する。

附 則(平成18年12月21日平成18年度学則第4号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月22日平成18年度学則第5号)

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 医学系研究科保健学専攻の平成19年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
医学系研究科保健学専攻	平成19年度	14

附 則(平成19年12月26日平成19年度学則第3号)

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年3月19日平成19年度学則第6号)

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 平成20年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月19日平成20年度学則第3号)

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 平成21年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成21年3月31日に置かれている医学系研究科保健学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成21年度における収容定員は、附則別表第1のとおりとする。

附則別表第1(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
医学系研究科保健学専攻	平成21年度	14

- 医学系研究科保健学専攻の平成21年度から平成23年度までにおける収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成21年度	平成22年度
医学系研究科保健学専攻	医学系専攻	188	184
			180

- 医学系研究科保健学専攻の平成21年度及び平成22年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3(附則第5項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成21年度
		平成22年度

医学系研究科保健学専攻	博士前期課程	14	4	8
	博士後期課程			

附 則(平成21年5月21日平成21年度学則第2号)

この学則は、平成21年5月21日から施行する。

附 則(平成22年3月28日平成21年度学則第4号)

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成22年3月31日に農学研究科に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類は、この学則による改正後の別表第2教育職員免許状の種類にかかわらず、なお従前の例による。
- 工学系研究科機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、社会開発工学専攻、物質工学専攻、情報工学専攻、環境機能工学専攻、素材開発工学専攻、機能機械学専攻及び精密素材工学専攻の平成22年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成22年度及び平成23年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第1(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成22年度
工学系研究科	機械システム工学専攻	59
	電気電子工学専攻	81
	社会開発工学専攻	76
	物質工学専攻	51
	情報工学専攻	85
	環境機能工学専攻	35
	素材開発化学専攻	36
	機能機械学専攻	41
	精密素材工学専攻	35

附則別表第2(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成22年度
法曹法務研究科	法曹法務専攻	98
		76

附 則(平成22年10月21日平成22年度学則第1号)

この学則は、平成22年10月21日から施行する。

附 則(平成23年3月17日平成22年度学則第3号)

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成23年3月31日に工学系研究科機械システム工学専攻に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類は、この学則による改正後の別表第2教育職員免許状の種類の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月29日平成23年度学則第2号)

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成24年3月31日に置かれている工学系研究科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該研究科の平成24年度における収容定員は、附則別表1のとおりとし、当該研究科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。

附則別表第1 (附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成24年度	
工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	16	
	物質基礎科学専攻	26	
	地球生物圏科学専攻	28	
	機械システム工学専攻	32	
	電気電子工学専攻	45	
	社会開発工学専攻	40	
	物質工学専攻	30	
	情報工学専攻	45	
	環境機能工学専攻	20	
	応用生物科学専攻	21	
	繊維システム工学専攻	21	
	素材開発化学専攻	21	
	機能機械学専攻	23	
	精密素材工学専攻	20	
	機能高分子学専攻	23	
	感性工学専攻	21	
	計	432	

- 理工学系研究科の平成24年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2 (附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成24年度	
理工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	16	
	物質基礎科学専攻	26	
	地球生物圏科学専攻	28	
	機械システム工学専攻	32	
	電気電子工学専攻	45	
	土木工学専攻	12	
	建築学専攻	30	
	物質工学専攻	30	
	情報工学専攻	45	
	環境機能工学専攻	20	
	繊維・感性工学専攻	34	
	機械・ロボット学専攻	28	

化学・材料専攻	64
応用生物科学専攻	24
計	434

- 医学系研究科医学専攻の平成24年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3 (附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成24年度	
医学系研究科	医学専攻	32	

- 平成24年3月31日に置かれている医学系研究科医学専攻、臓器移植細胞工学医学専攻及び加齢適応医学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成24年度から平成26年度における収容定員は、附則別表第4のとおりとする。

附則別表第4 (附則第5項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学系研究科	医学系専攻	132	88	44
	臓器移植細胞工学医学系専攻	42	28	14
	加齢適応医学系専攻	42	28	14

- 医学系研究科医学専攻及び疾患予防医学系専攻の平成24年度から平成26年度までの収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第5のとおりとする。

附則別表第5 (附則第6項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学系研究科	医学系専攻	40	80	120
	疾患予防医学系専攻	8	16	24

附 則(平成24年4月19日平成24年度学則第1号)

この学則は、平成24年4月19日から施行する。

附 則(平成24年12月20日平成24年度学則第2号)

この学則は、平成24年12月20日から施行する。ただし、この学則による改正後の第38条の2及び第86条の規定については、平成25年2月2日から施行する。

附 則(平成25年2月2日平成24年度学則第4号)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月15日平成24年度学則第5号)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日平成25年度学則第5号)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日平成26年度学則第5号)

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成28年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	18
法曹法務研究科	法曹法務専攻		

附 則(平成28年3月30日平成27年度学則第4号)

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 平成28年3月31日に置かれている教育学研究科学校教育専攻の学校教育専攻及び臨床心理学専攻は、この学則による改正後の規定に関わらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。
- 平成28年3月31日に置かれている教育学研究科教科教育専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。
- 教育学研究科学校教育専攻及び高度教職実践専攻の平成28年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。
- 平成28年3月31日に置かれている理工学系研究科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該研究科の平成28年度における収容定員は、附則別表第4のとおりとし、当該研究科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。
- 平成28年3月31日に置かれている農学研究科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該研究科の平成28年度における収容定員は、附則別表第5のとおりとし、当該研究科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。
- 総合理工学研究科の平成28年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表第6のとおりとする。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	
教育学研究科	学校教育専攻	5	
	臨床心理学専攻	3	

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	

教育学研究科	教科教育専攻	
	国語教育専修	3
	社会科教育専修	4
	数学教育専修	3
	理科教育専修	4
	音楽教育専修	3
	美術教育専修	3
	保健体育専修	3
	技術教育専修	3
	家政教育専修	3
	英語教育専修	3

附則別表第3(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	
教育学研究科	学校教育専攻	20	
	高度教職実践専攻	20	

附則別表第4(附則第5項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	
理工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	16	
	物質基礎科学専攻	26	
	地球生物圏科学専攻	28	
	機械システム工学専攻	32	
	電気電子工学専攻	45	
	土木工学専攻	12	
	建築学専攻	30	
	物質工学専攻	30	
	情報工学専攻	45	
	環境機能工学専攻	20	
	繊維・感性工学専攻	34	
	機械・ロボット工学専攻	28	
	化学・材料専攻	64	
	応用生物科学専攻	24	

附則別表第5(附則第6項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成28年度	
農学研究科	食料生産科学専攻	20	
	森林科学専攻	17	
	応用生命科学専攻	16	

機能性食料開発学専攻	16
------------	----

附則別表第6(附則第7項関係)

研究科名	専攻名	取寄せ員	
		平成28年度	
総合理工学研究科	理学専攻	75	
	工学専攻	240	
	繊維学専攻	160	
	農学専攻	65	
	生命医工学専攻	35	

別表第1(第7条関係)

研究科名	専攻名等	修士課程及び博士前期課程		修士課程(博士前期課程を除く。)		専門職学位課程	
		取寄せ員	入学定員	取寄せ員	入学定員	取寄せ員	入学定員
		1,150	575	12	160	40	
総合理工学研究科	理学専攻	24	12				
	工学専攻	150	75				
	繊維学専攻	480	240				
	農学専攻	320	160				
	生命医工学専攻	130	65				
医学系研究科	計	70	35				
	計	1,150	575				
	医科学専攻	24	12				
	医学系専攻			160	40		
	疾患予防医科学専攻			32	8		
総合工学系研究科	保健学専攻	28	14	12	4		
	計	52	26	204	52		
	生命機能・フューチャー工学専攻			45	15		
	システム開発工学専攻			38	12		
	物質創成科学専攻			21	7		

山岳地域環境科学専攻			24	8
生物・食料科学専攻			21	7
計			147	49
法曹法務研究科				36
合計		1,294	647	101
				76
				20

別表第2(第47条関係)

教育職員免許状の種類		専攻名等	教育職員免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
研究科名	地域文化専攻			
人文科学研究科	哲学分野	中学校教諭専修免許状	社会	
	地域文化専攻	高等学校教諭専修免許状	公民	
		中学校教諭専修免許状	社会	
	史学分野	高等学校教諭専修免許状	地理歴史	
		中学校教諭専修免許状	国語	
	言語文化専攻	高等学校教諭専修免許状	英語	
		中学校教諭専修免許状	英語	
	ドイツ語コース	高等学校教諭専修免許状	ドイツ語	
		中学校教諭専修免許状	ドイツ語	
	学校教育専攻	幼稚園教諭専修免許状		
小学校教諭専修免許状		国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語		
教育学研究科	特別支援学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、家庭、英語		
	幼稚園教諭専修免許状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者		
高度教職実践専攻	小学校教諭専修免許状			
	中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語		

		高等学校教諭専修免 許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 家庭, 英語
理学専攻		中学校教諭専修免 許状	数学, 理科
		高等学校教諭専修 免許状	数学, 理科
工学専攻		中学校教諭専修免 許状	理科
		高等学校教諭専修 免許状	理科, 情報, 工業
総合理工学 織維学専攻 研究科		中学校教諭専修免 許状	理科
		高等学校教諭専修 免許状	理科, 工業
農学専攻		中学校教諭専修免 許状	理科
		高等学校教諭専修 免許状	理科, 農業
生命医工学専攻		中学校教諭専修免 許状	理科
		高等学校教諭専修 免許状	理科

27. 信州大学学位規程

(平成16年4月1日信州大学規程第19号)

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。)¹⁾第13条並びに信州大学学則(平成16年信州大学学則第1号。以下「学則」という。)²⁾第55条及び信州大学大学院学則(平成16年信州大学学則第2号。以下「大学院学則」という。)³⁾第46条の規定に基づき、信州大学(以下「本学」という。)⁴⁾において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類等)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

第2条 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を別表のとおり付記するものとする。

第3条 専攻分野の名称に追加、変更等を行う必要がある場合は、学長に協議するものとする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、学則の規定により、本学を卒業した者に対し行うものとする。

第4条 修士の学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に対し行うものとする。

第5条 博士の学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の博士課程(博士前期課程を除く。)⁵⁾を修了した者に対し行うものとする。

第2条 前項に規定するもののほか、本学に博士の学位の授与に係る論文(以下「博士論文」という。)⁶⁾を提出して、その審査に合格し、かつ、学力試験により本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認められた者に対し、博士の学位の授与を行うことができる。

第5条の2 専門職学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の教育学研究科専門職学位課程又は法曹法務研究科専門職学位課程を修了した者に対し行うものとする。

(課程による者の学位論文)

第6条 第4条及び第5条第1項の規定により学位論文(大学院学則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)⁷⁾の審査を申請する者は、申請書に学位論文及び参考論文のあるときは当該参考論文を添え、所属する課程の研究科長を経て学長に提出するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第7条 第5条第2項の規定により学位を申請する者は、申請書に学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書及び所定の論文審査手数料を添えて当該研究科長を経て、学長に提出するものとする。

第2条 申請の受理は、当該研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

第3条 本学大学院の博士課程において、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に博士論文を提出した場合は、論文審査手数料を免除する。
(学位論文)

第8条 学位論文は、自著1編(3通)とする。

第9条 受理した学位論文等の申請書類及び論文審査手数料は、いかなる事由があっても返還しない。

第10条 学長は、申請を受理したときは、その学位の種類に応じた当該研究科委員会に学位論文の審査を付託する。

(学位論文の審査及び試験)

第11条 研究科委員会は、前条により学位論文の審査を付託されたときは、大学院学則第43条第1項に規定する審査委員会において、学位論文の審査、最終試験又は学力試験を行う。

第2条 前項の学位論文の審査に当たっては、研究科委員会が必要と認められた場合、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができ、

第12条 学位論文審査に関し必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該学位論文の副本、訳本、模型又は標本その他の提出を求めることができる。

第13条 修士の学位の授与に係る論文(大学院学則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下「修士論文」という。)⁸⁾の審査は、当該修士論文提出後3月以内に終了するものとする。

第2条 博士論文の審査は、当該博士論文提出後1年以内に終了するものとする。

第14条 第11条第1項の最終試験は、学位論文に関係ある科目について口頭又は筆答により行うものとする。

第2条 第5条第2項による者は、学位論文の審査のほか、外国語及びその専攻科目について本学大学院の博士課程の修了者と同等以上の学力を有することを認めるための試験を行うものとする。

第3条 前項の試験は、口頭又は筆答により行い、外国語については、原則として医学系研究科は2外国語を、総合工学系研究科は1外国語を課するものとする。

第4条 本学大学院の博士課程において、所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し退学した者が、当該研究科が定める入学後所定の年限以内に第5条第2項の規定による学位を申請するときは、第2項の試験を免除する。

(課程の修了及び学位論文の審査の議決)

第15条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて第4条及び第5条第1項によるものについては、課程の修了の可否、第5条第2項によるものについては、その論文の審査及び学力試験の可否について議決をする。

第2条 教育学研究科委員会及び法曹法務研究科教授会は、第5条の2によるものについて、教育学研究科委員会は教育学研究科専門職学位課程、法曹法務研究科教授会は法曹法務研究科専門職学位課程の修了の可否について議決する。

第3条 前2項の議決は、研究科委員(法曹法務研究科)については、法曹法務研究科教授会構成員。以下同じ。)⁹⁾の3分の2以上出席した研究科委員会(法曹法務研究科)あつては法曹法務研究科教授会。以下同じ。)¹⁰⁾において、出席委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。ただし、研究科委員会が特に必要と認めるときは、研究科委員の総数から休職中の委員を除くなど、別段の定めをすることができ、

(学長への報告)

第16条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、速やかに文書により学長に報告しなければならない。

(学位記の授与)

第17条 学長は、第3条によるものについては、学位記を授与するものとする。

第2条 学長は、前条の報告に基づいて第4条、第5条第1項及び第5条の2によるものについては、課程の修了を、第5条第2項によるものについては、学位授与を決定し、学位記を授与するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文の内容の要旨及び博士論文審査の結果の要旨を信州大学機関リポジトリに登録し、公表するものとする。

(博士論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から1年以内に、その博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表しているときは、この限りでない。

教育学部	学校教育教員養成課程	学士 (教育学)
経済学部	応用経済学科	学士 (経済学)
	総合法律学科	学士 (法学)
理学部	数学科	学士 (理学)
	理学科	
医学部	医学科	学士 (医学)
	保健学科	学士 (看護学)
		学士 (保健学)
工学部	物質化学科 電子情報システム工学科 水環境・土木工学科 機械システム工学科 建築学科	学士 (工学)
農学部	農学生命科学科	学士 (農学)
繊維学部	先進繊維・感性工学科 機械・ロボット学科 化学・材料科学科 応用生物科学科	学士 (工学)
		学士 (農学)

修士の学位

研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
人文科学研究科	地域文化専攻 言語文化専攻	修士課程	修士 (文学)
教育学研究科	学校教育専攻	修士課程	修士 (教育学)
経済・社会政策科学研究科	経済・社会政策科学専攻 イノベーション・マネジメント専攻	修士課程 修士課程	修士 (経済学) 修士 (マネジメント)
	理学専攻	修士課程	修士 (理学)
	工学専攻	修士課程	修士 (工学)
総合理工学研究科	繊維学専攻	修士課程	修士 (工学)
	農学専攻	修士課程	修士 (農学)
	生命理工学専攻	修士課程	修士 (医学)
医学系研究科	医科学専攻 保健学専攻	修士課程 博士前期課程	修士 (医学) 修士 (看護学) 修士 (保健学)

博士の学位

研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
医学系研究科	医学系専攻 疾患予防医学系専攻 保健学専攻	博士課程 博士後期課程	博士 (医学) 博士 (保健学)

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士論文を審査した研究科の長の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができ。この場合において、本学はその博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により、博士論文を公表する場合は、当該博士論文に「信州大学審査学位論文」又は「Doc toral Dissertation (Shinshu University)」と明記しなければならない。

4 前項までに規定する博士論文の公表については、当該博士論文を信州大学機関リポジトリに登録して行うものとする。

(学位名称の使用)

第20条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位記の様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式1, 2, 3, 4, 5, 6, 7及び8のとおりとする。

(学位授与の取消し)

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名譽を汚辱する行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消すことがある。

2 前項の議決については、第15条の議決の場合と同様に行うものとする。

(学位授与の報告)

第23条 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月17日平成16年度規程第58号)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日に工学系研究科に在学している者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年12月21日平成18年度規程第31号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月22日平成18年度規程第57号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月19日平成20年度規程第60号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月19日平成24年度規程第13号)

この規程は、平成24年7月19日から施行する。

附 則(平成25年5月16日平成25年度規程第3号)

この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 この規程による改正後の規定は、この規程を適用する日(以下「適用日」という。)以後に博士の学位を授与した場合について適用し、適用日前に当該学位を授与した場合については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月27日平成25年度規程第50号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月18日平成27年度規程第51号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

学部	学科・課程	学位の種類及び専攻分野の名称
人文学部	人文科学科	学士 (文学)

総合工学系研究科	生命機能・フアイバー工学専攻	博士課程	博士(学術) 博士(工学) 博士(農学)
	システム開発工学専攻	博士課程	博士(学術) 博士(理学) 博士(工学)
	物質創成科学専攻	博士課程	博士(学術) 博士(理学) 博士(工学)
	山岳地域環境科学専攻	博士課程	博士(学術) 博士(工学) 博士(農学)
	生物・食料科学専攻	博士課程	博士(学術) 博士(理学) 博士(農学)

博士の学位

研究科名	学位の種類及び専攻分野の名称
医学系研究科	博士(医学) 博士(保健学)
総合工学系研究科	博士(学術) 博士(理学) 博士(工学) 博士(農学)

専門職の学位

研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
教育学研究科	高度教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士(専門職)
法曹法務研究科	法曹法務専攻	専門職学位課程	法務修士(専門職)

別記様式1(学士の場合)

第○号 卒業証書・学位記氏名 年 月 日生

本学○○学部(○○学科)所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(○○)の学位を授与する

年 月 日 信州大学○○学部長 氏名

学部印 信州大学 信州大学学部長 氏名

大学印 信州大学 信州大学学部長 氏名

別記様式2(大学院の修士課程を修了した場合)

第○号 学位記氏名 年 月 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する

年 月 日 信州大学

別記様式3(大学院の博士前期課程を修了した場合) 略

別記様式4(大学院の博士課程を修了した場合)

第○号 学位記氏名 年 月 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する

年 月 日 信州大学

別記様式5(大学院の博士後期課程を修了した場合) 略

別記様式6(論文提出による場合)

第○号 学位記氏名 年 月 日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する

年 月 日 信州大学

別記様式7(大学院の専門職学位課程を修了した場合) 略

別記様式8(大学院の博士課程(大学院学則第27条の3第1項に定める博士課程学位プログラム)を修了した場合)

第○号 学位記氏名 年 月 日生

△△△△△を修了し、本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する

年 月 日 信州大学

※△△△△△は、博士課程学位プログラムの名称

28. 信州大学大学院総合理工学研究科規程

(平成 28 年 2 月 18 日信州大学規程第 268 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、信州大学大学院学則(平成 16 年信州大学学則第 2 号。以下「大学院学則」という。)及び信州大学学位規程(平成 16 年信州大学規程第 19 号)に定めるもののほか、信州大学大学院総合理工学研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 1 条の 2 研究科における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 人材養成に関する目的

研究科は、教育・研究の理念に基づき、理学、工学、繊維学、農学並びに生命医学の 5 専攻の専門研究分野の高度専門技術者と研究者を養成することを目的とする。幅広い学問分野を含む利点を生かして、学際領域を開拓する進取の気性に富んだ人材を育成し、広い視野と高い課題解決能力をもつ高度専門職業人の養成を目的とする。また、教育・研究の目標に掲げた、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者及び環境と調和した社会を支える高度で知的な素養のある人材を養成することを目的とする。

(2) 教育・研究上の目的

研究科は、信州の豊かな自然環境のもと、地域に根ざし世界に開かれた大学院として、教育・研究の目標等に基づき、理学、工学、繊維学、農学並びに生命医学の各分野において、社会に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。また、先鋭領域融合研究群の 5 つの研究所と連携して最先端領域の研究を推進する。これにより、高度な専門的知識と実践的技術力を持つとともに、それをさまざまな課題解決に柔軟に応用できる高度専門職業人を育成することを教育・研究上の目的とする。

2 理学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。

(1) 先端科学技術を開拓できる独創的研究能力及び国際社会において持続的発展の可能な社会をリードできる高度な研究能力を有する環境マインドをもった先導的な人材の育成を目指す。

(2) 自然界や社会における現象や構造の解明を目的として、数学、物理学、化学、生物学、地学等の基礎科学をふまえて多様な分野の基礎研究を行う。

(3) 常識にとらわれない批判的思考力や発表の表現力を培う教育方針をとり、さまざまな課題に対処できる研究者、高度専門職業人等の養成を目標としている。

(4) 知的好奇心と探究心に基づき独創的研究をおこない、人類社会の持続的発展に寄与する人材を育成することを目指す。

3 工学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。

(1) 幅広い見識と健全な倫理観を持ち、国際的及び工学的な立場から社会の発展に寄与する精神と行動力を育成する。

(2) 幅広い知識及び深い専門知識に基づいて自主的に学習できる能力及び応用能力を育成する。

(3) 基礎理論に基づいて工学的及び学際的な観点から問題点や課題を発見することができ、筋道を立てて解決できる能力を育成する。

(4) 技術者・研究者として自らの思考・判断を説明するためのプレゼンテーション能力を有し、専門知識に基づいた発展的な議論を国際的に展開できる能力を育成する。

(5) 自然環境に配慮した環境マインドを習得し、環境調和社会を目指した工学的な取り組みを継続的に行う行動力を育成する。

4 繊維学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。

(1) 衣・食・住の要である「繊維」に根ざした伝統的な科学技術を背景として、新しい文化の創造と高度な科学技術時代に対応できる国際感覚をもった技術者を養成する。

(2) 「繊維・ファイバー工学」分野の学際的領域で先端科学技術を開拓する研究能力を有した人材を養成する。

(3) 具体的に身につけさせる能力

イ 優れた人格の形成：豊かな人間性、社会に対する貢献と責任意識、高い倫理観

ロ 進化する科学技術と社会の変化に対応しうる能力、未来創造能力

ハ 普遍的基礎学力、課題設定・探求能力、学際・業際領域を開く創造的能力、自己啓発能力、チャレンジ精神、起業家精神(ベンチャー精神)

ニ 基礎学力に裏付けされた専門性：専門的能力、実践的能力、経営・企画等能力(マネジメント能力)

ホ 国際性：自国文化・異文化理解力、外国語能力と個性豊かな表現力

ヘ 情報処理能力

(4) 資源、エネルギー、環境とリサイクル、安全で豊かな文化生活、情報・通信、医療・健康・福祉等に関わる学際的先端領域を開拓するために以下の目的を設定する。

イ 国際的、学際的工学系新領域の開拓

ロ 新ライフスタイルを生み出す文化創造科学技術の創成

ハ フロンティア繊維総合技術科学の国際的の中核研究拠点(COE)の形成

ニ 産官学連携協力による新産業の創出

ホ 地域産業の振興への貢献

5 農学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。

(1) 自然環境と調和のとれた持続可能な地域社会の発展に資する教育・研究を教授し、開発能力と高い倫理性並びに豊かな教養と個性を兼ね備えた人材を育成する。

(2) 自然環境と共生し得る農学の学際的先端領域を開拓する。

(3) 実践的技術力及び創造性豊かな研究開発能力を備えた人材を養成する。

(4) 社会人及び外国人留学生を積極的に受け入れ、高度の学術、技術を修得させ、国内外の社会の発展に寄与する。

(5) 地域社会と連携を進め、産業の発展に貢献する。

6 生命医学専攻における人材養成に関する目的、教育・研究上の目的は、以下の各号に掲げるとおりとする。

(1) 健康・福祉・医療・創薬分野の現実課題を系統的に解決できる高度な専門技術者を育成する。

第8条 研究科の教員組織は、研究科委員会の議を経て別に定める。

(授業科目及び単位数)

第9条 研究科の授業科目及び単位数は、別表第2に掲げるとおりとする。

(単位の計算方法)

第10条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特別研究については、これに必要な学修等の成果を考慮して、単位数を定める。

(履修方法等)

- 第11条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。
- 2 学生は、授業科目を履修し、30単元以上を修得するものとし、履修方法は別に定める。
- 3 学生は、大学院学則第8条第2項に定める研究指導を担当する教授、准教授、講師又は助教(以下「指導教員」という。)が特に必要と認めるときは、理学部、医学部、工学部、農学部又は繊維学部が指導教員を履修することができる。ただし、その単位は、前項に規定する単位数に算入しないものとする。

(他の研究科の授業科目の履修等)

第12条 学生が大学院学則第34条第1項の定めるところにより、信州大学大学院の他の研究科において授業科目の履修を希望し、又は特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

(他の大学院及び外国の大学院等の授業科目の履修)

- 第13条 学生が大学院学則第35条第1項の規定に基づき、他の大学院の授業科目の履修を希望するときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。
- 2 前条及び前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、合わせて10単位を超えない範囲で、研究科において修得したものとして取り扱う。
- 3 前項の規定は、学生が大学院学則第35条第3項の規定に基づき、休学により外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。)において履修した授業科目について修得した単位について準用する。

(2) 医学・理学・工学・繊維学・農学分野の基礎知識に加えて健康・福祉・医療・創薬領域の専門知識とそれらに支えられた総合的課題解決能力を育成する。

(3) 医療・健康と連携した生体工学・生命工学分野の教育研究を行うことにより、医療関連分野の発展に貢献することを目指す。

(課程、専攻及び分野)

第2条 研究科の課程は修士課程とし、研究科の専攻及び分野は、別表第1に掲げるとおりとする。

(博士課程学位プログラム)

- 第3条 研究科の繊維学専攻及び生命医工学専攻に、大学院学則第27条の3第1項第1号に定めるファイバーネットワークを先導するグローバルリーダーの養成プログラムを実施するために必要な履修コースを置く。
- 2 前項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。
- 第3条の2 研究科の全ての専攻に、大学院学則第27条の3第1項第2号に定めるサステイナブルサイエンスエデュケーションプログラムを実施するために必要な履修コースを置く。
- 2 前項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。

(地域共生マネジメントプログラム)

- 第4条 研究科の農学専攻及び生命医工学専攻に、地域共生マネジメントプログラムを実施するために必要な履修コースを置く。
- 2 前項の履修コースに関し必要な事項は、別に定める。

(コース)

第5条 研究科に、以下の履修コースを置く。
繊維学専攻、生命医工学専攻 繊維・ファイバー工学コース

(研究科長、副研究科長、専攻長及び分野長)

- 第6条 研究科に研究科長を置き、理学系長、工学系長、農学系長又は繊維学系長をもって充てる。
- 2 研究科に研究科長を補佐するため副研究科長を置き、理学系長、工学系長、農学系長及び繊維学系長のうち、研究科長以外の学系長及び生命医工学専攻長をもって充てる。
- 3 専攻及び分野に長を置くことができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

- 第7条 研究科に、大学院学則第11条第1項の定めるところにより、研究科長、副研究科長及び研究科に属する教授で構成する信州大学大学院総合理工学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。
- 2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教員組織)

(他の大学院等における研究指導)

第14条 学生が大学院学則第36条第1項の規定に基づき、他の大学院又は研究所等において特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

2 前項の研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第15条 大学院学則第37条の規定により修得したものとみなす単位については、研究科委員会の定めるところにより、これを行う。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位は、編入学等の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについて、10単位までとする。

3 第1項の規定により単位を受けようとする者は、所定の様式により、研究科長に願い出なければならぬ。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 大学院学則第38条に規定する学生が職業を有している等の事情による長期にわたる教育課程の履修については、研究科委員会において定める。

(学位論文の提出等)

第17条 学位論文(大学院学則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。)の提出等に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第18条 研究科を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 修士に付記する専攻分野の名称は、信州大学学位規程第2条第2項に定めるとおりとする。

(入学者の選抜)

第19条 入志願者に対しては、学力試験を行い、これに出身大学院等へ提出する成績証明書の成績等を総合し、選考の上、入学の許可を学長に申請する。

2 前項の実施方法等については、別に定める。

(留学)

第20条 学生が大学院学則第52条第1項の規定に基づき、外国の大学院等へ留学する場合の取扱いについては、第13条第1項及び第2項並びに第14条の規定を適用する。

2 学生が大学院学則第52条第1項の規定に基づき、外国の大学院等へ留学する場合の留学期間は、1年を超えないものとする。ただし、本学と外国の大学院等との間におけるダブル・ディグリー等(ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリーその他これらに準ずるものをいう。)に関する協定に基づき留学する場合は、この限りではない。

3 前項に規定する留学期間は、在学期間に算入することができる。

(教育方法の特例)

第21条 研究科において必要と認めるときは、授業及び研究指導を夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

2 前項に規定するもののほか、教育方法の特例に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第22条 大学院学則第57条に定める科目等履修生の取扱いに関しては、別に定める。

(研究生)

第23条 大学院学則第64条に定める研究生の取扱いに関しては、別に定める。

(聴講生)

第24条 大学院学則第69条に定める聴講生の取扱いに関しては、別に定める。

(特別聴講学生)

第25条 大学院学則第75条に定める特別聴講学生の取扱いに関しては、別に定める。

(特別研究生)

第26条 大学院学則第76条に定める特別研究生の取扱いに関しては、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第27条 中学校教諭又は高等学校教諭の一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許状に係る大学院学則第47条第2項に定める免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める所定の単位の単位を修得しなければならない。

(雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正前の信州大学大学院理工学系研究科規程(平成24年信州大学規程第186号)は、平成28年3月31日に信州大学大学院理工学系研究科に在学する者に対して、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

別表第1(第2条関係)

専攻等	分野
理学専攻	数学分野 理科学分野
工学専攻	物質化学分野 電子情報システム工学分野 水環境・土木工学分野 機械システム工学分野 建築学分野
繊維学専攻	先進繊維・感性工学分野 機械・ロボット学分野 化学・材料分野
農学専攻	応用生物科学分野 先端生命科学分野 食品生命科学分野 生物資源科学分野 環境共生学分野
生命医工学専攻	生命工学分野 生体工学分野

別表第2(第6条関係)

研究科共通科目	授業科目	単位
科目区分	Introduction to Modern Astrophysics	2
	MOT 特論	2
	選学連携特別講義	2
	国際連携特別講義 I	1
	国際連携特別講義 II	1
研究科共通科目	科学英語	2
	大学院と社会	2
	臨床医学概論	2
	研究者倫理特別講義 (CITI-Japan&講義)	2
	科学技術政策特論	2
	学外特別講義 (長期)	2
	学外特別実習 (長期)	2

理学専攻

理学専攻		単位
科目区分	授業科目	
専攻共通科目	先端科学特別講義 A 先端科学特別講義 B	2 2

群論と対称性	2
多元環論	2
代数的トポロジー	2
微分トポロジー	2
関数環論	2
偏微分方程式論	2
教理解現象学	2
確率解析学	2
代数学特論	2
幾何学特論	2
解析学特論	2
教理解現象学	2
先端代数学 I	2
先端幾何学 I	2
先端解析学 I	2
先端数理科学 I	2
先端代数学 II	2
先端幾何学 II	2
先端解析学 II	2
先端数理科学 II	2
代数学演習 I	4
幾何学演習 I	4
解析学演習 I	4
数理科学演習 I	4
代数学演習 II	4
幾何学演習 II	4
解析学演習 II	4
数理科学演習 II	4
特別研究	4
実務体験実習	2
磁性物質論	2
固体物性物理学	2
磁気共鳴論	2
統計物理学	2
光エレクトロニクス	2
光物性物理学演習 I	4
光物性物理学演習 II	4
物性物理学演習 I	4
物性物理学演習 II	4
磁性物理学演習 I	4
磁性物理学演習 II	4
高エネルギー理論	2
宇宙線物理学	2
高エネルギー実験	2

	物理と対称性	2		
	場の理論 I	2		
	場の理論 II	2		
	宇宙放射線計測学	2		
	観測天文学演習 I	4		
	観測天文学演習 II	4		
	宇宙線物理学演習 I	4		
	宇宙線物理学演習 II	4		
	高エネルギー物理学演習 I	4		
	高エネルギー物理学演習 II	4		
	素粒子物理学演習 I	4		
	素粒子物理学演習 II	4		
	実務体験実習	2		
	計測化学特論	2		
	電気化学	2		
	量子化学	2		
	化学計測学	2		
	分子物質変換学	2		
	分光化学	2		
	反応有機化学演習 I	4		
	反応有機化学演習 II	4		
	物性物理化学演習 I	4		
	物性物理化学演習 II	4		
	分子反応化学	2		
	界面物性科学	2		
	分子合成化学	2		
	複素環化学	2		
	超分子化学	2		
	構造無機化学演習 I	4		
	構造無機化学演習 II	4		
	計測分離化学演習 I	4		
	計測分離化学演習 II	4		
	実務体験実習	2		
	古環境復元論	2		
	古環境変動論	2		
	地殻構造形成論	2		
	シーケンス層序学	2		
	変形構造解析論	1		
	地層科学演習 I	4		
	地層科学演習 II	4		
	相平衡岩石学	2		
	地球学ユニット			
	生物化学	2		
	計測化学特論	2		
	電気化学	2		
	量子化学	2		
	化学計測学	2		
	分子物質変換学	2		
	分光化学	2		
	反応有機化学演習 I	4		
	反応有機化学演習 II	4		
	物性物理化学演習 I	4		
	物性物理化学演習 II	4		
	分子反応化学	2		
	界面物性科学	2		
	分子合成化学	2		
	複素環化学	2		
	超分子化学	2		
	構造無機化学演習 I	4		
	構造無機化学演習 II	4		
	計測分離化学演習 I	4		
	計測分離化学演習 II	4		
	実務体験実習	2		
	古環境復元論	2		
	古環境変動論	2		
	地殻構造形成論	2		
	シーケンス層序学	2		
	変形構造解析論	1		
	地層科学演習 I	4		
	地層科学演習 II	4		
	相平衡岩石学	2		
	地球学ユニット			
	生物学	2		
	遺伝子情報学	2		
	比較発生学	2		
	情報生理学	2		
	生体生物学演習 I	4		
	生体生物学演習 II	4		
	多様性生物学	2		
	進化生態遺伝学	2		
	植物進化学	2		
	進化生態学	2		
	系統発生学	2		
	植物生理学	2		
	進化生物学演習 I	4		
	進化生物学演習 II	4		
	実務体験実習	2		
	環境計測学	2		
	堆積学特論	2		
	大気陸面相互作用論	2		
	雪氷圏水文循環論	2		
	地球システム解析演習 I	4		
	地球システム解析演習 II	4		
	地球環境学 I	2		
	地球環境学 II	2		
	水生生物生態学	2		
	化学生態学	2		
	集水域システム論	2		
	生態システム解析演習 I	4		
	生態システム解析演習 II	4		
	実務体験実習	2		
	特別研究	6		
	分野共通			

工学専攻		工学専攻		単位
専攻共通科目	科目区分	授業科目		単位
		実験的工学手法	応用物理学特論	
物質化学分野	先進材料工学ユニット	実験的工学手法	無機材料工学特論	2
		応用物理学特論	無機材料工学演習	2
			無機材料工学特別実験 I	2
			無機材料工学特別実験 II	2
			無機材料工学特論	2
			無機材料化学演習	2
			無機材料化学特別実験 I	2
			無機材料化学特別実験 II	2
			材料表面工学	2
			電気化学演習	2
			電気化学特別実験 I	2
			電気化学特別実験 II	2
			機器分析化学特論	2
			機器分析化学演習	2
			機器分析化学特別実験 I	2
			機器分析化学特別実験 II	2
			先進材料化学特論	2
			先進材料化学演習	2
			先進材料化学特別実験 I	2
			先進材料化学特別実験 II	2
	光化学特論	2		
	光化学演習	2		
	光化学特別実験 I	2		
	光化学特別実験 II	2		
	機能物質化学特論	2		
	機能物質化学演習	2		
	機能物質化学特別実験 I	2		
	機能物質化学特別実験 II	2		
	有機合成化学特論	2		
	分子集合体化学特論	2		
	有機合成化学演習	2		
	分子集合体化学演習	2		
	有機合成化学特別実験 I	2		
	有機合成化学特別実験 II	2		
	分子集合体化学特別実験 I	2		
	分子集合体化学特別実験 II	2		
	コロイド・界面科学特論	2		
	コロイド・界面科学演習	2		
		コロイド・界面科学特別実験 I	2	
		コロイド・界面科学特別実験 II	2	
		触媒設計演習	2	
		触媒設計特別実験 I	2	
		触媒設計特別実験 II	2	
		高速化学反応論	2	
		高速化学反応演習	2	
		高速化学反応特別実験 I	2	
		高速化学反応特別実験 II	2	
		精密合成化学特論	2	
		精密合成化学演習	2	
		精密合成化学特別実験 I	2	
		精密合成化学特別実験 II	2	
		生物化学特論	2	
		分子生物学特論	2	
		応用生物学特論	2	
		生物化学工学特論	2	
		バイオ・プロセス工学演習 I	2	
		バイオ・プロセス工学演習 II	2	
		バイオ・プロセス工学特別実験 I	4	
		バイオ・プロセス工学特別実験 II	4	
		食品バイオテクノロジー	2	
		応用食品プロセス工学	2	
		食品科学	2	
		食品バイテク実習	1	
		食品プロセス実習	1	
		機能性食品特別講義 I	1	
		機能性食品特別講義 II	1	
		応用解析学特論	2	
		数理解析特論	2	
		応用数学演習 I	2	
		応用数学演習 II	2	
		応用数学演習 III	2	
		応用数学特別実験 I	4	
		応用数学特別実験 II	4	
		応用数学特別実験 III	4	
		物理工学特論 I	2	
		物理工学特論 II	2	
		応用物理演習 I	2	
		応用物理演習 II	2	

		応用物理特別実験Ⅰ	4		モバイル制御特論	2
		応用物理特別実験Ⅱ	4		航空宇宙工学特論	2
		学外特別講義	2		信号検出特論	2
		学外特別実習Ⅰ	2		誤り訂正符号特論	2
		学外特別実習Ⅱ	2		無線信号処理特論	2
		(研究指導)			無線通信システム設計特論	2
		CMOSアナログ集積回路設計	2		情報処理特論	2
		電子材料特論	2		情報理論特論	2
		電子材料演習	2		情報システム工学特論	2
		CMOSアナログ集積回路設計演習	2		信号検出演習	2
		結晶成長演習	2		誤り訂正符号演習	2
		電子材料特別実験	4	通信システムユニット	無線通信システム設計演習	2
		CMOSアナログ集積回路設計特別実験	4		無線信号処理演習	2
		結晶成長特別実験	4		情報処理演習	2
		電子デバイス特論	2		情報理論演習	2
		強誘電体材料特論	2		情報システム工学演習	2
		エネルギーデバイス特論	2		信号検出特別実験	4
		光エレクトロニクス特論	2		誤り訂正符号特別実験	4
		結晶成長特論	2		無線通信システム設計特別実験	4
		電子デバイス演習	2		無線信号処理特別実験	4
		強誘電体材料演習	2		情報処理特別実験	4
		光エレクトロニクス演習	2		情報理論特別実験	4
		エネルギーデバイス演習	2		情報システム工学特別実験	4
		電子デバイス特別実験	4		プログラミング言語特論	2
		強誘電体材料特別実験	4		計算理論	2
		光エレクトロニクス特別実験	4		情報基礎特論Ⅰ	2
		エネルギーデバイス特別実験	4		情報基礎特論Ⅱ	2
		電気回路特論	2		情報基礎特論Ⅲ	2
		磁気回路特論	2		情報基礎演習Ⅰ	2
		電気回路システム演習	2		情報基礎演習Ⅱ	2
		磁気回路システム演習	2		情報基礎演習Ⅲ	2
		電気回路システム特別実験	4	情報システムユニット	情報基礎演習Ⅳ	2
		磁気回路システム特別実験	4		情報基礎特別実験Ⅰ	4
		電気エネルギー変換工学	2		情報基礎特別実験Ⅱ	4
		パワーマネジメントデバイス演習	2		情報基礎特別実験Ⅲ	4
		パワーマネジメントデバイス特別実験	4		情報基礎特別実験Ⅳ	4
		知覚情報論	2		知能情報特論Ⅰ	2
		電気電子工学特論	2		知能情報特論Ⅱ	2
		ソフトウェア工学特論	2		知能情報特論Ⅲ	2
			2		知能情報特論Ⅳ	2
			2		知能情報演習Ⅰ	2
電子情報システム工学 分野	電気電子ユニット					

	知能情報演習II	2
	知能情報演習III	2
	知能情報演習IV	2
	知能情報演習V	2
	知能情報特別実験I	4
	知能情報特別実験II	4
	知能情報特別実験III	4
	知能情報特別実験IV	4
	知能情報特別実験V	4
	計算機システム特論	2
	計算機デバイス特論	2
	情報システム特論I	2
	情報システム特論II	2
	情報システム演習I	2
	情報システム演習II	2
	情報システム演習III	2
	情報システム演習IV	2
	情報システム演習V	2
	情報システム特別実験I	4
	情報システム特別実験II	4
	情報システム特別実験III	4
	情報システム特別実験IV	4
	情報システム特別実験V	4
	情報計測特論I	2
	情報計測特論II	2
	応用情報工学I	2
	応用情報工学II	2
	応用情報工学III	2
	情報計測演習I	2
	情報計測演習II	2
	情報計測演習III	2
	情報計測演習IV	2
	情報計測特別実験I	4
	情報計測特別実験II	4
	情報計測特別実験III	4
	情報計測特別実験IV	4
	情報メディアア学特論I	2
	情報メディアア学特論II	2
	情報メディアア学特論III	2
	情報メディアア学演習I	2
	情報メディアア学演習II	2

	情報メディアア学演習III	2
	情報メディアア学演習IV	2
	情報メディアア学特別実験I	4
	情報メディアア学特別実験II	4
	情報メディアア学特別実験III	4
	情報メディアア学特別実験IV	4
	情報セキュリティ特論	2
	セキュリティ社会システム特論	2
	情報セキュリティ演習I	2
	情報セキュリティ演習II	2
	情報セキュリティ特別実験I	4
	情報セキュリティ特別実験II	4
	応用解析特論	2
	数理解析特論	2
	応用数学演習I	2
	応用数学演習II	2
	応用数学演習III	2
	応用数学特別実験I	4
	応用数学特別実験II	4
	応用数学特別実験III	4
	物理工学特論I	2
	物理工学特論II	2
	応用物理演習I	2
	応用物理演習II	2
	応用物理特別実験I	4
	応用物理特別実験II	4
	学外特別講義	2
	学外特別実習I	2
	学外特別実習II	2
	(研究指導)	
	水処理工学特論	2
	水処理工学演習	4
	水処理工学特別実験	4
	資源エネルギーデバイス材料工学特論	2
	資源エネルギーデバイス材料工学演習	4
	資源エネルギーデバイス材料工学特別実験	4
	水環境化学特論	2
	水環境化学演習	4
	水環境化学特別実験	4

	熱流動解析学特論	2
	機械物理演習 I	2
	機械物理演習 II	2
	機械物理特別実験 I	4
	機械物理特別実験 II	4
	超精密加工実習 I	1
	超精密加工実習 II	1
	超精密加工実習 III	1
	超精密加工実習 IV	1
	先端精密加工実習	1
	超精密加工学特論 I	2
	超精密加工学特論 II	2
	超精密加工学特論 III	1
	発明的問題解決理論	1
	表面処理・計測評価技術特論	2
	先端材料科学特論	1
	精密位置決め技術特論	2
	管理技術特論 I	2
	管理技術特論 II	2
	機械システム演習 I	2
	機械システム演習 II	2
	機械システム特別実験 I	4
	機械システム特別実験 II	4
	応用解析学特論	2
	数理解析特論	2
	応用数学演習 I	2
	応用数学演習 II	2
	応用数学演習 III	2
	応用数学特別実験 I	4
	応用数学特別実験 II	4
	応用数学特別実験 III	4
	物理工学特論 I	2
	物理工学特論 II	2
	応用物理演習 I	2
	応用物理演習 II	2
	応用物理特別実験 I	4
	応用物理特別実験 II	4
	学外特別講義	2
	学外特別実習	2
	(研究指導)	

	建築意匠設計学	2
	建築意匠設計学演習	4
	建築意匠設計学実験	4
	建築意匠設計インターンシップ	4
	建築保存再生設計学	2
	建築保存再生設計学演習	4
	建築保存再生設計学実験	4
	建築保存再生設計インターンシップ	4
	サステイナブル建築設計学	2
	サステイナブル建築設計学演習	4
	サステイナブル建築設計学実験	4
	空間構造設計学	2
	空間構造設計学演習	4
	空間構造設計学特別実験	4
	建築構造設計学 I	2
	マトリクス構造解析演習	4
	マトリクス構造解析実験	4
	建築構造設計学 II	2
	建築構造設計学演習	4
	建築構造設計学実験	4
	建築構造設計インターンシップ	4
	建築設備設計学	2
	建築設備設計学演習	4
	建築設備設計学実験	4
	建築設備設計インターンシップ	4
	建築環境設計学	2
	建築環境設計学演習	4
	建築環境設計学実験	4
	建築心理学	2
	建築心理学演習	4
	建築心理学実験	4
	建築史学特論	2
	建築史学演習	4
	建築史学実験	4
	応用解析学特論	2
	数理解析特論	2
	応用数学演習 I	2
	応用数学演習 II	2
	応用数学演習 III	2
	応用数学特別実験 I	4
	応用数学特別実験 II	4
	分野共通	

	応用数学特別実験Ⅲ	4
	物理工学特論Ⅰ	2
	物理工学特論Ⅱ	2
	応用物理演習Ⅰ	2
	応用物理演習Ⅱ	2
	応用物理特別実験Ⅰ	4
	応用物理特別実験Ⅱ	4
	学外特別講義	2
	学外特別実習	2
	(研究指導)	

	感性文化論	2
	感性材料科学特論	2
	感性繊維化学特論	2
	感性製品工学特論	2
	感性製品設計特論	2
	衣服工学特論	2
	感性工学演習Ⅰ	1
	感性工学演習Ⅱ	1
	感性工学演習Ⅲ	1
	感性工学演習Ⅳ	1
	感性工学特別実験Ⅰ	2
	感性工学特別実験Ⅱ	2
	感性工学特別実験Ⅲ	2
	感性工学特別実験Ⅳ	2
	繊維感性工学特論	2
	マーケティング特論	2
	English Presentation	2
	インターネットシラバス実習	1
	インターネットシラバス実習	2

繊維学専攻			
科目区分	授業科目	単位	
専攻共通科目	繊維技術士特論	2	
	Textile Technology	2	
先進繊維・感性工学分野	繊維材料科学特論	2	
	ヤーンテクノロジー特論	2	
	テキスタイルデザイン特論	2	
	先進繊維システム管理特論	2	
	インターネット工学特論	2	
	先進繊維計測学特論	2	
	繊維信号解析学特論	2	
	繊維製品快適性評価特論	2	
	繊維文化財学特論	2	
	先進繊維工学演習Ⅰ	1	
	先進繊維工学演習Ⅱ	1	
	先進繊維工学演習Ⅲ	1	
	先進繊維工学演習Ⅳ	1	
	先進繊維工学特別実験Ⅰ	2	
	先進繊維工学特別実験Ⅱ	2	
	先進繊維工学特別実験Ⅲ	2	
	先進繊維工学特別実験Ⅳ	2	
	感性工学ユニット	製品生理学特論	2
		感性計測特論	2
		感性デザイン特論	2
認知心理学特論		2	
感性情報工学特論		2	
知能情報学特論		2	

	移動現象論特論	2
	無機材料化学特論	2
	分野共通	
	ナノ融合材料科学特論	2
	複合材料力学特論	2
	破壊力学特論	2
	振動解析学特論	2
	熱工学特論	2
	流体力学特論	2
	電子工学特論	2
	ロボット工学特論	2
	宇宙工学特論	2
	非線形制御特論	2
	機械・ロボット学演習Ⅰ	1
	機械・ロボット学演習Ⅱ	1
	機械・ロボット学演習Ⅲ	1
	機械・ロボット学演習Ⅳ	1
	機械・ロボット学特別実験Ⅰ	2
	機械・ロボット学特別実験Ⅱ	2
	機械・ロボット学特別実験Ⅲ	2
	機械・ロボット学特別実験Ⅳ	2
	インターネットシラバス実習	1
	インターネットシラバス実習	2
化学・材料分野	ファイバー材料工学ユニット	2

	光材料化学特論 プロセス開発工学特論 環境資源化学特論 半導体工学 材料反応設計特論 界面科学特論 反応システム工学特論	2	2
		2	2
機能高分子学ユニット	生命機能高分子学特論 I	2	2
	生命機能高分子学特論 II	2	2
	生命機能高分子学特論 III	2	2
	ファイバー・機能材料科学特論 I	2	2
	ファイバー・機能材料科学特論 II	2	2
	ファイバー・機能材料科学特論 III	2	2
	合成高分子学特論 I	2	2
	合成高分子学特論 II	2	2
	分子集合機能学特論 I	2	2
	分子集合機能学特論 II	2	2
	分子集合機能学特論 III	2	2
	分子化学特論 I	2	2
	分子化学特論 II	2	2
反応化学特論 I	2	2	
反応化学特論 II	2	2	
反応化学特論 III	2	2	
構造化学特論 I	2	2	
構造化学特論 II	2	2	
構造化学特論 III	2	2	
機能化学特論 I	2	2	
機能化学特論 II	2	2	
機能化学特論 III	2	2	
機能化学特論 IV	2	2	
分野共通	化学・材料演習 I	1	1
	化学・材料演習 II	1	1
	化学・材料演習 III	1	1
	化学・材料演習 IV	1	1
	化学・材料特別実験 I	2	2
	化学・材料特別実験 II	2	2
	化学・材料特別実験 III	2	2
	化学・材料特別実験 IV	2	2
	化学・材料特別講義	2	2
	インターンシップ実習	1	1
インターンシップ実習	2	2	
応用生態学特論 I	1	1	

	応用生態学特論 II	1	1
	保全環境学特論	2	2
	農産製造学特論	2	2
	資源微生物学特論	2	2
	応用微生物学特論	2	2
	応用昆虫学特論	2	2
	発酵生物学特論	2	2
	蛋白質工学特論	1	1
	応用生物学英語	1	1
	家畜生産学特論	2	2
	蚕利用学特論 I	1	1
	蚕利用学特論 II	1	1
	先進栽培学特論	2	2
	植物工学特論	2	2
	細胞生物学特論	2	2
	シルク加工利用学特論	2	2
	分子育種学特論 I	1	1
	分子育種学特論 II	1	1
	生体材料学特論	2	2
	育種工学特論	2	2
	ゲノム機能工学特論	2	2
	発酵食品学特論	2	2
	遺伝子機能科学特論	2	2
	バイオマス繊維生産利用学特論	2	2
	応用生物科学特論	1	1
	応用生物科学演習 I	1	1
	応用生物科学演習 II	1	1
	応用生物科学演習 III	1	1
応用生物科学演習 IV	1	1	
応用生物科学特別研究 I	2	2	
応用生物科学特別研究 II	2	2	
応用生物科学特別研究 III	2	2	
応用生物科学特別研究 IV	2	2	
インターンシップ実習	1	1	
インターンシップ実習	2	2	

農学専攻

農学専攻		単位
科目区分	授業科目	2
専攻共通科目	食と緑の科学特論 国際農学特論 I	2

機能性食品創製学ユニット	機能性食品創製学特論 I	2
	機能性食品創製学特論 II	2
	食料資源利用学特論	2
	食品生命科学特別演習	2
	特別インテンシブ (短期)	2
	特別研究	10
	Advanced Study for Food Science	2
	動物資源生産学特論 I	2
	動物資源生産学特論 II	2
	動物資源生産学特別演習 I	2
動物資源生産学特別演習 II	2	
動物資源生産学特別実験実習	2	
植物資源生産学特論 I	2	
植物資源生産学特論 II	2	
植物資源生産学特別演習 I	2	
植物資源生産学特別演習 II	2	
植物資源生産学特別実験実習	2	
生産環境システム学特論 I	2	
生産環境システム学特論 II	2	
生産環境システム学特別演習 I	2	
生産環境システム学特別演習 II	2	
生産環境システム学特別実験実習	2	
生物・食資源生産学特論	2	
生物資源科学特別演習	2	
特別インテンシブ (短期)	2	
特別研究	10	
Advanced Study for Biological Resources	2	
森林資源利用学特論	2	
木材理学特論	2	
森林資源利用学特別演習 I	2	
森林資源利用学特別演習 II	2	
森林資源利用学特別実験実習	2	
地域環境計画学特論	2	
緑地環境評価学特論	2	
地域環境共生学特別演習 I	2	
地域環境共生学特別演習 II	2	
地域環境共生学特別実験実習	2	
山地保全学特論	2	
森林生態学特論	2	
山岳環境保全学特別演習 I	2	
山岳環境保全学特別演習 II	2	
山岳環境保全学特別実験実習	2	
環境共生学特論	2	
環境共生学特別演習	2	

国際農学特論 II	国際農学特論 II	2
	国際農学特論 III	2
	国際農学特論 IV	2
	国際農学特別演習 I	2
	国際農学特別演習 II	2
	国際農学特別実習 I	2
	国際農学特別実習 II	2
	基礎生命機能科学特論	2
	生命機能科学特論	2
	生命機能工学特別演習 I	2
生命機能工学特別演習 II	2	
生命機能工学特別実験実習	2	
細胞システム科学特論	2	
動物細胞工学特論	2	
細胞システム科学特別演習 I	2	
細胞システム科学特別演習 II	2	
細胞システム科学特別実験実習	2	
菌類共生科学特論	2	
農環境特論	2	
生物共生科学特別演習 I	2	
生物共生科学特別演習 II	2	
生物共生科学特別実験実習	2	
先端生命科学特論	2	
先端生命科学特別演習	2	
特別インテンシブ (短期)	2	
特別研究	10	
Advanced Study for Life Science	2	
応用微生物学特論	2	
分子生物・遺伝子工学特論	2	
食品生物機能科学特別演習 I	2	
食品生物機能科学特別演習 II	2	
食品生物機能科学特別実験実習	2	
食料分析化学特論	2	
食料機能解析学特論	2	
食料機能解析学特別演習 I	2	
食料機能解析学特別演習 II	2	
食料機能解析学特別実験実習	2	
食品分子機能学特論	2	
食品機能開発学特論	2	
食品分子機能学特別演習 I	2	
食品分子機能学特別演習 II	2	
食品分子機能学特別実験実習	2	

	特別インターンシップ (短期)	2
	特別研究	10
	Advanced Study for Environmental Science	2

	生体医学演習 III	1
	生体医学演習 IV	1
	生体医学特別実験 I	2
	生体医学特別実験 II	2
	生体医学特別実験 III	2
	生体医学特別実験 IV	2

生命医学専攻

生命医学専攻			単位
科目区分	授業科目		
専攻共通科目	基礎科目	医療倫理学・社会医学	2
	応用科目	病院インターンシップ研修	1
		行政・企業インターンシップ研修	4~6
	基礎科目	力学基礎 I	2
生命工学分野		力学基礎 II	2
		生命工学特論	2
		先進応用生命科学特論	2
		生命情報科学特論	2
		先進生命科学特論	2
		分子生物学特論	2
		生命工学演習 I	1
	専門科目	生命工学演習 II	1
		生命工学演習 III	1
		生命工学演習 IV	1
		生命工学特別実験 I	2
		生命工学特別実験 II	2
		生命工学特別実験 III	2
		生命工学特別実験 IV	2
生体医学分野	基礎科目	生物学基礎 I	2
		生物学基礎 II	2
		生体医学特論	2
		生体ロボット学特論	2
		医療ロボット学特論	2
		生体流体力学特論	2
		生体マイクログレブパス特論	2
		生体情報システム学特論	2
		基礎連続体統計学特論	2
	専門科目	動物行動学特論	2
		生体材料学特論	2
		バイオメカニクス特論	2
		生体応答学特論	2
		生体計測学特論	2
	生体医学演習 I	1	
	生体医学演習 II	1	

サステイナブルサイエンス・テクノロジーグローバル人材養成プログラム

サステイナブルサイエンス・テクノロジーグローバル人材養成プログラム			単位
コース	授業科目		
サステイナブルエネルギー	エネルギー材料科学特論 I		2
	エネルギー材料科学特論 II		2
	エネルギーデバイス総論		2
	エネルギーシステム特論 I		2
	エネルギーシステム特論 II		2
サステイナブルウォーター	水環境科学特論		2
	水創成特論		2
サステイナブルフード	水利用システム特論		2
	食料機能学総論		2
	食資源利用学総論		2
	フードビジネス総論		2
	食料生命科学総論		2
	食農生産システム工学特論		2

繊維・ファイバー工学コース

繊維・ファイバー工学コース			単位
科目区分	授業科目		
基礎科目	繊維系合同研修		2
	繊維系資格概論		2
専門科目	アカデミックインターンシップ (国内)		2
	アカデミックインターンシップ (海外)		2
	海外繊維・ファイバー工学事情 I		2
	海外繊維・ファイバー工学事情 II		2
	繊維基礎科学		2

地域共生マネージメントプログラム

地域共生マネージメントプログラム	単位
授業科目	
地域連携・経営学特論 I	2
地域連携・経営学特論 II	2
動植物環境共生学特論	2
食品バイオサイエンス特論	2
中山間地域管理学	2
生命産業科学特論	2
地域課題探究演習 I	2
地域課題探究演習 II	2
特別研究	10

ファイバーネットワークを先導するグローバルリーダーの養成プログラム

科目区分	授業科目	単位
必修科目	英語技法特論 I	2
	英語技法特論 II	2
	MOT	2
	ファイバー基礎実習	1
	Textile Fundamentals I	2
	研究室ローテーション I	1
	ものづくり・ことづくり演習 I (チームワーキング)	1
	International Topics on Fiber Engineering I	3
	英語技法特論 III	2
	英語技法特論 IV	2
	ファイバーイノベーション概論	2
	Textile Fundamentals II	2
	研究室ローテーション II	1
	ものづくり・ことづくり演習 II (チームワーキング)	1
International Topics on Fiber Engineering II	3	
共通分野	テキスタイル基礎実習	1
	繊維・ファイバー工学特別実験	1
	サブライチエーション	2
	プロダクトデザイン	2
	マーケティング	2
	知的財産	2
	工業経済学	2
	科学哲学	2
	日本文化論	2
	比較文化論	2
技術者倫理	2	

ナノファイバー工学特論	2
ヤーンテクノロジー	2
高性能繊維設計特論	2
高性能繊維設計特論	2
ナノマテリアル工学特論	2
機能高分子工学特論	2
シルク利用工学	2
バイオファイバー科学	2
医用材料特論	2
繊維生物資源学	2
生体分子機能科学	2
バイオマス利用工学	2
バイオミメティック科学	2
複合材料設計学特論	2
er-Textile 設計特論	2
プロテクティブテキスタイル特論	2
テキスタイルデジタルデザイン特論	2
先進繊維計測学特論	2
繊維集合体特論	2
ファッションデザイン論	2
衣服設計論	2
感性情報工学特論	2
感性製品計測・評価法特論	2
製品生理学特論	2
繊維製品生産論	2

29. 位置及び沿革

位置

北緯 35度51分43秒
 東経 137度56分19秒
 標高 77.2. 69メートル (槽内三本木三角点位置)

所在地

信州大学農学部 長野県上伊那郡南箕輪村8304
 附属アルプス圏フィールド科学教育研究センター
 構内ステーション 長野県上伊那郡南箕輪村8304
 野辺山ステーション 長野県南佐久郡南牧村野辺山二ツ山462-1
 西駒ステーション 長野県伊那市伊那字小黒日向7119-110
 手良沢山ステーション 長野県伊那市大手良野口字沢山2202-12

沿革

昭和20年 2月 5日 長野県立農林専門学校 (農科・林科) 設立許可
 4月 1日 開校
 4月15日 第1回入学式挙行
 昭和24年 5月31日 信州大学設置に伴い同校を吸収、同学農学部 (農学科・林学科) として発足
 昭和25年 4月 1日 附属農場及び附属演習林設置
 昭和27年 7月11日 長野県立農林専門学校廃止
 昭和33年 4月 1日 農学専攻科 (農学専攻・林学専攻) 設置
 昭和35年 4月 1日 畜産学科学増設
 昭和39年 4月 1日 農学専攻科 (畜産学専攻) 増設
 昭和40年 4月 1日 森林工学科増設
 昭和42年 4月 1日 農学科を改組拡充し園芸農学科に名称変更
 4月 1日 農芸化学科増設
 昭和44年 4月 1日 農学専攻科 (森林工学専攻) 増設
 4月 1日 野辺山農場が本部より所属換
 昭和47年 4月 1日 大学院農学研究科修士課程 (園芸農学専攻・林学専攻・畜産学専攻・森林工学専攻・農芸化学専攻) 設置
 昭和48年 3月31日 農学専攻科廃止
 4月12日 畜産学科に草地学講座増設
 昭和51年 5月10日 林学科に森林風致計画学講座増設
 昭和52年 4月18日 園芸農学科に森林昆虫学講座増設
 昭和53年 4月 1日 農芸化学科に環境保全化学講座増設
 昭和54年 4月 1日 林学科森林化学講座を木材利用学講座に名称変更
 4月 1日 畜産学科に家畜生体機構学講座増設
 4月 1日 附属高冷地農業実習施設設置
 昭和56年 4月 1日 森林工学科に地域計画学講座増設
 昭和62年 4月 1日 臨時増募の開始
 昭和63年 4月 1日 園芸農学科, 林学科, 畜産学科, 森林工学科, 農芸化学科を生物生産科学科, 森林科学科, 生物資源科学科に改組
 平成 3年 4月 1日 岐阜大学大学院連合農学研究科博士課程設置によりその構成大学となる
 平成 4年 4月 1日 大学院農学研究科修士課程, 園芸農学専攻・林学専攻・畜産学専攻・森林工学専攻・農芸化学専攻を生物生産科学専攻・森林科学専攻・生物資源科学専攻に改組
 平成 7年 4月 1日 森林科学科に森林環境文化学講座増設

平成 9年 4月 1日

学部改組

- 生物生産科学科 (生物資源生態学講座, 園芸生産利用学講座, 動物生産利用学講座) を食料生産科学科 (生物環境管理学講座, 植物資源生産学講座, 動物資源生産学講座, 食資源利用学講座) に改組
- 森林科学科 (森林資源計画学講座, 森林生産保全学講座, 空間利用整備学講座, 森林環境文化学講座) を (山地環境保全学講座, 森林生産利用学講座, 農山村環境学講座, 緑地環境文化学講座) に改組
- 生物資源科学科 (生物制御化学講座, 生物機能化学講座, 生物資源開発学講座) を応用生命科学科 (生物制御化学講座, 生物機能化学講座, 生物資源開発学講座) に改組

臨時増募の廃止

附属農場・演習林事務部の廃止
 平成11年 4月 1日
 平成12年 4月 1日 第3年次編入学制度化
 平成13年 4月 1日 大学院農学研究科修士課程, 生物生産科学専攻・生物資源科学専攻を食料生産科学専攻・応用生命科学専攻に改組

大学院農学研究科修士課程, 機能性食料開発学専攻 (独立専攻) 設置

附属農場, 附属演習林及び附属高冷地農業実習施設を附属アルプス圏フィールド科学教育研究センターに改組

大学院総合工学系研究科博士課程 (生命機能・バイオバ工学専攻, システム開発工学専攻, 物質創成科学専攻, 山岳地域環境科学専攻, 生物・食料科学専攻) 設置

食料保健機能開発研究センター設置

食と緑の科学資料館「ゆりの木」設置

農学部プロジェクト研究推進拠点設置

野生動物対策センター設置

講座制を廃止し, 分野制に改組

岐阜大学大学院連合農学研究科との協体体制終了

近未来森林総合科学教育研究センター設置

附属AFC野辺山ステーションが教育関係共同利用拠点到認定

国際農学教育研究センター設置

附属AFC演習林が教育関係共同利用拠点到認定

学部改組

食料生産科学科, 森林科学科, 応用生命科学科を農学生命科学科 (生命機能科学コース, 動物資源生命科学コース, 植物資源科学コース, 森林・環境共生学コース) に改組

伊那キャンパスに名称変更

食と緑の資料館を増設

食料保健機能開発研究センターを機器分析支援センターに改編

情報室を情報システム支援センターに改編

大学院改組

農学研究科と理工学系研究科を総合理工学研究科に統合再編し, 農学系では, 農学専攻に4分野 (先端生命科学分野, 食品生命科学分野, 生物資源科学分野, 環境共生学分野), 及び生命医工学専攻に1分野 (生命工学分野) を設置
 講義棟を改修

30. 信州大学学生生活に関する通則

(平成16年4月1日信州大学通則第1号)

(趣旨)

第1条 この通則は、信州大学（以下「本学」という。）の学生が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(誓約書及び保証人)

第2条 本学の学生となる者は、入学のとき保証人1名を定め、連署の誓約書をその所属する学部の長又は研究科の長（以下「学部長等」という。）を経て学長に提出しなければならない。

第3条 保証人に異動があったときは、速やかに学部長等に届け出なければならない。

(住所)

第4条 学生は、毎学年始め、その住所を学部長等に届け出て、異動のときは、その都度速やかに届け出るものとする。

(学生証)

第5条 学生は、入学のとき学長から学生証の交付を受け、常に携帯するとともに、必要に応じこれを提示するものとする。

第6条 学生証を汚損又は紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。

第7条 学生が本学の学籍を離れたときは、直ちに学生証を学長に返納しなければならない。

(厚生)

第8条 学生は、毎学年所定の健康診断を受けなければならない。

2 学部長等は、必要に応じ学生に治療を命じ、又は登学を停止することがある。

第9条 学生は、別に定めるところにより、本学の福利厚生施設を利用することができる。

(団体)

第10条 学生が、学生を構成員とする団体（以下「学生団体」という。）を設立しようとするときは、教職員（常時勤務するものに限る。）のうちから顧問を定め、会則、代表者及び役員の氏名並びに会員数を記載した文書を添え、あらかじめ代表者から学部長等を経て学長に届け出なければならない。ただし、会員が2学部以上にわたるときは、学生担当の副学長（以下「担当副学長」という。）を経て届け出るものとする。

2 届け出た記載事項に変更が生じたときは、速やかに前項に準じた手続をするものとする。

第11条 学生団体が学外団体に加入し、又は脱退するときは、学部長等を経て学長に届け出なければならない。ただし、会員が2学部以上にわたるときは、担当副学長を経て学長に届け出るものとする。

(集会)

第12条 学生又は学生団体が本学の施設を使用して集会をしようとするときは、目的、日時、場所、予定人員等を記載した文書を提出し、当該施設を所管する部局の長の許可を受けなければならない。

(催物)

第13条 学生又は学生団体が学内外において、学生及び一般を対象として各種の催物をしようとするときは、あらかじめ学部長等を経て学長に届け出なければならない。ただし、学生又は学生団体の会員が2学部以上にわたるときは、担当副学長を経て学長に届け出るものとする。

(掲示)

第14条 学生又は学生団体による学内での文書、ポスター、立看板（以下「掲示物」という。）の掲示については、国立大学法人信州大学における掲示に関する規程（平成16年国立大学法人信州大学規程第61号）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 掲示物は、所定の一般掲示場（学生用掲示場）に掲示するものとする。

(2) 掲示物には、掲示した日付並びに学生にあっては掲示責任者名、学生団体にあっては団体名及び団体の代表者名を記載するものとする。

(3) 掲示の期間は、3週間以内とし、この期間を経過したものは、前号に規定する当該掲示責任者又は団体の代表者において、これを撤去するものとする。ただし、特別の事由がある場合は、掲示の期間を延長することができるものとする。

(禁止等の措置)

第15条 第10条から前条までに規定する行為が本学の目的にそわないと認めるときは、禁止又は変更等を命ずることがある。

附 則

この通則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日平成19年度通則第1号）

この通則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月15日平成23年度通則第1号）

この通則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日平成25年度通則第1号）

この通則は、平成25年4月1日から施行する。



31. ハラスメント（嫌がらせ）にと思ったら 【ハラスメント相談員】に相談してください

～信州大学イコール・パートナーシップ委員会から学生の皆さんへ～

ハラスメントって何？

◎ハラスメントとは、信州大学では、「ハラスメントの防止等に関する規程」で、ハラスメントを次の4つに分類しています。（規程全文は、信州大学HP「大学案内」→「国立大学法人信州大学規則集」→「第1編 全学第5章 人事」に掲載。）

I.:セクシュアル・ハラスメント…

- ・ 修学・就業上の地位や権限を背景とした異性への誘い掛け・嫌がらせや、性的意味を持つ言動で相手を不快にさせることのほか、卑猥なポスターなどで修学環境を損ねるようなことも含まれます。
- ・ セクシュアル・ハラスメントかどうかは、基本的には受け手が不快に感じるかどうかです。**当事者間の認識や意識のズレが原因となることが少なくないだけに、相手を思いやいや配慮が根絶の第一歩です。**

II.:アカデミック・ハラスメント…

- ・ 教員等が教育・研究において、地位・職務権限を利用して学生等に著しい不利益を与えたり、不適切な言動で環境を害する行為を言います。
- ・ 典型的な事例は、人格まで否定するような言葉の暴力、正当な理由なくまくまく指導してもらえない、研究・論文執筆等の妨害、非常識なノルマや雑用・私用の命令、極度のえこひいき、などです。

III.:パワー・ハラスメント、IV.:その他のハラスメント…

- ・ パワー・ハラスメントとは、職員（上司―部下）間の、就業上のハラスメントです。
- ・ その他のハラスメントとは、セクハラ、アカハラ、パワハラに準じる行為や学外者によるハラスメントです。

ハラスメントを受けて辛いと感じたら、ハラスメント相談員に相談してください。

- ◎ハラスメント相談員は、本学の教職員で構成され、全学教育機構、各学部等の男女それぞれ複数名からなります。ハラスメント相談員はあなたの立場に立ち、相談に乗ります。
- ・ **秘密は厳守**されます。相談したからといって、不利益な取扱いをされることもありません。
- ・ ハラスメントを受けていることを隠してもらいたくないときだけでも連絡して構いません。
- ・ 相談は友人と一緒に構いません。
- ・ 他学部の相談員に相談しても構いません。
- ・ 相談内容によっては総合健康安全センターのカウンセリングを受けることができます。

◎ハラスメント相談員は、ハラスメント行為を受けているあなたの**サポーターのような立場の人**です。あなたとの相談の結果、行為者への「**申入れ**」や「**ハラスメント相談調査対策委員会**」の設置（裏面※①、②）をあなたが望んだ場合、イコール・パートナーシップ委員会（下記参照）への申請手続きについて助言してくれます。イコール・パートナーシップ委員会は関係の部局長と協力して「**申入れ**」や「ハラスメント相談調査対策委員会」の設置を実施します。

ハラスメント相談員への連絡先は？

氏名一覧と連絡先は、ACSU（握手）内お知らせでご覧になるか、各学務窓口あるいは「学生相談センター（0263-37-3165）」にお問い合わせください。

「イコール・パートナーシップ（EP）委員会」とは？

本学の教職員各4名（男女同数）で構成され、ハラスメントのない信州大学にするために学長の下に設置された委員会です。しかし、真偽を調査する委員会ではありません。学生一人一人の人權を擁護するとともに、修学にふさわしい環境が確保されることを目的とする委員会です。差別・人権などについても疑問や問題があれば、epinkal@shinshu-u.ac.jpが委員、いずれかに気軽に相談してください。

※① 行為者への「申入れ」とは？

イコール・パートナーシップ委員会が、行為者に対してハラスメントの原因となった事態の解消を依頼することをいいます。事実調査はせず、相手に相談者が傷つたことを理解して、今後同じことをしないようにしてもらえばよい、と考えるときに適しています。その際、行為者に対して匿名を希望すれば、そのような配慮をします。

※② 「ハラスメント相談調査対策委員会」の設置とは？

行為者に「**申入れ**」をしても事態が解消しない、または事実調査をした上で、それに対して判断し、ハラスメント解消のための適切な措置を求めたいときは、あなたの要望によって、学長の下に「**ハラスメント相談調査対策委員会**」が設置されます。行為者とあなたの双方からの言い分を聞いた上で問題の所在を把握し、それに応じてその後の措置が決まっていきます。

学外にも相談窓口があります。

① 主に女性のための相談窓口

施設等名	各相談	電話番号	曜日・時間帯
長野県男女共同参画センターあいちびあ	一般相談、法律相談（要予約）	0266-22-8822	【一般】 火～木・土 8:30～17:00、金 8:30～19:00 【法律】予約方法、実施日等は直接確認願います。
	女性のためのカウンセリング（要予約）		第2木、第4土10:00～15:50（一人50分） 場所：男女共同参画センターあいちびあ 詳細については電話で直接確認願います。
ハレア松本・女性センター	一般相談、女性弁護士による法律相談（要予約）	0263-39-1105	【一般】（電話）火、第1・第3水、金9:00～12:00、（面談）月・火・木・金13:00～16:00、第4金16:00～19:00（要予約）【法律】予約方法、実施日等は直接確認願います。
長野県警・女性被害犯罪ダイヤルサポート110	相談電話	026-234-8110	月～金 9:00～17:00
上田市市民プラザ・ゆう	専任相談員による一般相談、女性弁護士による法律相談（要予約）	0268-27-3123	【一般】火11:00～18:00 木10:00～17:00、第2、4土10:00～17:00 【法律】の相談及び面談相談は要予約 【法律】予約方法、実施日等は直接確認願います。
	伊那市人権男女共同参画係	女性のための相談	0265-78-4111（内線2145）
女性の人権ホットライン	女性をめぐぐる人権相談	0570-070-810（全国共通）	月～金 8:30～17:15※PHS、IP電話からの場合 026-232-8145（長野地方方法務局）

② 主に男性のための相談窓口

施設等名	各相談	電話番号	曜日・時間帯
長野県男女共同参画センターあいちびあ	男性のための相談（電話相談）	0266-22-7111	金17:00～19:00
	男性の悩み相談	0263-37-1587	第2・第3・第4火17:00～20:00

③ 男女を問わない相談窓口

施設等名	電話番号	曜日・時間帯
心の電話相談（長野県精神保健福祉センター）	026-227-1810	
長野県方法務局人権擁護課	026-235-6634	
法務局上田支局人権相談所	0268-23-2001	月～金 8:30～17:15
法務局松本支局人権相談所	0263-32-2571	
法務局伊那支局人権相談所	0265-78-3462	

さらに詳しくは、県や市町村のホームページなどをご覧ください。

信州大学キャンパス・コード（基本指針）とは…

信州大学では、「**人權**」に係わって、必要不可欠な基本的指針を定めています。これを**キャンパス・コード**といい、次の6本柱から成っています。わたしたち学生・教職員は、ハラスメントのない信州大学を作る責務があります。全文は、前記「ハラスメントのない大学にするために」→「信州大学キャンパス・コード」をご覧ください。

- 個人を人間として等しく尊重します。
- 性差別の根絶をめざし、男女共同参画を推進します。
- 権利・権限を適正に行使します。
- 学問・言論の自由を尊重します。
- 人権侵害等を防止します。
- プライバシー等を保護します。

* 前頁右端はEP委員会のロゴで、「ep」の文字を男女のハートにデザインし、2つ合わせた**四葉のクローバー**です。

平成 28 年 4 月発行

発行・編集／ 信州大学大学院総合理工学研究科

(伊那キャンパス)

〒399-4598 長野県上伊那郡南箕輪村 8 3 0 4

学務グループ教務担当 TEL (0265) 77-1308

FAX (0265) 77-1313



SHINSHU UNIVERSITY